

文部事務官 木田 宏

新教育と教科書制度

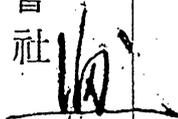
実業教科書株式会社発行

Qua 11. februa 69

文部事務官 木田 宏著

新教育と教科書制度

実業教科書株式會社



序

この書は、最近特に各方面の視聽を集めている教科書に関する重要問題をとらえて、平明な解説を試み、問題の要點と資料の提供をはかったものである。敗戦後の日本が早急に解決しなければならぬ緊急案件の中で、深く人心の基底に根ざす問題の一つは、教育のことである。いつの時代、どこの学校、どんな教育施設でも、教科書をその内容とし、又はそれによつて教育が行われる限り、教科書が多くの関心を受け、批判研究の対象になつてきたことは当然のことである。敗戦を契機として、わが國における教科書今後の在り方について、きびしい批判と、その制度に対し改革の論議が盛んに行われ、諸種の要望が高まってきたこともまた必然のことであり、喜ぶべきことである。もとより、政府は、これに應えて、着々必要な施策を実施し、いわゆる教科書の新制度の確立をはかっていることは、周知のとおりである。しかしその間の案外な点が世間一般に知られていないところがある。これではせっかくの新制度も運用の円満を欠いたり、誤解からくるいたすらの混乱が伴つたりして、まことにいかんと申さねばならない。ここにこの書が、いささかの希望を以て、問題の要點とその処理の事情とを解明し、教育の普及のためにも一役を買うに至ったゆえんである。

これまで、わが國には、教科書の研究に関する著作が甚だ少ない。また、國民一般は政府が用

意する教科書を用いて、永くそれに馴れてきた。今回、根本的な革新の緒についた教科書の新制度について、この書が、その重要問題に関連して、沿革的な考察を加え、或いは米國の例などを挙げて廣く眼を海外にも注ぎ、検討の視野を廣げたことは、教科書問題に関する大方の研究に参考資料を加えることを庶幾したものにほかならない。

問題の性質上、この書は、直接には教師、教育事務関係者、著作者、出版者各位を対象としているが、いやしくも教育のことに関心をもたれる父兄、一般識者の参考にも資せんことを意図している。著者木田君は文部省に職を奉じ、企画の事務に與る新進好學の人である。しかしながら、早卒の間に準備されたので、必ずしも完全を期することはできなかつたと想像されるが、少なくとも現下の教科書に関する重要問題はよくとらえていると信ぜられる。問題の取扱いや表現在周到慎重を保し難い点が少なくないと思われるが、希くは寛容をもつて趣旨のあるところを補い、要点の理會によつてこの書の責を免れしめられたい。そして、よい教科書が今後、いよいよ多く発行され、わが國教育内容の充実、ひいては教育振興の機運促進に多少の手だてになることができたならば、この書発刊の微衷は大いに報いられたと申すべきである。あえてここに序として江湖の有志に叱正をねがう次第である。

昭和二十三年十一月二十五日

近 藤 唯 一

自序

文部省で教科書制度の改善に関する仕事に携わるようになってから、仕事の関係で、従來の制度や、教科書の本質的な意義・機能について、いろいろと勉強するの必要を感じた。

教科書は、教育内容の最も中心的な地位を占めるだろうとの素人論から、右のような必要をみたしてくれる文献や参考書は、容易に見出し得るであろうと思つていたところが、探してみると、関係のものが少ないので意外に思つた。仕事の片手間に尋ねたのであるから、探し方も不十分だったのであるが、教科書中心に纏められた適当な資料を見出すことができず、あちらこちらの資料から、少しずつ集めて来るより途がないことを知つた。

與えられた日々の役所の仕事の合間に、そのような資料を探し集めることは、微力な自分にとつて、なか／＼容易なことではなく、勉強遅々として進まない間に、教科書制度改革の歩は進められていった。この改革は、六三制の実施とともに、戦後の教育刷新の一環をなすものである。

改革の措置として教科書の検定を廣く一般に行うようになったことは、明治三十六年、小学校の主要教科について、教科書の國定制度が実施されたことと共に、教科書制度上の二大変革であ

ることができよう。既に昭和二十四年度から、廣く検定教科書の使用が認められて、六十年点にのぼる新しい検定教科書が発行されようとしている。しかし、それだけでこの新制度はでき上つたものでは決してない。明治時代においても、三十六年に文部省編修が決定されてから、最近まで行われたような國定制度が確立するまでには、やはり数年を要している。國定制度のように制度の單純化をはかってもその状況であるから、検定制へ逆にもどして、採択、発行供給といろ／＼の面がより複雑になつて來る新制度が、本当に確立され、円滑に実施されるまでには、少なくとも数年を要するものと思われる。

今、検定の審査を開始するという新制度の第二石が投ぜられたに過ぎない。今後この一石を生かして、教育刷新の実を挙げうるか否かは、かがつて関係者一同の努力いかんにある。しかも、現実に即應し下から盛り上つて來る熱意に基づいた努力が行われるか否かにある。

この時、教科書制度の改善に僅かながらも関與している者として、粗雑ながらも纏めた材料を提供し、直接教育にたずさわつておられる教師を始め、教育行政に関係している人々、教科書の編修、発行などに努力しておられる人々に、さらには教育に関心を寄せられる父兄その他の方々に問題の所在を明らかにすることは、意義あることと思ひ、卑才をかえりみずこの書をおくるところとした。忙中をさいで取り纏めたもの故、盡さない点もあり、もとより一個人の見解であつて

是正すべき点もあることと思ひ、大方の叱正を頂いて、とも／＼に教育の刷新に寄與することができれば、筆者の喜びこれに過ぐるものはない。

なお巻末に教科書を中心として見た現行教育法令をかなり詳しく集録した。一般の方々には現行教育法令の輪廓は示しうろと思われ、教科書の編修発行に携わる人々や教科書行政に携わる方々の必要をも充たしうろと思ふ。参考になれば幸である。

日頃、いろ／＼と指導を受けている近藤庶務課長から、本書のために序を頂き内容の詳細にわたつて御意見を頂いたことは、感謝に堪えない。又この書の発行に努力して頂いた実業教科書株式会社の水谷氏その他の方々にも、末筆ながら謝意を表したい。

昭和二十三年十一月七日

目次

緒論	一
第一章 教科書制度の变革	六
一 暫定措置	六
二 教科用図書委員会	三
第二章 國定教科書の沿革	二
第三章 教科書検定の新制度	九
一 新制度の意義	九
二 検定の意義	三
三 検定の手続	四
四 教科用図書検定基準	〇
第四章 教科書の採択制度	六

- 一 採択制度の沿革…………… 六六
- 二 アメリカの制度…………… 八六
- 三 新採択制度——教育委員会と教科書の採択…………… 九九
- 四 教科書の認可制度…………… 一三六

第五章 発行供給制度…………… 一三三

- 一 発行供給制度の沿革…………… 一三三
- 二 発行供給の諸問題…………… 一四一
- 三 教科書の発行に関する臨時措置法…………… 一五〇
- 教科書展示会…………… 一五八
- 需要供給の調整…………… 一六三
- 教科書の定價…………… 一七五
- 結語…………… 一八六
- 附 録 (関係法令集)…………… 一—四五

緒 論

「教科書が足りない。」「教科書が遅れる。」「街の書店にはあんなにも数多くの雑誌、単行本が出てゐるのに、なぜ教科書が出ないのか。」等々敗戦以來教科書の不足を訴える声が高く、文部大臣への要望の中でも、六三制実施のための費用の要請、資材の要求に次いで多くを占めたのは、教科書の不足を訴えるものであつた。最近では、教科書の検定について各方面の関心が高まつて來ている。こうした教科書に対する一般の関心は、現状に対する不満に起因するところが多いことは争えない事實である。現状が不満足なものであることは、まことに残念ではあるが、そのために國民一般の教科書に対する関心が高まつて來たことは、せめてもの喜びとするに足りることであると言えよう。

従來、教科書のみならず教育全般に対する國民一般の関心と理解とは決して十分とは言えなかつた。学校へ通わせておきさえすれば、子女に対する教育は行われているものと考え、親の務はそれで済むものと考えていた者が大多数であつたことは疑う余地のないところであろう。このよ
うな学校まかせの教育が行われて來たのは、一つには明治以來の爲政者がとつて來たやり方にも

よるのであるが、他面また國民の教育に対する無関心が、然らしめたところと言わなければならぬ。

明治の先覚は、後進國である日本を列強に伍して世界の進運に遅れをとらないような近代國家にするための基礎として、教育に力を入れた。しかしそれは当時の先覚者の感じた必要に基づくものであつて、必ずしも國民自らが感じたわけではなかつた。明治初年における教育制度確立までの動きは、当時の爲政者と國民一般との教育に対する考を如実に示しそれを裏付けている。

明治五年いわゆる「学制」が施かれて、我國にもはじめて近代的な教育制度が樹立された。これは主として歐洲の教育制度を参考としたものであつた。ところが、明治十二年その学制に代つて、新たに、主としてアメリカ合衆國の教育制度を参考にした「教育令」が施行された。この教育令は、学制実施後の世運の進歩に應ずるとともに、幾分机上計画であつた学制をわが國の實情に適合させようとしたものであつて、当時全國を風靡していた自由民權の思想とも結びつき、學校の設置運営等に自由採量の余地を多くした。これが自由教育令と呼ばれるゆえんであつて、土地の事情による義務年限の短縮を認め、教員巡回の方法で學校設置にかえる便法などを認めたのである。

ところが、その結果、各地における小学校兒童の就学率は減少し、又學校数も減少を示して、折角学制によつて整備されかけた教育制度を後退させることになつたのである。これは、地方住民の間に、自ら教育制度を充実しなけりばならないという自覚が乏しく、命じられなければ行わないといつた態度があつたからと言ふの外はない。当時の埼玉縣令はこうした地方の状況を見て、「方今小學ノ設天下ニ周ク普通實用ノ學漸ク遠近ニ被ル而シテ一旦教育令ノ出ツルニ及ンテ數年経営ノ業將ニ地ニ墮ントス所謂千仞ノ功一篋ニ欠クモノナリ今ニシテ之ヲ救ハスンヘ育材ノ道將ニ絶ヘントス」との上申を文部卿に行うに至つた。

その後教育令をめぐつて、賛否両論がはげしく闘わされたが、結局右のような強制教育を主張する意見が強くなり、自由教育令は一年にして改正されることとなつた。その時の「教育令改正案ヲ上奏スルノ議」の中に「蓋シ普通教育ハ國民ノ品位ヲ上下スルノ力アリ苟モ國ヲシテ開明ニ民ヲシテ良且慧ナラシメントスルハ教育ノ普及ニアラサレハ不可ナリ而シテ政府之ヲ督勵セスシテ其普及ヲ望ム殆ント河清ハ歟ツヘカサルカ如シ」という言葉がある。これをみても当時の爲政者と一般國民の教育に対する考え方を明瞭に窺うことができるであらう。当時の教育は、國民自らの要請として盛り上つて來たものではなく、國民にまかし得ずとして、爲政者が積極的に整備拡充した強制教育であつたと言えるのである。それ以後わが國の教育は、この方針で進められて來た。

教育に対する爲政者及び國民のこのような考え方が、明治憲法の制定に方り、教育を國民がその制度、運営の立案に参加する法律事項とせず、専ら政府が勅令で処理する事項としてしまつたのである。教育について國民は全く受動的な立場に立たされてしまつた。そして、國民もまたそれを怪まなかつたのである。学校教育における官学の優位・尊重も、同じ思想から生まれて來た現象の一つに過ぎない。教育に対するわが國民のこうした態度は、未開の新大陸に乗り込んで、將來の發展を教育に託し、子弟の教育を自己の死活問題と考へて自ら努力して來たアメリカ人の態度と比べて、全く対蹠的であると言わなければならぬであらう。

新憲法は、教育に対する過去の考え方の根本的修正を求めている。新憲法の基調である民主主義は、まず教育について何よりも強調されなければならない。明治憲法の下にあつては、教育は國民の代表である議会の議を経ずに、専ら政府の一存で行われた。これからは、國民自らが、自己の子弟のための教育を、自らの手で行わなければならない。教育は、子女に対する両親の自然的権利であり義務である。しかも國家再建の基礎となり、新しい日本實現のための原動力となりうるのは、教育をおいて外にはない。教育基本法は、教育の眞意義に目覚めた國民の決意をうたい、今後の教育の基調を示している。この教育基本法に則つて、すでに学校教育法は制定され、近くは教育委員会法が公布された。これは地方の教育をその地方の住民の責任において行お

うとするものである。この際、教育に対する國民の関心がいかに高まつても、高まりすぎるといふことはありえないであらう。

わが國の教育全体が、新憲法の下にあつて、このように大きな轉換を行つていくとき、その重要な一部である教科書もまた、いろいろ改革すべき問題を含んでいることは言うまでもない。すでに教科書の内容は新教育の方向に沿つて大きく變化した。昭和二十四年度からは、検定済教科書を廣く自由に使用できることになり、そうした新事態に対処して、教科書の発行供給を確保するため、教科書の発行に関する臨時措置法が公布された。教育委員会法は、各教育委員会に教科書採択の権限を與え、教科書の検定が、近き將來都道府縣においても行えるようにしている。この時において、われわれの対処すべき教科書の諸問題は極めて多い。

これからの教科書制度はいかにあるべきであらうか。いかにしたら、より良き教科書の編修が行われうるようになるであらうか。教科書の検定をいかにして適正に行なつたらいいか。教科書の供給をいかにして迅速にし、十分にするか。これらの諸問題はその関係者だけの問題ではなく、同時に、子女を教育する國民全体の関心事でなければならないであらう。

第一章 教科書制度の変革

一 暫定措置

太平洋戦争の敗北、ポツダム宣言の受諾は、わが國の長い独善の夢を破つて、われ／＼國民に民主國家の曉を告げた。わが國を民主化するため、連合國は、ポツダム宣言を基調として、敗戦の虚脱状態にある日本國民に対し、政治、経済、文化の各方面にわたり適切な指導を加えた。

教育に関しては、昭和二十年十月「日本教育制度ニ対スル管理対策」の覚書がまず発せられて、この覚書は、日本の教育特に教育内容、教育過程における技術的内容及び教育関係者に関する連合國の占領目的及び政策を示したものであるが、その中で、軍國主義及び極端な國家主義的イデオロギーの普及を禁じ、学科・教科書・教材はできるだけ速かに検討して、軍國主義ないし極端な國家主義的イデオロギーを助長する目的で作成された箇所は削除するとともに、平和的にして且つ責任を重んじる公民の養成を目的とした新教科目、新教科書、新教師用参考書、新教授用教材をできるだけ速かに準備して、在來のものと取代えるよう指示している。続いて昭和二十年の十二月には、國家神道、神社神道に関する覚書が発せられて、使用中の一切の教科書並に教師用参考書からすべて神道教義に関する事項の削除が命ぜられた。

文部省は、終戦に伴い、八月二十八日次官通牒をもつて、教材及び教科目の取扱については八月十四日渙発せられた詔書の趣旨を奉じて取扱に十分注意を拂い、一部の授業を省略するなど適宜な措置をとるよう指示したが、引続き教科書の取扱に関して通牒を發し、終戦の詔書の精神にかんがみて不適當な教材は全部又は部分的に削除して取扱に慎重を期するよう指示した（九月二十日）。

その後授業及び教科書の取扱に関しては、二十年の暮もおしせまつて、「修身、日本歴史及び地理停止ニ關スル件」の連合國軍總司令部の覚書が発せられ、官公私立学校を含む一切の教育施設における修身、日本歴史及び地理の授業を停止し、それらの一切の教科書及び教師用参考書を回収するとともに、それに代る教科書、教師用参考書の改訂計画を立てるよう日本政府に命ぜられた。これによつて、二十一年の一月文部省から通牒が発せられて所要の指示をするるとともに、法的措置が講じられた（二十一年文部省令第八号及び第九号）。

この授業停止の措置がとられた理由として、米國教育使節團報告書は次のように述べている。「近年日本の学校で教えられた修身科は従順な公民たらしめることをその目的とした。忠義心を通して秩序を保とうとするこの努力は、周知の如く社会の重要な人物によつて支持され、非常な

効果があるのが分つたので、遂にその方法は邪悪な目的と結びついた。このため修身科は授業を停止された。」「歴史と地理の両科目は典型的日本の学科課程の中で客観的科目として重要性の少ない地位を割当られていながら、政治的及び軍國主義的教育において主要な役割を持つていた。」と。

こうした弊害除去の政策にも、米國教育使節團の來朝を轉機として新制度樹立への切り換えが見られるようになって來た。米國教育使節團來朝の目的は、日本の教育制度を研究し、技術上の事項について連合國軍最高司令官並に日本文部省に対し助言をすることにあつた。この使節團の報告書は、新しい教育制度の基礎となつていものであるから、教科書及びそれに関連する事項について、その説くところを聞いて置く必要がある。

「日本の教育における教科課程、教授法、並びに教科書の建て直しは、戦前の日本の教育制度に照し合わせて、また自由民主的な政治形態を採用すべき機会が現在日本人に與えられていることを照し合わせて考えらるべきである。……古い型では、教育は天降り式に組織された。その本質的な特徴は官憲主義であつた。新しい型では、出発点は個人でなければならぬ。」「新しい教育制度の根本は個人の價値と尊嚴とを認めることである。教育の目的もそこにある。したがつて教科課程においても、單に知識のための知識を傳える目的で編成されてはならない。」「それはまず生徒の興味から出發して、生徒にその意味がわかる内容によつて、その興味を拡大充實するものでなければならぬ。……即ちある特定の環境にある生徒が出发点でなければならぬ。中央官廳が生徒の環境や能力を顧みることなく、あらゆる事情の下で有效であることを保証された、いわば教育の手形のようなものを發行する」ことがあつてはならない。

従つて教授法にあつては、生徒の個人差に重きを置く必要がある。「民主主義的な学校は、生徒の知能程度を發見して、それに教案を適合させようと努める。それは生徒が應じえないようなことを要求しないようにし、更に夫々異つた知能を有する生徒に教育的經驗を與えるために、その教材提供の範囲を拡げる。同様に、それは種々異つた興味を有する生徒達に対して、例えば田園の地域から來る者と都市の区域から來る者とに対して、その教案を調整するように努める。」また身心の發達状態をよく考察し、それに適合した指導を行うとともに、「民主政治における集團生活へ参加するための訓練」を行う必要がある。

教育方法についてこのように説く報告書は、教科書について次のように説明する。

「教科書、日本の教育に用いられる教科書は事実上文部省の独占となつてゐる。……調査した範囲では、教師は教科書の作成にも選定にも十分與つてゐない。教科課程について論じた原則が健全な至当なものとするれば、更に教科書の作成並に出版も一般競争に委ねらるべきであるという

原則が生れてくる。機会さえ與えれば、教師も視学官も教材の工夫と評價とにおいて十分有能であることを示すであろう。多数の努力によつてこそ、新しい秀れた考案を發展せしめる一層良き機会が来るものである。主として経済的理由により、教科書の選定を全然教師の自由に任せてしまふことはできない。教科書の選定は一定の地域から出た教師の委員会によつて行われるべきである。」

米國教育使節團は更に、教育制度については、次のような勧告を行つてゐる。「高度に中央集権化された教育制度は、仮にそれが極端な國家主義と軍國主義の網の中に捕えられていないとしても、強固な官僚政治にともなう害悪を受ける虞がある。教師各自が画一化されることなく適当な指導の下に、それ／＼の職務を自由に發展させるためには、地方分権化が必要である。かくするときは、教師は初めて自由な日本國民を作りあげる上に、その役割をはたしうるであろう。この目的のためには、たゞ一冊の認定教科書や参考書では得られぬ廣い知識と、型通りの試験では試され得ぬ深い知識が得られなくてはならない。」「われわれは、その（文部省の）行政的管理権の削減を提案する。このことは、教科課程、教材及び人事に関する多くの現存の管理権を、都道府縣及び地方の学校行政單位に移管せらるべきことを意味する。……その代り、統制的又は行政的権力を持たぬ、感激と指導を供與する相談役と有能なる専門的助言者の制度を設けなくてはならない。文部省の機能を内務省から絶縁すべきである。初等及び中等教育に関する文部省の権限及び職務の中われ／＼は左の事を提議する。

一 教育の各分野、即ち教科課程、教授法、教材、校舍建築維持並に経営、教科書、財務記録、會計並に報告等における専門的諮問制度の創設、二以下略」

以上は、米國教育使節團報告書の中から、關係ある勧告のほんの一部を引いたものであるが、昭和二十一年の春から、この勧告に沿つて新制度への動きが見られるに至つた。

まず暫定的教科書を用いて暗中摸索してゐる学校の教師に、とりあえず右の趣旨に沿つて新しい教育のあり方を示すために、「新教育指針」が発行された。二二年六月二十九日には地理の授業再開が指令された。又修身に代る公民の教師用書が発行されて、公民の指導法も通牒された（九月二三日）。十月三日には歴史の授業再開が指令されて、くにのあゆみ（國民学校）、日本の歴史（中等学校）等の暫定教科書が発行された。そして同時に暫定教科書に代る新教科書の編修が進められるに至つたのである。

従來教科書の新編修はまず低学年の教科書から始め、年を追つて全教科書の編修をし直したのであるが、昭和二十二年度から、報告書の勧告に従つた六三三四の新学制を發足させるに當つては、これを意義あらしめるためにも、暫定教科書のまゝで放置することは許されない事情にあ

つたので、全学年にわたつて、一度に新しい教科書を発行することゝなつた。このような、全学年の一齊切換は、全く初めてのことであつて、文部省の監修官や数百名の教科書編修関係者は、並々ならぬ努力を注いでこれに當つたのである。

一方また新学制による教育は、使節團報告書に示された新しい教授法によつて行わなければならない。新教科書は、連合軍総司令部の熱心な指導を受けて編修されたものであり、その背後には新しい教育観と民主的な教授法とが考えられているのであるから、新教科書が正しく使用されるためには、新しい教育方法を教師に示すことが必要である。報告書も強調していることであるが、新教育の実施は、新しい教育内容の取扱ひ者である教師その人によつて左右されるのであるから、適切な教師の養成あるいは再教育が、これに伴わなければならないことはいうまでもないであらう。

新教科書の編修と並んで「学習指導要領」の編修が著手されたのは、こうした必要性に基くものであつて、これまたなか／＼の大仕事であつた。全く新しい試みである学習指導要領は、とりあえず新学制の実施に間に合わせるため、拙速を尊んで、昭和二十一年の秋から二十二年の春にかけて、極めて短時日の間に、各教科について、その試案が編修され、ともかくも新教育の理念と方向とを示すことができたのである。新教育指針、学習指導要領、新教科書の編修、発行は、戦後の混沌とした学校教育に対して、積極的な民主化の途を切り拓いたものであつて、これによつてわが國教育の將來に漸く曙光が白みかけた感を抱かせたのである。

新しい教育方針と教育内容は、かくして、学習指導要領一般編及び各科編並びにそれに應じた新教科書の発行によつて、漸く軌道に乗つて來た。次に來るべきものは、教科書の編修、発行に關して、更にその制度をいかにして民主化するかといふことでなければならぬ。

二 教科用圖書委員會

学習指導要領は、新教育の方針を示したが、それはまた教科書の占めて來た地位に重大な改革を加えたものであつた。従來教科書は、教育における典拠といつた地位を占め、教科内容は教科書によつて規定され、授業は、教科書の教材排列と甚だしきはその一字一句に沿つて忠実に進められた。したがつて、教科書は、それ以外の教材とは全く質的に異なるものと考えられて來たのである。こういつた教科書観が成立した原因は、多々あるであらうが、教科書に國定制が取られて來たこと、教授法がこれを中心として考案されたこと、教育法規の運用指導が統制形式に流れたこと、及び教師の素質が余り高くなかつたことなどは、最も大きな原因と言わなければならぬであらう。

國定制度にあつては、小学校の全教科書、中学校の大部分の教科書、及び高等学校の教科書の一部分が文部省で編修されたのであるから、従来の國家中心の思想からしても、この國で編修した教科書を金科玉條として、一行一句誤りなく忠実にそれを教えるべきだというのが、教育者全般にわたる考え方であり、文部省もまたそういった方針で指導して來たところである。したがつて教科書は頂くものであり、それに対する批判など、もつての外だということになつてしまつた。教師は、教科書の編修方針を聞かされて、それをいかに忠実に敷衍するかに苦心し、それを兒童生徒に詰め込んで來た。

他方また教師の方でも、自ら進んで教科書に匹敵するだけの教材を揃え、逆に教科書を自由に駆使利用して、教育の効果を上げるといつた積極的教育を行う実力を持つに至らず、またそうした工夫をすることも少なかつた。そのため大多数の教師は、與えられた教科書以外に教材を準備することもできず、教科書に附けられた教師用書を唯一の頼りにして、授業はこの外に一步も出ることがなかつたと言われている。教科書がなかつたなら、授業を行うことすらできない状態であつたとも見られたのである。このようにして従来の学校教育は教科書依存の教育となり、教科書に特別の重みを置いてしまつたのである。

ところが、学習指導要領は、教育における教師の自主性、兒童生徒の個性を認めることを強調し、教科書をその王座から引き下して、教師は他の一般教材と同様に教科書を一教材として取扱ひ、そうすることによつて、自主的な指導を行うべきであるとの根本方針を示した。また、從來教師中心に行われて來た教育を兒童生徒中心の教育に切りかえ、教材は、教師が講読しなければ兒童生徒に理解できないようなものではなくて、兒童生徒自らが興味を持つて学習できるようなものとし、兒童生徒の学習を中心として教科課程の進行をはかるべきであるとの態度をとつた。そのため、新しい教科書は、兒童生徒の学習中心に編修されているわけである。

すでに述べたように、教科書は、一教材であるから、教師はその他の教材と同様に、十分批判検討して、最も適当なものを兒童生徒に與えるべきであるというのが新教育の理論であるが、この理論の実践に當つて教師が教科書を全然使用しない態度をとるならばともかく、——教科書を全然使用せずに教師が毎時間準備する教材だけで授業できるという学校は今日のところ極く少数しかないであろう。——教科書を使用しようとするのに、現実には、一教科に一種類の國定教科書を使用すること以外にないということであるならば、新教育の理念に矛盾するものと言わなければならぬ。したがつて新教育の理念を文部省が押し進める以上、教科書の國定制度を廢止するという方向に当然進まなければならぬわけである。

昭和二十二年五月、文部省は教科書制度改善協議会を設けて、教科書制度改善への意のあると

ことを示した。もつともその前に、学校教育法（昭和二十二年三月三十一日公布）は、「小学校においては、監督廳の檢定若しくは認可を経た教科用図書又は監督廳において著作権を有する教科用図書を使用しなければならない」（第二十一條第一項）と規定し、中学校、高等学校においてもこれと同じ方針を取つたので、この時既に教科書の國定制廢止という根本方針は確立されたわけである。したがつて教科書制度改善協議会にとつては、改善の根本方針として学校教育法に示されているところに添ひ、現実にどういう方法手順によつて、その方針を具体化していくか、課せられた問題であつた。

この協議会は教科書の編修、発行、供給、採択に専門の学識經驗を有する十数名の者で組織され、約四ヶ月の長きにわたつて協議を続けた。そうして、九月十七日に編修、発行、供給、採択の四つについて、改善並びに新設の案を文部大臣に答申した。先ず編修については、（一）編修発行について機会均等の門戸を開くこと、（二）社会の要求に應じ、教授学習の両面を考慮して、教師が積極的に教科用図書の編修に関與できるような制度を作ることの二つを根本方針とし、編修基準を設けること、檢定は文部省及び地方廳で行うこと、教科書の編修に関する研究機關を設置すること等の措置を答申した。発行については、文部省著作教科書の発行方法を中心にして答申し、配給に関しては、各地方に総括配給機構及び末端配給機構を設けて配給の一元化を行うことを述べ、採擇に関しては、府縣單位で何種類かを採擇することにし、採擇の機關は責任者専行ではなくて、何か委員会のようなものによつて行うこと等を答えたのである。

文部省は右のような骨子の答申を受けた後、問題の重要性にかんがみ、更に廣く一般の世論を反映して、教科書制度改善の方途を立案するため、諮問機關として、教科用図書委員会を設けることとして、十一月各都道府縣から一名の出席者を集めて設置の準備を進めた。これについて文部省は都道府縣知事に通牒を發し、一名の出席者は知事が一方的に指名することなく、教員の代表者五名、教員以外の代表者五名からなる會議を開いて、教科書問題について討議の後最も適当な者を選出するように指示したのである。このようにして十一月に文部省へ集つた者は、その大多数が学校の教師で、そのほかに少数ずつ、縣や町村の議會議員、著作家、父兄会の代表等教師以外の教育文化関係者も加わつていた。これら四十六名は、諸種の意見を交換した後、教科用図書委員会委員の候補者として、二十八名をその中から互選し、十名を文部省で推薦した二十名の専門家の中から推薦した。この三十八名の候補者は、新しい委員会の委員として十二月正式に任命され、二十三年の一月早々その審議を開始したのである。

教科書は、それを使用する教師や児童生徒にとつて最も関係深いものであるから、内容、体裁等について、使用する者の意見が尊重されなければならないことはもちろんである。しかし、教

科書問題を解決するには、それを作る方の専門家に意見を聞く必要がある。特に教科書の製造供給に関しては、時の経済事情と切り離して考えることは不可能である。したがって教科用図書委員会の委員には、編修、出版、印刷、配給等の専門家をも含んでいることが必要であつて、この方面の専門家、文部省の推薦候補者の中から選ばれたのである。しかし、委員会を構成した委員の大多数は、やはり学校の教師であつて、そのうちには、教員組合関係の者十数名を教え、委員長、副委員長ともに教員組合の幹部に当る者が互選された。

教科用図書委員会は、このように民主的方法で選出された委員で組織されたのであるが、委員の大多数が地方から出ているので、そう手軽に総会を招集することができず、新制度確立の重要問題を処理するには、幾分不便な点を有することを免れない。

委員会は文部大臣の諮問機関である。しかし、ただその諮問に應じるだけでなく、自主的に問題を取り上げて調査審議し建議する機能が與えられている。委員会の調査審議事項は、官制の示すごとく、教科書に関する重要事項であるが、設置の由來及び目的からして、その重要事項とは教科書制度の改革に関する重要事項であることは言うまでもないであろう。したがつてこの委員会は、教科書制度改善協議会の協議した問題を、文部大臣の諮問機関として審議することになつたのであり、協議会はここに發展的解消をとげるに至つた。

教科用図書委員会は、その與えられた教科書制度改革の諸問題を慎重に審議するため、第一、第二、第三、と三つの小委員会を設け、それぞれ編修、検定、発行供給の問題を担当させることにした。審議の結果、焦眉の問題として重点が置かれたのは、一刻も早く一般検定の制度を実施する件であつて、昭和二十四年度から検定教科書の使用を可能にするというところに目標を置き、検定基準の作成、検定手続の改正、検定処理機関の設置、教科書展示会の実施、需要数の集計等について、次々と調査審議を行つた。

二十四年度から検定教科書を使用できるようにとの委員会の見解に対しては、文部省は、はじめ用紙事情、時間的余裕及び予算措置等の点から実施困難との疑念を示していたが、委員会の熱心な要望を容れ最善をつくしてその実施に当ることに動いていつた。教科用図書委員会が従來のような御用委員会であつたなら、文部当局をここまで動かすことはできなかったのではないかと考えられるのであつて、その結果の如何は別として、一般検定の再開、二十四年度からの検定教科書の使用、即ち教科書國定制度の廃止を実施し得たことは、新しい委員会の性格を明瞭に物語るものであると言えよう。

このような教科書制度の大きな改革は、編修、検定、採擇、発行、供給の各方面に重大な影響を及ぼすのであるから、改革の実施に當つては、それらの一つ一つに所要の対策を講じておかなければ

ればならない。特に現在のよ様な経済事情の下にあつては、採擇、供給について十分検討し基礎付けておくことが必要である。教科書の供給は一年といえども、欠かすことができない。先にも述べた通り、日本の教育界の現状から見れば、教科書なしでは授業が進められないというのが、残念ながら事実である。教科書は確実に教師児童生徒の手に渡らなければならない。いくらいゝ教科書ができて、それが完全に供給されなければ全く無意味である。これまで國定制の下にあつても、教科書の供給には少なからざる障碍があり、遅延混乱がなくはなかつた。それを檢定制の下において円滑に実施することは、相当困難であると言わなければならない。

既に檢定制は再開されて、以下述べるよ様な教科書の新制度が発足した。しかし、採択、供給等についてはまだよく解決しなければならない問題が少なくない。新しい檢定制を意義あらしめうるか否かは、それらの諸問題を今後いかに実情に即して適切に解決していくかにかゝつてゐる。教科用図書委員会の使命もそこにあると言わなければならない。

第二章 國定教科書の沿革

既に述べたごとく教科書の諸制度については、教科用図書委員会の答申に沿つて、劃期的な改革の方途が示され、昭和二十四年度から、小学校、中学校、高等学校の各教科にわたつて檢定制教科書が使用できるようになつた。これは即ち明治三十六年から行われた教科書國定制の全廢である。それでは、國定制とは一体どんな制度であろうか。國民学校令第六條は、教科書に關し「國民学校ノ教科用図書ハ文部省ニ於テ著作權ヲ有スルモノタルベシ」と規定し、文部省で著作したものでなければ、國民学校の教科書として使用できないことを示した。又、中学校については、「中学校ノ教科用図書ハ文部省ニ於テ著作權ヲ有スルモノナキトキニ限り、文部大臣ノ檢定ヲ經タルモノヲ使用スルコトヲ得」（中学校規程）と規定して、文部省著作教科書のない限り、いゝな檢定済教科書の使用が認められるよ様な表現をとつたのであるが、その実、檢定を経たる教科書は一科目に一冊しか認められず、それも特定の発行者の発行したものであつたのである。これは、高等女学校、実業学校においても同じであつた。つまり、このように國が各学校で使用する教科書を特定のものに限定し、それを強制的に使用させる制度が、教科書の國定制な

のである。

もとより新制度においても、何が教科書であるかを決定するのは、文部省が行うのであつて、形式的には文部省が教科書として検定し、又は認可したもの、あるいは文部省が教科書として著作したものだけが教科書とされて学校における使用を認められ、それ以外のものは、教科書としての使用が認められないのであるから、その限りでは、國が教科書を決定するのである。しかしそれは個々の学校に特定の教科書の使用を強制するものではない。新制度にあつては各学校には廣く教科書選擇の自由が與えられ、各学校はその好むところに従つて、文部省著作教科書及び多くの検定済教科書の中から自由に選擇できるのである。これが國定制度と根本的に違ふところであつて、新制度の実施が劃期的な改革と言われるゆえんである。

このように、教科書國定制度の意義は、特定の教科書の使用を強制するところにある。したがつて、この場合、その教科書がどこで編修され、誰が著作したものであつても差支ないし、又、必ずしも文部省著作のものであることに限らない。言いかえると、検定教科書であつても、昭和十九年以後の検定教科書のように、一教科に一種類しか検定教科書が認められないような場合は、検定という行爲によつて、國定制度が行われているわけであり、その教科書は、ここにいる國定教科書であるわけである。

しかしながらこの國定教科書は、実際には、これまで文部省著作のものが比較的多かつた。そして、右の例のような検定教科書を一科目一種に限定することによる國定教科書の出現は、特殊な事象であつた。したがつて、現任、一般に國定教科書といい、國定制度という場合は、文部省著作の教科書とか、文部省が教科書を編修する制度を言うことが多いのであるが、國定制度の起源に立かえつて國定という語の成立した経緯から見れば、國定と文部省著作とは直接に結び付かないことが分るのである。

文部省が教科書の編修に著手したのは、明治初年にいわゆる「半制」が実施されてからのことである。この学制の実施に當つて一番大きな問題となつたものは教員の養成と教科書編修の問題であつた。徳川時代からの寺小屋においては、手習が教育の中心であり、それに読物や算盤が課せられていたが、その場合教科書は師匠の方針で決定せられ、師匠の筆になつた書き手本が與えられていたのである。しかるに、学制の実施とともに、教科が整えられ、それに應じて新しい教材を盛つた教科書が一率に使用されなければならないと要望されるに至つて、教科書の編修発行という大仕事が始まつた。そして、新しい教科書なるものを示すために、まず文部省が率先して教科書を編修することになつたのである。

しかし、欧米の教科課程を參考にして作つた新しい教科に適合する教科書を、我國の生活文化

を基礎とした教材によつて編修することは、到底短時日の間に望み得ないことであつたので、まず欧米の教科書を翻訳し翻案して、先鞭をつけた。「小学読本」等はその代表的なものであり、これにならつて民間からも各種の教科書が出版された。福沢諭吉の「童蒙教草」、大槻文彦の「萬國史略」等その主なものであつて、わゆる翻訳教科書時代を現出したのである。しかし、当時の新教科書は、新知識を提供する根源として廣く一般にも普及した。その使用はもとより自由選擇によつたものであつて、決して、文部省著作のものを強制したものではない。

教科書の刊行は、その後年とともに盛になり、明治十一年には、刊行された小学校の教科書だけで百七十四種に上つて、編修を行う者も公私ともに数多くあらわれたが、中には著訳印行を濫りにする者もあり、弊害も生じたので、同十三年文部省は編輯局を置いて、編修に力を入れることになつた。明治十九年には、読本の編修方法を改善するため、文相森有礼みすから筆をとつた「読書入門」を読本の模範として刊行した。この頃までに文部省が編修した教科書は三百種を越えている。

明治十九年には、検定制度が施行され、二十年代には多数の検定教科書が出版されたが、その中には官利のみを目的とした教科書も決して少なくなかつたので、やがて検定教科書に対する批判があらわれ、明治三十年、貴族院は次のような建議をするに至つた。

惟フニ小學校讀本及修身教科用書ハ國民教育ノ盛衰ニ関シ延テ國家ノ隆替ニ及フ所以ニシテ其ノ撰者ハ最モ慎重セサルヘカラサルハ論ヲ俟タス。然ルニ現今行ハルル所ノ文部省檢定濟ノ小學校教科用圖書ハ間々國語國字ノ用法ヲ誤リ文體ヲ成サス其ノ意味ヲ解セサルモノナキニアラス。且其紙質粗惡ニシテ毀損シ易ク賣價不廉ニシテ細民ノ常ニ購入ニ苦シムモノ亦少ナカラス。之ヲ書肆ノ營利事業ニ一任セバ到底是等ノ弊ヲ矯ムルコト能ハス。依ツテ政府ハ國家事業トシテ適當ナル方法ヲ設ケ一定ノ方針ニ據リ國費ヲ以テ完全ナル小學讀本及修身教科書を編纂シ其ノ賣價ノ如キモ成ルヘク之ヲ低廉ニシテ多数ノ學齡兒童ヲシテ容易ニ購入スルコトヲ得セシメ以テ國民教育ノ實ヲ擧ケ國運振張ノ基礎ヲ擴張セラレントヲ希望ス。因テ茲ニ之ヲ建議ス。

次いで明治三十二年には、衆議院は修身教科書を國で編修すべきであるとの建議を行つた。このように重要教科書を國が編さんすべきであるとの動きは、當時の國粹主義的傾向によることはもちろんであるが、民間出版者の賣込運動が甚だ盛んで、その弊害の度がいよ／＼加わつて來たことが直接の原因であり、三十四年、衆議院は、教科書採擇の実権を持つていた小学校教科用圖書審査委員会を廢止して、小学校教科書は國費をもつて編修すべきであると重ねて建議した。たまたま三十五年、賣込競争の弊害が表面化して、いわゆる教科書疑獄と呼ばれる一大不祥事件が起り、知事や学校長をはじめ多くの出版者がこれに連坐した。その結果、法規の定めにしたがつ

て、この事件に関係した出版者の教科書が使用できなくなり、教科書が著しく不足することになった。この事態に対処するため、文部省は自ら主要科目の教科書を編修することにし、それとともに民間業者の競争による弊害をも一掃しようとして、文部省著作の教科書以外は使用できないこととしたのである。明治初年には、文部省は民間教科書の出版を刺戟するために標準教科書を目ざして編修した。今度は、民間出版の弊を一掃するために、唯一の教科書として編修を行うようになったのである。ここに教科書の國定制度が初まった。

しかしこの國定制度は、決して小学校のすべての教科書について行われたのではなく、修身、國語、算術、日本歴史、地理、図画以外の教科書については、なお検定済教科書の使用を認め、文部省著作教科書、検定済教科書の中から府縣知事が採擇することとしたのである。

では一体何故すべての教科書を國定制度としなかつたのであろうか。この問題については、「何故総ての教科書を國定にしないか。」という衆議院における質問に対して、時の文部大臣菊地大麓が答えたところを引いておこう。即ち、

「弊害醜聞の起る禍根は数の最も多く賣れる即ち利益の最も多い教科書である故に此等のものを処置するのが肝要である。就中其性質上から勅令で國定にすべしと認められたのは修身、読本、地理、日本歴史である。其他は時宜に従つて文部省で定めるものであるが習字帖の如きは隨分數も多し利益のあるものであるのみならず読本と習字帖は始終同じ様な文字を連絡して行かなければならぬのであるから是は國定にするが然るべきものであると認め之を國定にした。以上の教科書を除いた他は裁縫教科書、英語教科書の如きもので僅かなものであります利益もそう沢山はない此等は何れにしても、そう差支はないと考える。」と所信を述べている。

更にまた「教科書なるものは余り多く用いない方が宜しい成るべく教科書は無い方が宜しい。一体良い教員を沢山得られるならば教科書なくして教えるのが小学校教育の上に最も善いのである」との見地をも取つていた。こうした時の文部大臣の教育観と、弊害防止の見解は修身、國語、日本歴史、地理の外は成るべく教科書を用いない方針となつて現われ、体操、裁縫、手工、理科及び四年以下の唱歌については兒童に教科書を使用させないことにし、算術と図画の教科書も学校長の採量で兒童に使用させなくてもよいという通達が発せられた。当時の文部省はむしろ使用させないことを奨励したものであつた。

國定制度を実施したことによつて、贈收賄の醜弊は一掃され、教科書の定價は激減し、発行供給方法にも新しい措置がとられることになつたが、これらについてはそれ／＼後に述べることにする。その後文部省が自ら編修して國定教科書の中に加えたものは、明治四十三年の理科及び大正八年の家事であつて、理科教科書を國定教科書に加えることによつて、兒童にも使用させるこ

とができるようになった。この國定制度は、その後昭和十六年まで、殆ど変更されることなく続いて來たのであるが、國民学校令の施行とともに、更に一段とその趣旨が徹底されることになつた。

既に述べたように國民学校令は「國民学校ノ教科用図書ハ文部省ニ於テ著作権ヲ有スルモノタルベシ」と規定し、郷土に関する図書、歌詞、樂譜等に関し若干の例外を認めたと外は、全部國定制教科書を使用することとした。すなわち、それまで檢定教科書の使用も認められていた音楽、裁縫、実業科の教科書も全部文部省著作の教科書となり、國民学校に関する限り國定制度が全面的に実施せられたわけである。

中等学校は、明治十九年檢定制度が実施されて以後、引続き檢定教科書のみを使用し、小学校の如く國定制度はとられなかつたのであるが、昭和十八年に至つて、前述のように文部省において著作権を有するものがないときに限り文部大臣の檢定を経た教科書を使用することができるとに改められ、翌十九年より、文部省著作教科書が原則として使用されることによつて情勢は一変した。そして文部省著作のものがない場合に認められた檢定教科書も一科目一種類と限定されたので、この時に中等学校にも全面的な國定制教科書制度が実施されたわけである。

第三章 教科書檢定の新制度

一 新制度の意

新制度は前にも述べたように、永い歴史を有つた國定制度に終止符を打つたのであるが、それによつて、まず教育内容にこれまで加えられて來た劃一性を打破することができたわけである。國定制の下にあつては、大体において一科目に一種類の教科書のみしかなく、教育内容はそれによつて全國的に統一され、農村の生徒にも都市向の教材を一律に教えたり、四月ともなれば、櫻が咲いても咲かないでも全國一齊に櫻の教材が取り上げられるという不都合もあつたが、それらは事実上無視されて來た。

國が教科書の編修に關與する限り、こうした劃一性は教育における中央集権の具として用いられやすいことは当然である。戦争以來、教育内容に軍國主義的教材が多く取り入れられたのも、教科書制度が中央集権的な劃一性を持つていたことに多くの便宜があつたとも言えるであろう。

新制度になつてからは、民間著作の教科書がどん／＼発行されるわけであるから、劃一的な教材を取り込ませることは難しくなつて來る。國が中央集権的に教育内容を統制しようとするこ

もできなくなる。これは正に教育の地方分権化の有力な一翼をなすものであり、教育内容の統制を廃止する重要な第一歩である。

このように新制度が教科書の劃一性を打ち破ることは、教師にそれだけ自主性が與えられることになる。すなわち一教科について幾種もの教科書が発行されるわけであるから、使用する者の側においては、当然選択権を持つことになり、教師に自主性が與えられる。教師は、地方の実状に應じた教科課程に照らし、児童生徒の個性特徴をも考慮して、教科書を選択するわけである。これまでは、教師の方に選択の余地は殆どなく、自主的に批判比較するまでもなく、特定の教科書をあてがわれて来た。それが今度は嫌でも教師自ら比較検討する責任を負わされたわけである。教師がみずからこうした機会を放棄するならばともかく、與えられた責任を遂行しようとする以上、そうした実践は又教師の自主性をより高めることになるであろう。

教科書の劃一性が打ち破られ、それに伴つて教育内容に対する教師の自主性が喚起されれば、おのずから教科書の意義も新たにたつて来る。國定制度にあつては、教科書は主として文部省が著作し、國の著作といふことによつて、過分の権威が加えられていた。その上、大体において一科目一教科書であつたため、教育内容そのものを、教科書が全國一律に規制するという結果になつた。又学校令の施行規則によつて、教授要目が定められ、各学校はそれに基づいて授業細目を決める筈になつていたが、教授要目を決めた文部省が教科書をそれに則つて編修したのであるから、各学校の授業細目は実際には教科書によつて規制され、教科書を如何に教えるかということが細目立案の中心になつていた。

ところが新らしい検定制度になつて、一教科に多数の教科書が発行されるということになれば、各学校は一應学習指導要領の基準によつてそれぞれの教科内容を決定し、授業細目を立てて、それに最も適合した教科書を選択するということになる。したがつて、教科書は一教材として、授業計画遂行の具となるわけであつて、教科書によつて教育内容が決められるのではなく、授業計画によつて、教科書をいかに教えるかが問題であつたのであるが、今度は教科書でもつて、いかに所期の教育内容を教えるかということが教育の中心問題にならなければならない。教科書は目的ではなくて手段となる。したがつて教科書が全國一律に教育内容を決定するといつたこともなくなるであろう。これは教科書の意義の重大な変革であると言わなければならない。

以上は國定制度の廃止という面からみた新しい検定制度の意義であるが、新制度はかつて行われた検定制度との比較においても極めて重要な意義をもつている。この点は、新制度を詳しく述べるときにも触れることではあるが、その一つは、検定を受け付ける教科書の範囲である。明治三十六年以前には、小学校、中学校、高等女学校、師範学校の教科書を含んでいたが、それ以降

は、小学校の主要教科の教科書が検定の範囲外となり、國定制度と検定制度が併存することになった。そして一方には実業学校の教科書のように全然検定の範囲外のものがあり、これは各学校が自由に選択し地方長官の認可を受けて使用していた。もつともこれは、昭和七年に至つて普通学科学科の教科書が、昭和十八年に至つて実業科目の教科書が検定を受くべきものとされた。

また昭和十六年からは、運用上検定教科書が一教科五種と限定され、昭和十九年からは一種と制限されたのであつて、一種検定となつては、もはや本質的に國定制度と考えるべきであることは、すでに説明した通りである。このように従前の検定制度はその範囲において限界があり、國定制度などと並び存したものであつた。これに対して今度の検定制度は、たてまえとして、小学校・中学校・高等学校の全教科の教科書について行われ、國定制度を全然残さないという徹底したものであり、運用上数種類しか検定を認めないといった制限も附けられてないのである。(ただ現在のところ用紙事情の関係から、検定を受付ける教科目に止むを得ぬ制限があるが、これは決して本質的な制約ではない。)

第二にこれまでの検定制度と比較して重要な特色は、その審査方法である。従来は文部省の役人が主となつて審査の事に當つたのであるが、今度は検定調査会といつた諮問機関が實質的な審査を行い、文部省は實質的な審査に關與しないのである。これはまた、教科書の審査という教育内容に重要な影響をもつ仕事を、官僚の手から廣く教育経験者の手へ解放したものであつて、以前の検定制度に見られないところである。これに關連して、審査に當つては後に述べるような客觀的基準が設けられたことも見のがせない点である。

二 検定の意義

前節で新しい検定制度の意義として、新制度が教科書制度の沿革に照してどのような意義を持つものであるか、又、それが教育上教師に対して、あるいは教科書の意義に対して、どのような影響を與えたかを考察し、新制度が、教育全般の民主化という根本方針に沿つて、教科書制度を民主化するための中心となるものであるゆえんを説明したのであるが、それでは一体、教科書を檢定することとは、いかなる意義を持つものであろうか。この教科書を檢定することの意義については、二つの観点から考える必要がある。一つは教科書の編修とか、採択にどういふ効果を與えるかという檢定制度としての立場であり、他は檢定が教科書にどういふ資格を與えるかという檢定そのものの意義を見ようとする観点である。普通に檢定の意義と言へば、後者をさすのであるが、一應制度としての檢定がどのような効果を及すかという第一の問題から見て行くこととしよう。

第一に、検定は、それを行うことによつて、教科書の内容に一定の水準を維持することができる。新教育は教師の自主性を尊重し、児童生徒の個性を重んじて、教育が画一の弊に陥らないことを強調している。しかしながら國の教育である以上、それが一定の目標を持ち、一定の水準を達成し得るものでなければならぬことはもちろんである。学習指導要領が、地域社会の特性、学習者の身心の発達、個性の相違等を考慮するように指導しながら、なお最低基準を示して我が國の教育水準を維持しようとするのも、この故に外ならない。教科書の検定もこれと同じであつて、いろいろの著作者によつてそれ／＼準備せられた教材が、一方にその特性を發揮して教育の内容を豊かにすることにも、他方一定の内容程度を維持して教育水準を保とうとする。こゝに検定の第一の意義があるわけである。

第二に、検定は、採択との関連においてみると、良書の推薦という意義をもつて来る。なるほど、教師は自から授業計画を立て、教材を選択して学習の指導に当る。したがつてその指導に最も適切な教材は、誰にもまして教師自身がよりよく選択し得るわけである。教材の中心をなす教科書の選択にあつてもこの理には変りないであろう。しかしながら實際問題として、授業という大事な仕事を持つた教師が、誰も彼も、数十種に上る教科書の中から一番適切と思われるものを選択し得るだけの時間的余裕と能力とを持つてゐるとは言えない。実際には弊害のないものを選ぶぶとこさへ容易ではないであろう。したがつて、教科書として適當であるという一應の審査を経たものの中から教師が選択できるようになれば、どれほど便利であるか分らない。検定はこの意味で、國が教師の爲に行ふ第一次の採択であり、また良書の推薦であると言へるわけである。

第三に検定は、教科書の編修に一定の指針を與え、いゝ教科書を育成するという効果を持つてゐる。これは第一に述べたところからも当然に言へることである。すなわち、検定が教科書の一定水準を維持しようとするものである限り、教科書の編修者は、その水準以上の教科書を編修しようとするであろうから、検定を経なくても自由に教科書として使用できる自由制度におけるよりも、責任のあるより良い教科書が発行されることを期待することができるであらう。いわんや新制度におけるように、検定基準が決められるならば、なおさらよい教科書の出現に役立ち得るであらう。しかしこの点は注意しないと全く逆の効果をもたらすこともある。すなわち検定を通つた前例をまねて、殆ど類似のものばかりが編修される傾向が生じ勝であるからである。従前の検定時代にもよくみられたことであるが、ただ検定をとりさえすれば、後は宣傳と賣込みで普及をはかるという氣持が出て來ると、内容の刷新あるいは進歩向上を工夫するよりも、安易な追隨に流れるという結果になるのである。これは切角の検定制度を台なしにするものである。今度のように、検定審査の客観的基準が準備されるならば（検定基準は決して、内容上細かく規正して、

教科書の画一性をもたらすようなものではない。著作者や発行者はその範囲内で自由に創意をこらすことができるわけであるから、合格した教科書のまねをしておけば安全だといふ考え方は相当薄くなり、他と競う創意工夫がみられるであらうが、いずれにしても、單なる類似の教科書ばかりになり易いということは、深く意を用いなければならぬ問題である。

次に検定が教科書にどういふ資格を與えるかという観点から検定の意義を考察しよう。言いかえると、このことは、結局、検定規則において、検定ということがいかに規定され、いかなる効果を持つかという問題になる。現行の新しい検定規則（昭和二十三年省令第四号）第一條は、検定の意義として、「その圖書が教育基本法及び学校教育法の趣旨に合し、教科用に適することを認めるものとする。」と規定した。従つて教科用に適するということを証明するのが検定の意義なのである。そして検定は申請された圖書に対して與えられる。検定を與えられた圖書は、教科用に適する圖書、すなわち教科用圖書として、全國一定の学校、科目、学年で使用することができるといふ効果を持つに至るのである。従つて、この資格はその圖書に附随して、どこの学校でその教科書を使用するかには關係がない。この点で検定は認可とその意義効果を異にするのである。学校教育法では検定と認可とが併記して用いられているが（第二十一條）、認可はある学校がある圖書を教科用として使用することに對する認可であつて、その学校に對してその圖書が教科用として使用されることを認めるのである。認可が特定の学校に對し、教科用として使用することを認める行爲であるのに對して、検定は、圖書が教科用として一般的に適切であることを認証する行爲である。故に認可の場合は、使用を認可された学校では教科用圖書としての使用が許されても、他の認可を得ない学校では、その同じ本を教科用圖書として使用することができないということになる。すなわち、検定を得た教科書が、日本のどこの学校においても教科書として使用できると著るしく異なるのである。このような認可は、したがつて教科用圖書として、使用できるものがないとき、即ち文部省著作の教科書も、検定済になつた教科書もない場合に、その必要が生じて來るのである。例えば、外國語のうち、ドイツ語、フランス語などを教えるとき、あるいはまた、私立の学校などで特殊の教科書を使用する場合などである。現在では、まだこの認可制度については規程がないが、近く整備されるはずである。

右に述べたところで、検定が、圖書に對して、教科用に適するといふ資格を與えるものなのであることが明らかとなつたであらう。

では教科用に適するといふのは、いかなる意味であらうか。教科用に適するといふ意義は、極めて明白であつて、それに何らの疑義をもさしはさむ余地はなさそうに思うのであるが、これまでの沿革をふりかえつてみると、教科用に適するといふ言葉は、必ずしも言葉通りには用いられ

ていなのである。したがつて現行規則の教科用に適するという語についても、その意義を明らかにするためには、一應従來の用語をかえりみる必要があるのである。

明治十九年に始めて教科用図書検定條例が定められたときは、その第二條で「文部省ニ於テ検査ノ上教科用ニ適スト認ムルトキハ免許証ヲ下附シ之ヲ公告スヘシ」と定めて、検定が教科用に適することを認めるものであるとした。ところが、この定めは、明治二十年の教科用図書検定規則で「教科用図書ノ検定ヘ止テ図書ノ教科用タルニ弊害ナキコトヲ証明スルヲ旨トシ其教科上ノ優劣ヲ問ハサルモノトス」(第一條)と書き改められ、教科用に適するという積極的な意義から、教科用として弊害がないという消極的な意義に切りかえられたのである。

しかしながら明治二十五年には、この第一條を改正して、「教科用図書ノ検定ハ師範学校令中学校令小学校令及教則ノ旨趣ニ合シ教利用ニ適スルモノヲ認定スルモノトス」と、もとの積極的な表現に戻し、この規則が昭和十八年まで続いたのである。そして昭和十八年に新たに制定された検定規則も、昭和二十三年制定の現行検定規則でも「教科用に適する」という用語を承けて用いている。

それならば、「教科用に適する」という意義は、文字通り積極的なものであつて、何の疑義も加える余地がなさそうに思われるのであるが、昭和八年に告示された「教科用図書ノ検定調査標準並ニ不検定図書」によると、「検定ハ其ノ図書ノ組織、程度、分量、記事ノ性質、誤謬ノ多少等ニ付大体ノ調査ヲ爲スモノトス」という標準が示されている。この標準で大体の調査を爲すと示したものがどんな調査であるか明らかでないが、当時のある関係者が加えた説明によると、調査事項として次の四点をあげている。

(一) 図書の内容をなす思想が教科用に供して弊害なきや否やを検査する。即ち該図書の内容が我邦の國體、諸法令等を輕侮し之を害する意を誘發するが如き虞なきや否や、又は國家社会の風教を破壊する憂なきや否やを調査する。

(二) 図書の内容が科学的方面よりみて誤謬なきや否やを調査する。

(三) 教科書の文字、印刷、表装、製本等に関し相当の品位を有し衛生上有害ならざるや否やを検査する。

(四) 教科書の價格高價に過ぎざるや否やを調査する。

すなわち、右のような調査をすることが検定であり、調査に合格したものが、教科用に適すると見なされたのである。したがつて、この当時の「教科用に適する」とは、決して文字通りに積極的意義をもつて教科用に適當たどの効果を興えたものではなく、明治二十年に制定された当時の「教科用タルニ弊害ナキコトヲ証明スル」という消極的な効果しか興えなかつたと解さなければ

ばならないと思う。

それでは、明治十九年の検定條例で「教科用ニ適ス」とうたつたのも、實際は制定の初めから消極的な意義しか與えてなかつたのであろうか。これは、その検定條例が実施された経緯から見て、そうでなかつたと判断されるのである。

検定制にはその前身となる調査制度があつた。明治の初年文部省は自から教科書の編修を行ふとともに、民間にもその編修発行を奨励したため、先にも述べたごとく、明治十一年には刊行された教科書は小学校のものだけで百七十四種に上るまでになつたが、一方、それらの中には著訳印行を濫りにするものが多く、教育上の弊害もまた少なくなかつたので、同十三年文部省は府縣に「學校教科書之儀ニ付テハ追テ示達スル儀可有之候得共國安ヲ妨害シ風俗を紊乱スルカ如キ事項ヲ記載セル書籍ハ勿論、教育上弊害アル書籍ハ採用セサル様豫テ注意可致此旨爲心得相達候事」と令達して、小学校の教科書から調査を始めた。その結果、同十三年中に調査したものは百七十一種、その中採用を許されたもの百十五種、採用すべきでないもの五十六種であつた。その後中学校、師範学校の教科書についても調査を進め、採用を許す調査済教科書として、同十八年までに公示されたものは九百二十五種、それに文部省編修の三百種を加えると約千二百余種の教科書が認められていたわけである。

この調査制度は、初め文部省が任意に始めたものであり、後に、府縣が採用した小中学校教科書の届け出（十四年）、採用しようとする教科書の認可（十六年）を要するものとして、調査の助けとしたが、決して十分なものでなかつた。この不備を是正せんがために検定條例が設けられるに至つたのであつて、その経緯については文部郷の次の訓示がよく事情を説明している。

「文部省ハ明治十三年以來教科書ノ検査ニ着手シ時々其書目ヲ示シタリト雖モ從來ノ検査ハ教育上弊害ノ甚シキモノヲ除却スルニ止マリテ其書ノ適否ヲ精査セシニ非サレハ調査済教科書中不問ニ附シタル書籍ハ甚シキ弊害ナキヲ示シタルモノニシテ必スシモ善良ノ書籍ノミニ非ス又目下緊急ナルモノヨリ着手セシヲ以テ先ツ小學校ノ教科書ヲ主トシ傍ラ中學校、師範學校ニ及ホセシノミ且ツ其検査法タル未タ世上出版スル所ノ教科書を改良スルノ目的ヲ達スルニ至ラス」

「今後準備ノ整フニ從ヒ百般ノ學科ニ付教育上ノ適否如何ヲモ精査センカ爲ニ今既ニ教科書檢定條例ヲ定メントス此條例發行スルニ至レハ凡教科書ハ公立私立ノ別ナク當省檢定ノ章アルモノニ非サレハ採用セシメサルニ至ルヘシ」

右の二つの引用によつて明らかかなように、調査制度は弊害除去を目的としたものであり、もつと積極的に教育上の適否を精査するため文部省は、検定制を設けようとしたわけである。したがつて明治十九年の検定條例が「教科用ニ適ス」と規定したことは、單なる弊害除去だけでな

く、積極的に良書を精選するという意味であつたことは疑えないところである。その検定條例が「図書検定ノ上特ニ教育ニ有益ナルモノト認ムルトキハ文部省ヨリ著（訳編）者ニ賞状ヲ與フルコトアルヘシ」の一條を持つたことは、適否を精査の上さらに特別優良なものに賞状を與えて、検定に良書推薦の意義と、良書育成の目的とを與えたことを裏書きするものであるといえよう。ところが検定條例実施後七カ月、十九年の十二月には検定要旨として、「文部省において教科用図書の検定をするのは、その図書が教科用として弊害がないことを証明するだけで、教科用上の優劣を問うものではない。ただ國体法令を輕侮する念を起させる恐のある書とか、風教を敗る憂のある書とか、事實の誤があつた図書を除くだけである。」との方針を宣明し、翌二十年検定條例を廢止して、先に述べた検定規則を公布したのである。

これは当初に企図した検定方針の大轉換であつて、検定の意義は調査制度の意義と同じものとなり、その趣旨は最近の検定規則に至るまで承けつがれたのである。何故このような消極的な意義に逆もどりしたかは、更に十分な研究を要する問題であるが、その理由の一つとしては、これまで、検定を得た図書が唯一の善良な書籍として強いてこれを採用しようとする傾向があつたからであると説明されている。しかし、このような傾向が現われてくることは検定制度にした以上むしろ当然であろう。たゞ、当時は、選択の際には、検定済になつていなくても、使用の時までに検定を得ればよいとされていたのであるから、検定済ばかりを採用することは、文部省の本意でなかつたと言ふことができるかもしれない。また、検定済の数種類の教科書に需要が過度に集まると、当時の印刷能力ではまかないきれない事情もあつたのではないかと考えられる。更に教科用上の優劣を附けることが難しいという点も一つの有力な理由であつたであろう。賞状を與えるために優劣を考えて、良書を選定するということは、なか／＼手間がかかるし、そうした意味で検定全般に臨んだとすれば、時間も手数も多くかゝるので、実際には適しないという点などが半々の経験で分つたから、僅かの間に再びもとの消極的な方針に變つたのであると思われる。

右のような経緯で、従來教科用に適することを認定する検定の意義は、弊害がないという最も消極的な意義に考えられて來たのである。では、現行の規則ではどんな意義を持つているであろうか。

現行の検定規則が第一條において「教科用に適することを認めるものとする。」と規定した検定の意義は、決して従前のように單なる弊害除去という消極的な意義を示すものではない。後に述べる検定基準で、積極的に教科用図書として具備すべき条件をあげ、それに適うものを検定合格とするのであるから、本來の意味において教科用に適することを認定するという積極的な意義を持つものなのである。それでは現行の規則において「教科用に適する」ということをどの程度

にまで見るかということ、検定基準がこれに答えるのである。

これまでは、検定ということとを弊害除去というように消極的に考えて来た爲に、此の度の検定基準に類するような基準は必要でなく、文法上の許容事項とか、近視眼予防上の文字印刷の標準とか定價の標準といった形式的方面に重点が置かれた。新制度にあつても、もとよりそうした形式的方面を無視するものではない。すなわち「教科書ノ検定又ハ編纂ニ関シ文法上許容スベキ事項」(明治三十八年文部省告示第一五八号)、(近視眼予防上検定出願教科書ノ文字印刷ニ関スル標準) (明治三十一年文部省告示第六十一号)は、現在厳密に適用する必要はないが、なお編修上参考になるであろうし、新たに形式的事項に関する基準の作成も考えられているとのことである。たゞ、これらの点は新しい検定制度においては従たる問題であつて、教育の目的に適合しているか、児童生徒の心身の發達に適合しているか、教材の排列が学習指導上如何に有効適切に行われているかなどの内容に関する諸点を重視して審査するのが、新しい検定制度の一つの特質をなしているのである。検定基準が新しく設けられたのも一に右の見地からである。

検定はこのように積極的に「教科用に適することを認める」ものであるが、しかし、教科用に適する点における優劣を判定するものではない。この点は従前と全く同じである。それゆゑ、文部省はたゞ検定に合格した圖書の名称等を発表するだけで、それに何らの評價を加えるものではないのである(検定規則第十二條)。

以上検定の意義について、長い紙面を費したのであるが、それが積極的に教科用に適することを認めるものであるか、あるいは消極的に弊害除去を意味するものであるかを明らかにしておくことは、検定の審査について重要であることはもちろんであるが、検定の申請受理に関しても取扱い方が違つて來ることは次節に述べるとおりである。

三 検定の手続

新しい検定制度は、昭和二十四年度用の教科書から実施せられたことは既に述べた通りである。この二十四年度用教科書に対する検定の申請は、二十三年六月七日より開始された。検定の申請は、受付開始後は、何時でも行うことができるのであり、締切の日というものはないのであるから、受付開始の時期が何時になつても、永い目から見れば問題ではないのであるが、昭和二十四年度用の教科書として間に合わせるといふことになる、六月七日では遅すぎた感がないであらう。

受付開始が昭和二十四年度用教科書のためには遅すぎたといふのは、二十四年度の教科書が発行されるまでには次のような過程を経るからである。すなわち、二十三年の八月二十五日から一

週間都道府縣で教科書の展示会が開催せられる。展示会には、二十四年度に発行される教科書の書目を記載した目録が文部省の手で準備され、目録に記載された教科書の見本が出品される。各学校は、展示会で教科書の見本を見た上、目録によつて所要の教科書の需要票を作成し、都道府縣に提出する。都道府縣は九月二十日まで、その需要票を集計の上文部省に送付する。文部省は全国の需要数を集計し、必要のあつた教科書の発行者に用紙を割り当て所要の数量を発行させる。そして十月から印刷が始まるのである。こうした段取りは、二十四年度の教科書を四月に間に合わせるためのぎりぐりの所だとされている。したがつて、二十四年度から使用される新しい検定教科書は、文部省が目録を作成する時期までに、検定に合格していなければならぬ。とすれば、六月七日という受付の開始は、二十四年度から使用される検定教科書の受付としては、極めて時期の切迫したものと云わなければならないのである。

新制度の発足にあつて、このように期日の無理があつたことは、不幸であつたと言わなければならない。この期日の無理は、二十三年の一月と三月に開かれた教科用図書委員会で、検定制度の実施が審議されたときにも討議されたのであるが、教科書制度民主化のために、一年も早く検定教科書の出現をはかるべきであるとの意見が強く、万難を排して実施されたのである。

かくして発足した新検定制도가対称とした図書範囲は、小学校、中学校、高等学校の全教科目の教科書にわたり、新制度の方針としては何らの制限も置かれていないのであるが、——これが過去の制度と比べて一特質であることは既に述べたところである——用紙事情の極めて窮乏な現在、実際問題として、全教科の教科書を発行することは不可能なので、止むなく現在発行されている教科書の範囲を受付の範囲として、一應の限界が定められたのである（昭和二十三年文部省告示第七号）。たとえば図画工作とか、小学校の家庭とかには、現在発行されている教科書はなく、小学校の低学年の算数や音楽の教科書が二十三年度には児童の手に渡らなかつたのであるが、これは一に用紙事情によるのである。したがつて、用紙事情さえ緩和すれば、それだけ受け付ける教科書の範囲も拡張されていく。そこで受付の範囲は、一應の基準として現在発行されている教科書の範囲とし、それ以外に受けけるものをも含めて、具体的には必要の都度、その範囲を発表することになつていのである（同附則）。

教科書の分量についても、右と全く同一の事情から、現在の教科書を基準とすることになつた。一冊について十頁の増加があつても、用紙の全量は可成膨脹して来るからである。但し、高等学校の教科書は、従前の中等学校用教科書の分量では、内容上からも、標準にならないという特殊事情があるので、差支ない限り別途に考慮することになつていゝる。

検定の申請を受理する図書範囲に関連して留意しなければならないのは、教科用図書の意義

である。現在のところは右に述べたように、発行されている教科書をもつて一應の範囲とするから、幾分か問題も少ないかもしれないが、それでも、何をもつて教科用図書とするかによつて、具体的には大きな差異が生じて来る。検定規則第一條第二項は、「教科用図書とは、小学校、中学校、高等学校及びこれに準ずる学校の児童又は生徒が用いるため、教科用として編修された図書をいう。」と規定している。この規定が明確にした点は、第一に、検定の対象として申請を受理するのは、小学校、中学校、高等学校及びそれらに準ずる学校の教科書であるという点である。これは既に新制度の特色として幾度か繰り返して来たところであり、何らの問題はない。

第二の点は、児童又は生徒用図書であるという点である。従来小学校にあつては、教師用書も教授用の掛図等も教科用図書として検定の対象とされたのであるが、今度は児童生徒用書に限定され、それ以外は検定の範囲外とされたのである。すなわち、教師用書や掛図等は検定規則に言う教科用図書ではなくなつたのである。学校教育法第二十一條は、小学校においては、文部大臣の検定若くは認可を経たる教科用図書又は文部大臣において著作権を有する教科用図書を使用しなければならぬと規定しているが、教科用図書とは何であるかについては何らの規定もない。従つてこれは他の法令によつて判断する以外はない。そして教科用図書について何らかの規定をしたものは、後に述べる教科書の発行に関する臨時措置法第二條とこの教科用図書検定規則第一條以外にないのであり、学校教育法第二十一條の教科用図書の検定の爲の規則が教科用図書検定規則なのであるから、検定規則が教科用図書として取扱われない教師用書や掛図等は、他に別の検定や認可を経なくても、自由に使用ができると解されるわけである。

検定規則は教科用図書について右の二つの規定をしたのであるが、これは教科用図書に対する形式的な枠であつて、何ら実質的な規定ではない。それでは実質的に教科用図書とは何であるかということになるわけであるが、これについては、教科書の発行に関する臨時措置法の規定が参考となる（同法第二條）。それによれば、「教科課程の構成に應じて組織排列された教科の主たる教材として、教授の用に供せられる児童又は生徒用図書」となつてゐる。これに対する詳しい説明は臨時措置法を述べる際にゆずるとして、まず第一に、教科書は教材が教科課程の構成に應じて組織排列されたものでなければならぬ。それゆゑ統計集とか歴史年表といったものは、教科書の概念から除外される。第二に、教科の主たる教材たり得るものでなければならぬ。それゆゑに副読本等は除外されるのである。

第三に教授の用に供せられるものであることが必要である。すなわち教師が授業上の媒介として使用することを予定したものであつて、單に児童生徒だけが自学自習のために用いる参考書、練習帳、問題集等は教科書に入らないわけである。ただ右の臨時措置法では、教科書といひ、検

定規則で教科用図書と用語が違つてゐるが、殆ど同意義に用いられてゐると考えてよいであらう。したがつて検定の申請を受理する図書の範囲は、右にのべたような教科用図書の要件を形式的並に実質的に具備したものでなければならぬわけである。

ところで、右に述べた教科用図書の実質的な要件こそは、検定審査の重要な一部をなすものである。したがつて厳密に言えば、審査をした後でなければそれを具備してゐるかどうかは明らかにならないことになる。そこで一應それらの要件を具備してゐると思われれるものは申請を受理して審査を行うべきであるとしなければならぬ。しかしその際、次の点だけは、申請を受理する図書の範囲に関連して、明確に限定することができらるであらう。すなわち、検定が、「教科用に適することを認めるもの」であることを嚴格にとるならば、各学年にわたつて発行される教科書は全部纏つたものでなければならぬという要請が成り立つことである。しかし、全学年揃つたものでなければ検定しないというのでは、余りにも申請者の負担が重くなり過ぎ、検定制度を再開した意義が薄くなるので、運用上、一学年分として纏つたものであることを必要とすることに定められてゐる。それゆゑこの範囲内で、例えば小学校一年の教科書として、上下二分冊で編修したものは、二分冊とも揃つたものでなければ検定の申請は受理されない。又その上下二分冊のうち一方に不都合があれば、他方だけ検定合格になるということもあり得ないのである。

もし検定の意義が、弊害除去だけに止まるならば、一分冊だけでも弊害がなければ、検定が與えられるはずであるが、前述のように、教科用に適することを目的とする以上、一学年分として適当なものでなければ、全部について検定合格ということにならないのは理の当然であらう。理科や社会科のように單元毎に分冊として発行される教科書についても、右と同じに取り扱われるわけである。

検定の申請者は著作者発行者いすれでもよい（検定規則第三條）。また著作者、発行者は、個人でも、会社その他の団体でも構わない。団体の場合は図書の奥付に代表者名をも併記することになつてゐるから（臨時措置法第三條二項）、検定申請書にもそれを明記すべきである。

著作者に申請の資格が認められたのは、今度の規則が初めてである。これは著作者の意思を重んずるとともに、その著作した図書に対する主体性を保護しようという立法者の心やりを示したものである。教科書は著作者の意思と人格があらわれた精神的労作なのであるから、発行者の企業意欲に左右されるままに終らせてはならないからである。又これは、発行者との結び付きのない者にも教科書著作の道を與えて、廣く、教科書をも求めることにもなる。

著作者には何らの資格制限はない。検定規則は発行者についても別段の制限を設けてはいない。けれども、重要な教科書の発行に関することであるから、発行の完遂、供給の確実を期し得

る能力、信用等具备了者であることが望ましいことは言うまでもなく、発行者の事業能力、信用状態が教科書の発行に不適當であると認められるときは、たとえその発行者の教科書に需要があつても、文部大臣は発行の指示を行わないことができるのである（臨時措置法第九條二号）。

檢定の審査は、原稿審査、校正刷審査、及び見本審査の三段階に分けて行われる（檢定規則四條）。このように段階を分けたのは、一方において申請者の危険を軽減するとともに、他方において國家的見地から少しでも資材の無駄を防止しようとするためである。しかしながら、既に一般圖書として発行されているものについて新たに教科書の檢定を申請しようとする場合、やはりわざわざ原稿審査の次にのべる所定原稿を提出しなければならない理由はないであろう。

原稿審査の申請をしようとする者は、次の書類に審査料を添えて提出しなければならない（規則第五條）。

- 1 教科用図書檢定原稿審査申請書 三通
- 2 原稿 七部
- 3 原稿の英訳 三部
- 4 さし絵 一組
- 5 体裁見本 一部

原稿は、直ちに組版し得る完成原稿であつて、発行に際し、前期用、後期用等二分冊以上に分かれる予定のものは、前述のごとくその全部が揃つていなければならない。單元毎の分冊になつているものも同様である。ただし、各学校・各学年にわたる教科書を企画しているものであつても、一半年分として纏つたものであれば申請することができるのである。

原稿の英訳は、もとより原文に忠実な適確なものでなければならない。英語の教科書のうち、和文のないものは、原稿を十部提出すればよいわけである。

原稿及びその英訳の作成にあつては、次の事項に注意しなければならない。

原稿

- 1、原稿用紙は、五〇ポンド位で、B五判とする。
- 2、縦書の場合は、一枚につき三〇字一四行とし、右とじとする。
- 3、横書の場合は、一枚につき二〇字二一行とし、左とじとする。
- 4、原稿は、タイプするか、または謄写する。
- 5、原稿には表紙をつける。表紙は一〇〇ポンド位で白色とする。
- 6、表紙には、教科名、学校種別、学年だけを記載し、著作者名、発行者名などその他の文字又は符号を記載しよいようにしなければならない。これら規定以外の文字符号を記載し

たものは受け付けられない。

原稿の英訳

- 1、用紙は一六ポンド位の白いタイプ用紙。
- 2、一行おきにタイプする。
- 3、和文原稿のページ数を欄外に明示する。
- 4、原稿に準じて表紙をつける。

後にも述べるように、原稿の審査にあつては、公平を期するために、著作者、発行者等を調査者に全然知らせないことになつてゐるのであるから、申請者の方でもこの点は十分注意しなければならぬ。

さし絵は、本来ならば十組揃つていて各原稿及びその英訳に貼付されることが望ましいのであるが、費用の関係等もあることであるから、一組でもいゝのである。この場合には、さし入れ箇所を示して別にさし絵だけを取りまとめ提出するのである。

体裁見本は、組方・装てい、製本様式などが分ればいゝのであるから、他の図書の見本であつても差支えない。表紙の図案は、校正刷審査を申請するときに提出すれば足りるのであるが、体裁見本に添えて提出してもよいことになつてゐる。

審査料は、原稿一枚について十五円の割であるが、この計算で一冊三千円未満のときは三千円とする。分冊になつてゐるものは、分冊毎にこの計算を行つてゐる。

原稿の審査に通過した者は、その校正刷三部を作成し、それに表紙の図案を添えて提出する。原稿審査を申請したときに既に表紙の図案を出したものは改めて出す必要のないことというまでもない。校正刷を作製するにあつては、次の点を注意する必要がある。

- 1、校正刷は、審査を経た原稿と必ず一致したものであること。
- 2、校正刷の用紙は、三五ポンドくらいの白色印刷紙であること。
- 3、活字の形、大きさ、行間、字間、および各頁の余白は、検定基準によるほか、既刊の現行教科書に準拠すること。
- 4、校正刷の判型は、見本の判型と同一にして堅くとしること。

校正刷審査に通過した者は、教科用図書検定見本本審査申請書二通に見本本十三部を添えて提出する(規則第六條)。見本本が、審査を経た校正刷と必ず同一であるべきことはいふまでもない。

前述の手續で文部大臣に提出された申請は、文部大臣が教科用図書検定調査会に諮問しその答申に基づいて、検定を興えるということになる(検定規則第二條)。これは従前の制度にみられなかつた新しい処置である。これまでの検定は、文部省の關係官が審査のことに當つていたので

あるが、教科用図書委員会が、検定の実施要綱を答申したとき、審査は、実質的には、諮問機関である教科用図書検定調査会で行うという点と、審査を教科用図書検定基準によつて行うという二点を、特に強調し、新制度の事務処理における二大方針としたものである。この節では、事務処理要領に関連して、検定調査会について説明を加えよう。

教科用図書委員会が、新しい検定制度を樹立するにあつて、検定の審査を実質的には検定のための調査会で行うという方針をとりあげたとき、それに加えて、文部省がこの調査会を構成する爲には、その設立準備会を次のような団体の代表者を集めて行い、そこで構成員の人選を行うことを建策した。すなわち、教育刷新委員会、教科用図書委員会、師範学校長協会、日本私学団体総連合会、日本教員組合、日本著作家組合等がその主な団体であつた。これらの団体の代表者は設立準備会で、十六名の候補者をあげて推薦したのである。

右の経過をたどつて設立されたものが、教科用図書検定調査会であつて、調査会は、文部大臣の諮問に應じて、検定申請のあつた教科用図書の調査を行うことを目的とする。その構成は委員十六人であつて、委員の内訳は、小、中、高等学校の教員から各二名、自然科学者三名、人文科学者三名、その他四名といつた基準になつてゐる。

調査会は、検定申請教科書を調査するため、各教科毎に必要な数の調査員を、その手足として持つことになつてゐる。大体各級学校の各教科毎に約十名の調査員が用意されてゐるのである。この調査員は、調査会の監督の下に実際の審査を行い、調査会は、調査員がそれぞれ分担して行う審査を統轄し、その総合判定を下すのである。

検定の申請者から、先に述べた原稿審査の申請が文部大臣に提出されると、原稿は調査会へ回付される。調査会の幹事（文部省の職員がそれに命ぜられてゐる。）はこれを受け、原稿に受付順の番号をつける。その後原稿は合否の判定があるまで一切番号だけで取扱われ、図書名、発行者名は秘せられたまゝである。原稿は番号を附せられて、四名の調査員へ送達される。各調査員は、それぞれ検定基準に照らして採点し、幹事はその採点をとりまとめ、平均値を算出して、調査会の議にかけるのである。調査会は、提出された調査の結果について合否を判定し、疑点のあるものは、二名以上の調査員にさらに調査させ、その結果を総合計して、判定を下すのである。

調査は原稿受付の番号順で行うが、教科によつて申請の多いものと少ないものとあり、原稿の難易もあるから、結果は必ずしも受付順に出るとは言えない。しかし、事務処理としては、あくまでも番号順で行われることになつてゐる。

校正刷の審査が出されたときは、内容を検討する必要がないので、幹事が、原稿と対比し審査

する。見本審査の申請を受けたときは、幹事は、見本を、先の体裁見本等と照合し、校正刷とも対比した上、調査会に報告する。調査会は、その報告に基いて判定を行った後、三段階の審査の結果、検定を興えるか否かについての意見を文部大臣に答申するのである。

文部大臣は調査会の答申に基づいて、検定を行う。もとより、調査会の答申の通りに行わなければならぬわけではないが、実際問題として、特別の事情がない限り答申に反した決定が行われることはないであろう。これら三段階にわたつて、連合國軍總司令部民間情報教育部の審査を受けることは言うまでもない。したがつて原稿の英訳には十分注意を拂う必要がある。

このようにして検定を興えられた図書には、その表紙に「文部省検定済教科書」、そのとびらに「年月日 文部省検定済」及びその図書の用いられる学校、教科書の種類を明記しなければならない（教科書の発行に関する臨時措置法第三條同法施行規則第一條及び検定規則第七條）。文部省は、検定を興えた図書の名称その他を官報に告示することになつてゐる。発行者の方でその教科書の発行を中止したときも同様である。

この文部省検定済教科書は、教科用に適するものとして、学校教育法の定めにより、全國の國立、公私立の学校をとわず、これを使用することが認められるのである。この検定の効果は年限にかゝわりなく持続する。改訂本が出てそれによつて初めのものゝ效力に変わりはない。又、従

前の検定規則には、発行者が法規の定め違反したときなど、検定の取消ができる規定があつたのであるが、現行の検定規則には取消の定めがない。したがつて、いかなることがあつても、一度與えられた検定は、その効果に変わりがないのである。しかしながら、この検定の效力は、少しでもその図書に変更を加えたものには及ばない（検定規則第九條）。もし変更を加えた場合には、次の要領によつて、改訂検定の申請を行うか、あるいは、新しい図書としての検定を受けなければならぬ。

すなわち、検定申請中の図書またわ検定済の図書を改訂しようとするときは、検定教科用図書改訂申請書三通、改訂原稿七部、その英訳三部に検定審査料の半額に当る金額を添えて提出する必要がある（第十條）。もし、さし絵等を変えるときは、それをも添えなくてはならないこともちろんである。申請者は、同じように著作者またわ発行者であり、連名であつても差支ない。検定の申請を発行者名義で行つたものを、著作者が改訂の申請を行うことができるかについては、明確でないが、それが申請書に記されている正当な著作者である限り、差支ないものと言えよう。

検定規則が改訂として取扱うものは、文章、字間、さし絵を増減校訂し、記述の方法、さし絵頁数、行数、字体、判型を変更し、また注解、附録、序文等を加除変更する等殆ど一切を含んで

いて、その変更箇所が四分の一頁以下のものである。もし四分の一頁以上にわたつて、変更が行われるときは、新検定として一般の手續によらなければならない(第十一條)。こゝで第八條との關係から冊数を変更するときに問題となる。第十一條によれば、冊数の変更、すなわち一冊を二分冊に分けるということも、改訂の中に含まれるように見えるが、八條がそれだけを取り出して、別に文部大臣の承認事項としたことは、そのような冊数の変更は、改訂とはしないという例外を明示したものと解される。実際問題として、冊数の変更は、用紙事情の關係から行わなければならぬ場合が予想せられるのであつて、改訂として取扱うべきではないであらう。

四 教科用図書検定基準

教科書の検定を行うに當つては、何らかの審査の基準がなくてはならないことはいうまでもないであらう。従前の検定にあつても、いろ／＼と基準が考えられていた。例えば、明治二十四年には「小学校修身教科用図書検定標準」が公示され、内容は教則大綱の要旨程度に適合すること、なるべく本邦人の事蹟をとること、文章が簡易で兒童の読書力に相應じたものであることなどの七項目があげられている。又翌二十五年には、検定規則の第一條が改正され、「教科用図書ノ検定ハ師範教育令、中学校令、小学校令及ヒ教則ノ旨趣ニ合シ教科用ニ適スルコトヲ認定スルモノトス」と示して、学校令及び教則が審査の基準となることを明らかにした。

その後、「近視眼予防上検定出願教科用図書ノ文字印刷ニ關スル標準」(明治三十一年告示第六十一号)、「教科書ノ検定又ハ編纂ニ關シ文法上許容スベキ事項」(明治三十八年告示百五十八号)、「師範学校、中学校、高等女学校、実業学校教科用図書定價標準」(昭和六年告示二百八十二号)、「教科用図書ノ検定調査標準並ニ不検定図書」(昭和八年告示二百二十二号)等が一種の審査標準として示された。しかしこれらの標準は、弊害防止という立場のものが多かつた。昭和八年、検定調査標準と題して告示されたものも「師範学校、中学校、高等女学校、実業学校・小学校教科用図書ノ検定ハ其ノ図書ノ組織、程度、分量、記事ノ性質、誤謬ノ多少等ニ付大体ノ調査ヲ爲スモノトス」と規定したに過ぎないものであつて、それ以上立ち入つて、組織、程度、記事の性質などがいかにあるべきかの基準を示したものはなかつた。検定の基準が、このような程度のものであつたから、審査を行う関係官が、学校令や教則を念頭に置くとしても、その審査は主観的なものに傾き易い結果にならざるを得なかつたといえよう。学校令や教則は審査の基準にはなり得ても、それは検定審査のために作られたものではないから、抽象的な目標を示すだけに止まり、教科書の具体的な基準に、そのまゝなりうるとは言えないであらう。基準がこのように、漠然としたものであり、審査を行う者の主観の入る余地が大きい結果、検定出願者の方では、最も具体的な基準として、

既に検定済の教科書をとることになつた。検定教科書がどれもこれも皆似たり寄つたりのものとなつたのは、それに基く当然の現象であつたともいふことができるのである。

これに対して、新しい検定制度は、前述のように検定の意義を高めるとともに、教科書としての必要な条件を「教科用図書検定基準」として示し、その基準の各項目にわたつて、検定の審査を行うこととしたのである。これは全く従前に例のないことであつて、審査を客観的に行うことができるようにした点で、新制度に輝かしい光彩を加えたものである。

「教科用図書検定基準」を作成するに当つては、つとにアメリカ合衆國で進められていた教科書の評價についての研究に負うところが多い。アメリカ合衆國においては、学校の管理にあたる人や教師の教育課程には、教科書や教材の評價についての科目が課せられている。それは教科書の採択ということが、非常に重要な問題と考えられているからである。合衆國では州、郡、学区における教科書採択の問題が、教科書制度の中心となつてゐるが、この採択の面から教科書の標價といふことが深く研究され、後に述べるような評價配点表等が準備されてゐるのである。

ところで、教科書の評價は、同じく標價と言つても、採択使用という観点から評價する場合と使用に直接の関係なく、教科書としての適不適を判定する立場から評價する場合とは、その間に差異ができることは言うまでもないであらう。しかし、評價の各項目を立て、みれば、その大部

分はいずれの立場に立つても考慮しなければならない点であることが分るのである。そうして、これらの項目は、教科書の編修に當つても、また一の基準になりうるのである。この意味で、新しい検定制度が、教科用図書検定の審査基準を用ゐることは、ただに検定において適切であるだけでなく、編修や採択を行うにあつても、これを参考にすることによつて極めて大きい便宜が與えられると言わなければならないであらう。

新しい検定の審査は、このように教科用図書検定基準によつて行われる。しかし審査のより所とされるものは、決してそれだけではない。検定規則の第一條が示しているように、教育基本法や学校教育法の示した教育目的に沿つたものでなければならぬことはもちろんであり、両法の「趣旨に合し」というのは更に、学校教育法施行規則や学習指導要領に具体化されたところをも含んでゐると言わなければならない。昭和二十三年文部省告示第七号は、「小学校、中学校、高等学校の教科用図書の検定は、その図書の内容が学習指導要領に準拠してゐるかどうか……を調査するものとする。」としてこれを明示した。しかしまだ全教科にわたつて学習指導要領ができてゐるわけではないので、学習指導要領のない教科にあつては、現行の教科書を参照することが便宜であるむねが附加されてゐる。

そこで検定基準と、学習指導要領との関係が問題になるのであるが、学習指導要領は教科内容

とこの取扱いの基準を示したものであるから、教科内容に関しては、検定基準を補足するものである。ことに検定基準の指導目標や教材内容の項は、学習指導要領から要約したものなのであるから、その運用に当つては、学習指導要領によつて、それを補い、誤りのないようにする必要があるのである。

検定基準は各教科毎に作成されているが、みな大体同じような構成をとつているので、ここでは共通的な主要項目について簡単に説明をしておこう。この検定基準は大きく分けて絶対条件と、必要条件との二つから成つていゝ。絶対条件は、教科書としてどうしても欠くことのできない条件であつて、これを欠けば教科書として絶対的に不適格となるものである。必要条件は、各教科の教科書にそれぞれ具備されていることを必要とする条件であるが、絶対条件のように絶対的なものではなく、それを一つでも欠けば不適格というほど強いものではない。

絶対条件としては、次の条件があげられている。一、わが國の教育の目的と一致しているか。二、立場は公正であるか。三、教科の指導目標と一致しているか、の三つがそれである。

教育はいかなる場合にも目的をもつた営みである。新教育の目的は、教育基本法に示され、学校教育の目的や目標は、学校教育法に示されている。したがつて新教育の用に使われる教科書は、悉てこれらの目的や目標に合致したものでなければならぬことは言うまでもない。たとえば民

族間の対立意識をあおつて、平和を破ろうとするような意図のあるものとか、自主独立の精神に欠けるようなものは、教科書として絶対に不適格であると言わなければならない。検定基準は、平和の精神、眞理と正義の尊重、個人の價値の尊重、勤勞と責任の重視、自主的精神の養成などを教育の目的として例示しているが、これは教育基本法から主としてとり出した例示である。この外学校教育法のあげた諸目標も含まれることは当然であり、國際協調の精神や、親愛、協同の精神等も含まれていなければならないのである。

第二に、教育が政治的にも宗教的にも無色でなければならないことは同じく教育基本法に定められているところである。両者に無色であつてこそ、教育權の獨立も強く主張されるのである。したがつて特定の政党や宗派を支持したり、反対したりするような内容のものは、教科書として不適格である。たゞ、私立の學校が特定の宗派の教科書を用いようとするとき、そうした教科書の検定を不合格にするか否かについては問題が残る。しかし、教科用圖書の検定は、特定の學校の教科書を検定するものでなく、一般の小、中、高等學校用の教科用圖書として検定するものであるから、カソリックが經營する學校の聖書教科書といったものの検定を申請するとしても、檢定としては不合格とせざるをえないであろう。むしろそういったものは、各學校において、使用の認可を個々に願出いゝべきである。この外職業料の檢定基準は、職業的偏見のある教科書を

不適格としているが、もとより当然であろう。

第三は、教科の指導目標と一致しているかどうかという点である。教育の目的は、実際には各教科がそれぞれ分担し協力してこれを達しようとするところに実現されるのである。そこで各教科は、全体の教育目的を達成するために、それぞれ担当の目標をもっている。したがって各教科の教科書は、全体としての教育の目的に合致することはもちろん、その教科の目標を達するように編修されたものでなくては、無意味である。この各教科の目標は、学校教育法に基き学習指導要領が具体的に示しているのである。

この教科の指導目標と一致しているかという条件の示し方には、各教科によつて、幾分の差違がある。即ち学習指導要領の指導目標をそのまま示したものと、それを要約して示したものとがあるのである。社会科は前の例であり、國語は後の例である。したがって審査する者はもとより、とくに編修する者は学習指導要領を十分参照する必要があるであろう。

必要條件は、一 教材内容、二 児童生徒の発達、三 組織排列、四 表現、五 その他に類別されている。

第一の「教材内容」については、次のような条件があげられている。

1 教材は現行の学習指導要領……編に示されている教科課程に基づいているが。

ここにいう教科課程は、いわゆる教材構成の教科課程であつて、教科内容とも言われる。教材の構成は、あながち一種に限定されたものではなく、いろいろな角度からいろいろの程度で組み立てられるのであるが、これを思い思いにやつたのでは、教育水準の維持さえなくなるから学習指導要領は一定の基準を示しているのである。したがつて教科書は、学習指導要領に示された現行の教科課程（教科内容）にもとづいて編修されなければならないのである。

この第一の条件の説明の仕方は、これまた各教科まち／＼であつて、國語、算数のように全部学習指導要領にゆすつたものもあれば、一方理科のように、非常に詳しく述べたものもある。いずれもやはり学習指導要領をみるべきである。その際、学習指導要領の指導内容は、実際の経験に則して絶えず改訂されているということに注意していなければならない。

2 教材は正確であり信頼できるか。

この項目については、多く説明する必要はないであらう。数学や理科等にあつては、正確というのはとくに重要な要素であり、國語その他の教科書で原典から教材を移したようなときは、その原典が信頼できるものであることが必要である。原典は明示しておいた方がよい。

3 教材は現代の進歩に應じているか。

古い教科書であつても、立派なものであるかぎり永い生命を保つことはもちろんであるが、そ

れば、一面、時代の進歩に應ずることのできる幅を持つてゐるからである。現代の進歩に應ずることは、その意味で必ずしも皮相な社会情勢の轉變をのみを追うことではない。しかし教科によつては、そうした社会の動きを敏感にとり入れなければならないものもある。科学、技術の発展の水準を示し、当面の政治、経済、社会等の諸問題を取扱う社会科学等においては、特に著しい。したがつてこの項目は、各教科によつて、それぞれその内容程度を異にして考えらるべきであらう。

第二の「児童生徒の発達」は、児童、生徒の立場から教科書を評價しようとするものである。教科書は、社会の要求に應じ、教育の目的、教科の目標と一致しなければならぬことはもちろんであるが、また児童生徒がそれによつて学習を進めるのであるから、児童生徒の発達に適合し、その要求に應じうるものでなければならぬこともいうまでもない。第一の「教材内容」で挙げられた三項目は、どちらかと云えば、教育の目的、社会の要求に應ずるといふ立場からの條件であつて、それに対応して、第二に教材内容が児童生徒の要求に應ずることができるか否かという点が問題とされてゐるのである。したがつて、第二は第一の中で取り扱われてもよいわけであるが、視点を明確に區分するため別に取り出されたと考えられる。この児童・生徒の立場は次の三点から考察されてゐる。

1 教材は児童生徒の心身の発達に適應してゐるか。

児童生徒の学習は、その身心の発達に左右される。教材は身心の発達に適合したものでなければ、学習の効果をあげ得ない。そこで教科書の内容は、知能の発達、感情の発達、思想の発達、運動能力の発達、身体の発達などに適應していなくてはならないのである。

2 児童生徒の生活・経験・興味に適應してゐるか。

児童生徒の学習の基礎となるものは、その生活環境であり、経験である。そして、学習を推進していく力は興味である。児童生徒の生活環境を無視したり、経験を考慮しなかつたりすれば、学習は成り立たないし、興味を持たせることが少なければ、自学自習を有効に進ませることも容易ではない。教育基本法が教育方針として、実生活に即するといふことを強調してゐるのに照しても、この條項は新教育における教科書として、最も注意すべき事柄である。

3 個人差に應ずる幅があるか。

児童生徒にはその発達にいろいろ個人差がある。1、2、であげた点も個人差を考慮しなければ、真に具体的にはなつて來ないであらう。もとより教師の指導方法によつて、同一の教科書であつても、各人に適應したように取扱うことができるけれども、やはりその調整には一定の限度があるから、教科書自体がそうした幅を持つてゐる必要があるのであつて、高学年に至るほどそ

の必要が大きい。

右にあげた三点は、新教育のあり方として学習指導要領が特に強調しているところであつて、教科書を編修するに当つては、学習指導要領を参照し十分考慮しなければならない。

第三は教材の「組織排列」である。第一、第二において、教材内容を社会的観点及び児童生徒の立場という両面から考察したのであるが、第三ではそれらの教材がいかに組織排列されているかという点を見ようとするのである。組織排列については、指導者である教師の立場からも、学習する児童生活の立場からも注意する必要がある。

1. 教材の排列は適切であるか。

教科書は、雑多な教材がたゞ漫然と集められたものではない。教材が教科課程の構成に應じて組織排列されたものでなければ少くとも適当な教科書とは言えない。したがつて、教材の排列は教材系統を明らかにしているようなものでなければならぬ。もとより教師は、教科書をその教材の配列どおりに使用する必要はないのであるけれども、その場合においても、教科書が持つてゐる教材に系統がなければ、そのような使用にさえも不便であろう。

しかも実際には、教師の殆ど大部分が教材排列の順に應じて、学習を指導しているのであり、教科書の排列そのものが、現実の学習の進め方を左右しているといわざるを得ない以上、この排

列は非常に大きな意義を持つて来るわけである。故に前後の関連、難易の排列が適切であるとか学習の発展に沿つてゐるとか、教材の重点が考えられてゐるとか、反覆の度合がよく按配されてゐるとか、いろ／＼な観点に立つて考察されなければならないのである。

2. 他教科との関連がよく考えられているか。

一つの教科の指導が他教科との関連を考へて行われなければならないことは言うまでもない。どの教科といえども、國語の指導を無視して学習を指導して行くことはできないであろう。その意味ではまた、各教科とも多かれ少なかれ、他の教科に關係を持たないものはない。したがつて、教科書もそうした他教科との関連に考慮が拂われる必要があるわけである。しかしまた、各教科が一般的に關連し合うほかに、ある種の教科の間には特に密接な關係をはかつて取扱われなければならないものがある。ローマ字と國語、社会科と理科・家庭科・職業科などの關係のごときは、その一例である。

3. 分量・区分が適切であるか。

学校で行われる教科の指導時間には、一定の割当がある。したがつて、教材の分量がこの指導時間とある程度の均合がとれていなくてはならない。また一定の時間に学ばれる分量は、児童生徒の発達段階に應じて差異があるから、分量の適切さは、学年に應じて異なつて来るはずであ

る。さらにまた、各教科によつても異なつて来る。たとえば社会科等は比較的分量の多いのを可としてゐる。

区分は、通例、章、節といった形をとるであろうが、それは内容と結びついたものであるから、内容のまとまり、難易等に相應すると共にそのまとまりは、論理的であり、区分間の連絡がとれていて、おのおの明らかな目標を持つていなくてはならない。

4 さし絵、写真、図表、地図などは適切に用意されているか。

さし絵、写真、図表等は、教科書にとつて不可欠といつてよいし、それらの意義や効果は極めて多方面にわたつてゐる。すなわち、一方において児童生徒に興味を興えて学習意欲を刺戟するのに役立つ、他方において、文字だけから生ずる重くるじさを軽減し、また文章のみで覆い得ないところを視覚に訴えて適切に表現し、児童生徒の理解を助ける。なかんずく、教科書にふさわしい図解、掛図等の少い今日、そうしたさし絵等を教科書にとり入れることは、学習に非常な利便を興えるわけである。したがつて、このようなさし絵の機能を考へて、さし絵の種類や数量や大きさが適切であるかとか、本文の内容をどれほど補うているかとか、鮮明であるか、紙面の印象をどれほど高めているか、学習への興味をどれほど刺戟し得るか等の問題が考えられて来るのである。

5 有効に使用できるように工夫されているか。

教科書は、それによつて学習する児童生徒にも、それによつて指導する教師にも、取扱い上便利なものでなければならぬ。前にあげたさし絵、図表等も、もとより有効に教科書を使用させるための一つの方法であるが、その他、研究問題や参考資料を興えて、学習の取り纏めや、展開に便宜を計つたり、はしがき・目次・索引・語彙表・脚註等を適切にして、学習や指導の便をはかるように工夫されていることが望ましい。そうした有効な教科書によつてこそ、学習の効果は、一層高められるからである。

6 地域の差に應ずる幅があるか。

教育が社会の要求に應ずる一つの目的活動であり、現実の社会の要求はそれぞれの地域社会において多少とも相異なるものであることを考へるとき、教科書はこうした地域社会の要求なり、環境なりの差に應ずる幅を持つたものであることが必要になる。もとより、その地域にとつても適切なものが使用できれば、それにこしたことはないけれども、教科書として広く発行される以上、他の地域でもさしたる支障なく使用できるものであることが必要である。文部省で検定する教科書は、一般に全国で使えるものであることを認めるものが主であるから、その立てまえからしても、各地域でそれぞれの特性に應じ得るものでなくてはならないわけである。

7 学校の設備の差に應ずる幅があるか。

前に述べたように、文部省で行う検定は主として全国を対象としたものである。設備や資材の十分な学校もあれば、甚だしく不足している学校もある。したがって、たとえば理科の指導などで、相当設備の整った学校を対象にし、生徒に高度の実験実習を要求するような教科書では、多くの戦災校などでは、まだ不便や不都合を來すことが少なくないであろう。学校の設備が区々であり、不備であることの多い現状を考えて、さし絵、図解等で補うとか、簡単な実験で理解できるように工夫する等の考慮が必要である。

第四には「表現」の問題である。表現についても、同じように社会的な立場と、学習者の立場とから、適不適を考えていかなければならない。社会的な要求から、標準語を使用することが望まれ、当用漢字、現代かなづかい等の使用が要求され、方言の多いものや下品な表現は、教科書には不適当とされる。児童生徒の立場から考えれば、その心身の発達に相應じた文章語彙等を用いることが何よりも肝要である。

社会科の教科書などに難解な言葉や新語などが多く出て來て、読むのに多くの労力を費すようでは適当でない。わかり易い平易な文章、生き生きした興味をそゝるような表現であることも大切である。こうした観点から、

1 表現が適切であるか。

2 漢字、かなづかい、ローマ字綴などが、適当であるか。

この二つの項目があげられている。1の表現の適切ということは、右に述べたように、いろいろの角度から考慮しなければならない。2については、検定基準にみるごとく、教科による取扱上の差異はない。使用する漢字は、小学校においては当用漢字別表の漢字（義務教育用漢字）を、それ以外は当用漢字表中の漢字を用いることを原則とし、漢字の用い方も当用漢字音訓表によることになつている。固有名詞學術用語等において、この例によれないものは、初出の際にふりかなをつける。「かなづかい」は、現代口語文においては、「現代かなづかい」を用いる。原典からそのまま引用するときは以上の例によらなくてもよいことになつている。

第五に「その他」としては、文字の大きさ、字体、字間、行間、製本、印刷、装幀等の技術的な問題が考えられている。たゞこの点について、現在の検定基準は必ずしも十分とは言えない。いずれもつと詳細なものが発表されることであろう。

以上に説明したところは、各科の検定基準の共通的な事項であるが、もとよりこれは絶対的なものではなく、各教科の特質によつて、これらの条件に適宜加減がほどこされているのである。

この教科用図書検定基準は、すでに述べたように、教科書の採択にも編修にも非常に参考にな

る。しかしあくまでも、それは検定の基準であり、審査を行う者の審査項目を示して評價の拠りどころとなるものである。すなわち、審査の目のつけどころを明示して、一部分だけの審査による主観的評價を少くし、客観的な評價を期待しようとするために作られたものであることを明確に理解しなければならない。従つて、これは、決して、そのまゝ十全の意味において編修の基準になり得るものではないのである。各教科の基準の中には、比較的編修者の立場を多く考慮して規定されたものもあるが、そうでないものも少くない。同一の項目についても、各教科によつて、相当規定の程度に差異があるのは、この故である。したがつてこの基準の発表は、編修者や採択者などの参考の爲に行われたものであつて、編修者は、いうまでもなく学習指導要領と照し合せて、教科書の編修を行うようにしなくてはならない。又この検定基準を採択の際に用いようとするれば、右の項目の外に、著作者、発行者、発行時期等も考慮の中に入れなければならないであろうし、採択時に定價も分るようになれば、定價も重要項目たるを失わないであろう。

このように検定基準は、審査を行う者の審査事項を一般に公表したものであるが、それでは調査者は、この基準によつてどのようにして評價を行うのであろうか。

まず絶対条件については、各項目毎にそれぞれ合格の判定が附せられる。絶対条件の三項目について、一つでも否の判定があれば、他の条件を満すことの如何に拘らず、不合格とされる。

必要条件については、アメリカの評点表のように（九二頁参照）、各項目にそれぞれ点数が割り当てられていて（この点数は各教科によつて異なる）、満点と合格点が示されており、不合格項目が三以内で、総合計点が所定の点数以上あれば合格とされるのである。

こうして、絶対的条件、必要条件ともに合格であれば、教科書として適切と評定される。この評定は前にも述べたように、四人あるいは、それ以上の教科用図書検定調査会所属の調査員の平均点で論ぜられるのである。

第四章 教科書の採択制度

一 採択制度の沿革

教科書の採択という言葉は、いろ／＼に用いられているが、こゝでは、検定のように教科書としての資格を與える行爲ではなくて、教科書を使用するために選出することを採択ということにする。教科書の採択は、國定制度によつて一種類に限定されない以上、常に行われることであつて、明治の初め以來、その制度もいろ／＼に変遷して來た。

明治初年には、教科書は全く自由に各学校で採択されていた。明治十二年教育令が制定され、公立学校が採択した教科書は、教則とともに文部省の承認を要するとか、文部省に届け出なければならぬ等の制約が附せられたが、それでも各学校が採択することに變りはなかつた。

明治十三年には改正教育令が制定され、小学校の教則は、私立、公立ともに、文部省で示した小学校教則綱領に基き、地方長官が編制し、文部省の認可を要することとされた。これに伴つて、小学校の教科書も地方長官が採択し、文部省に届け出ることになつた。師範学校、中学校の教科書についても同様届け出の措置がとられることになり、明治十六年からは、地方長官の採択する教科書は文部省の承認を得なければならないことにされた。

その後前章で述べたように、教科書に対する取締が強化されて、明治十九年には、小学校、中学校の教科書は文部大臣の検定したものに限られることになつた。しかしこれは地方長官が採択する時に検定済になつているものだけから採択することを必要としたものではなく、未検定の教科書でも採択することができ、その場合には、事後に検定を受ければよいことになつていたのである。検定実施後当分の間は検定済教科書だけでは、到底必要に應じ得られなかつたので、採択後の検定が認められていたわけである。これは現在の検定及び採択の制度と異なるところであつて、今では検定を経た圖書でなければ、採択できないことになつてゐる。

このように採択については、届出、承認、検定と次第に制約が加えられたけれども、明治初年を除いては、主として地方長官が採択の権を持つことになつた。改制教育令の実施以來、就学児童生徒の数は年々増加し、それに伴つて教科書出版の利益も益々多くなつて來たので、業者の教科書賣込競争は次第に激しくなつて來た。そのため、明治十七・八年頃には、採択の任に當つた府縣職員の醜聞も傳わり、弊害が大きくなつて來たので、時の森文相は、採択を担当して來た府縣事務担当者の実権を殺ぐために、各府縣に教科用圖書審査委員会を設けることにし、明治二十年三月「公私立小学校教科用圖書採定方法」が北海道各府縣へ訓令された。

この採択方法は、幾度も改正されながら、明治三十五年まで存続したのであるが、教科書発行業者の賣込競争は、森文相が作った審査会をも次第に腐敗させ、遂に教育史上類例のない明治三十五年の不祥事件を惹き起し、代つて採択の余地のない教科書國定制度へ移行する結果になったのである。そうした過去の経緯に照らしてみても教科書採択の問題は教科書制度上最も注目すべきものであるといわなければならない。

森文相の作った教科用図書審査委員会は、公立小学校の教科書を新定または更定しようとするとき、知事はその都度設けるものであつて、新定または更定することの是非、実施の時期等を審議し、教科書の選択を行つて知事に進言するのである。委員は初め、尋常師範学校長、学務課員、尋常師範学校教頭及び附屬小学校上席訓導、小学校教員（三名）、経済事情の精通者（二名）が当てられ、この外、関係教科に精通した教員を、その教科書の採択に當つて加えることができようになつていた。この審査に基いて知事が採択する教科書は、一教科について一種に限定されることなく、幾種類でもよかつた。また、一度決めた教科書は四年間使用するものとされ、その間に使用教科書を変更することはできなかつたのである。しかし、この採用種類数については、一年後に改正が加えられ、原則として一教科一種となり、「都鄙山海等土地ノ情況ニ依リ」必要があるときは、一種以上採択することも妨げないこととされた。

明治二十四年には、この審査委員会制度は省令で定められることになり、新たに規則の制定を見たが、従前の趣旨と大差はなかつた。採択教科書を一教科一種と制限するような明文はないけれども、原則として一教科一種とされ、四年の採択期間も踏襲された。

この審査委員会が実際に審査を進めるに當り、どういふ方法をとつたかは、各府縣でそれぞれ特色があつたと思われるが、明治二十四年に制定された規則の説明書に、審査方法について次のような注意が加えられていることは、注目に價する。

「抑モ教科用図書ハ依リテ以テ教育ノ目的ヲ達スル主要ノモノニシテ又經濟上重要ナル關係ヲ有スルモノナレハ之カ審査ニ就キテハ最モ慎重ヲ加ヘサルヘカラサルハ言フ俟タス故ニ地方長官ニ於テ之ヲ新定若クハ更定セントスルニ當リ先ツ郡市等ノ教育会ニ諮詢シテ教科用ニ適當ナリト認ムル図書ノ目錄ヲ出サシメ之ヲ審査委員ノ参考ニ供スルカ如キハ或ハ一ノ便法ナラン」

右の注意は、廣く教育實際家の意見を容れて、実情に適合した採択を行わせようとする文部當局の意図を示したものと見えよう。

一方検定教科書の発行者の中には、利を追うことに急な背徳者も可成あらわれ、審査委員会をめぐつて、それらの業者が行う採択に關しての贈賄請託等、目に余る弊害が次第に激しくなつて來た。そこで明治三十一年尾崎文相は高等教育會議に對し、右の弊害を一掃するための諮問案を

出した。「此の案によれば、府縣における教科書審査の制を廢し、文部大臣の檢定を経たる圖書につき、各小学校の校長及び正教員より成立つ會議において、その学校の教科書を定め、地方長官の許可を受けさせる制度に改めたいといふのであつたが、此の案に対しては、小学校においてそれぞれ教科書を定めて用いると各学校の教科書が種々異なるような場合が起つて、兒童轉學の場合などに困るかもしれない、又随分遠隔した地方になると單に一学校位の供給のために、書肆が教科書を送るのを厭うとか、あるいは全國幾万の小学校教員に対して、書肆が運動を行つたら今日の審査委員の醜聞を全國小学校に拡めるに至りはしないかなど、相当有力な反對論があつたが、結局この諮問案は多数をもつて通過した。」(國民教育獎勵會編纂教育五十年史所載渡部董之介「本邦教科書制度の沿革」より) しかしこの自由採択案は、制度として実行されるには至らず、次の樺山文相は逆に審査委員會制度の監督を強化して弊害の防止を試みようとした。

すなわち明治三十三年の小学校令改正は「第二十四條 小学校ノ教科用圖書ハ文部大臣ニ於テ編纂シタルモノ及文部大臣ノ檢定シタルモノニ就キ小学校圖書審査委員會ノ審査ヲ經テ府縣知事之ヲ採定ス」とし、審査委員會の組織も左のように改めて、これを勅令である小学校令に規定し、その運営方法は省令で定めることにした(第二十六條)。

一 府縣書記官

二 府縣視学官

三 専任府縣視学

四 師範学校長

五 師範学校教諭二名

六 府縣立中学校長一名

七 府縣立高等女学校長一名

八 郡視学二名

これらの委員は皆、服務規律に従う職務上責任ある者のみであつて、經濟事情に明るい者として入つていた府縣参事會員及び、小学校の教育實際家である教員は除かれた。こうした委員の加除等審査委員會制度の改正は、同じく先の高等教育會議の了解を得て行われたのである。尾崎文相のいわゆる個別採択をとるか否かの問題は、單に教科書の採択制度に関するばかりでなく、廣く教育上の重大な問題として、慎重に研究討議されたのであつた。

翌三十四年には、業者の運動を更に抑えるため、小学校令施行規則中に嚴重な制裁規程が加えられた。そして金錢等をもつて運動したり、圧迫したりした者を重禁錮又は罰金に処することにしたほか、審査採定に関して刑に処せられた者があるときは、その者の運動の目的である圖書の審査採定を無効とし、その圖書の採用を五年間行えないことにした。

このように手を盡して不正行爲の防止に力を注ぎ、審査委員會制度を正しく運営しようとした甲斐もなく、三十五年には、教科書の採択にからまる贈收賄事件が起り、約二百人の被告を見たすえ、百十六人の受刑者を出すに至り、代議士、知事、視学官、学校長等も連座した。これがいわゆる教科書事件である。

すでに三十年代のはじめから、教科書は國が作るべしとの議論が行われ、國では修身書の編修に着手してしたのであるが、一には教科書事件の結果、多くの検定教科書の採択が不能となるため、二には、これまでの諸弊を掃除するため、この際國が教科書を發行すべきであるとの意見が勝を占めて、小学校の教科書國定の議が定まり、明治三十六年から審査委員会制度が廢止されたのである。

かくして小学校の主要教科については國定制度が行われるようになっても、國定の教科書が同一教科に数種ある場合とか、國定以外の教科書については、なお府縣知事が採択の権限を持ち、今度は審査委員会等によることなく、選取を行つた。しかし検定の教科書として残されたものは、すでに述べたごとく需要部数の少いものであつたから、それ以後はいまわしい問題もあまり起らなかつた。知事が行うこの採択については、やはり四年間の使用期間がうけつがれ、賣込に対する処罰規定もそのまゝ残されて、昭和十六年の國民学校令をむかえたのである。

國民学校になつてからも、教科書が同一の教科に関して数種あるときは、なお地方長官に採択の権限が與えられていたが、以前ほど意義のある規定でもなくまた實際問題としてその例は殆どなかつた。小学校教科書の採択については、採択権者、採択方法に關して明治の初年以來以上述べたような変遷をみたが、採択権者としては、学制實施後の短期間を除き、他はすべて地方長官であつて、常に一律採択が行われ、採択した教科書の使用が四年間固定されたことは注目すべき特色である。

中学校については、明治十九年、初めて中学校令が布かれ、尋常中学校を、一府縣一校主義で整理した。そのため明治二十三年には全國で僅か五十五校であつたが、除々に入学志望者の数も増し、とくに日清戦争後は一般に教育熱も高まつたため、また一方には上級学校とのつながりもうまう行くようになつたため、次第に整備され、明治三十二年には新たに中学校令が公布された。明治三十三年における全國の官公私立中学校の数は、二百十八に上つた。

このような事情であつたため、教科書についてもさして見るべきものはなく、十九年の中学校令で、「教科書へ文部大臣ノ檢定シタルモノニ限ルヘシ」と定めた外、大した問題も生じなかつた。明治三十二年の中学校令は、教科書について「中学校ノ教科書へ文部大臣ノ檢定ヲ經タルモノニ就キ地方長官ノ認可ヲ經テ学校長之ヲ定ム但シ文部大臣ノ檢定ヲ經サル教科書ヲ使用スル必要アルトキハ地方長官ハ文部大臣ノ認可ヲ經テ一時其ノ使用ヲ認可スルコトヲ得」と規定し、教科書は学校長が個別に採択する原則を早くから確立した。高等女学校においても、同じく三十二年全く同様の定めになつた。この中学校令の施行規則は、明治三十四年施行されたが、それに基く教授要目は「教科書ハ其選取ヲ慎ミ濫ニ之ヲ變更スルコトアルヘカラス」と、学校長の採択に

ついで注意している。

中学校等においては、その後この採択の方法は全く変更されず、昭和十八年、中学校の一部に國定教科書が使用せられるようになってからも、検定教科書については、なお学校長の採択権が規定上認められた。しかしこれは検定教科書が一種類しかなかったため実質のないものであつたことは、既に述べたとおりである。

以上述べたところから分るように、小学校の教科書にあつては、大体地方長官の行う一律採択が行われ、中等学校の教科書については、学校長の行う個別採択が実施されて來た。この地方長官及び学校長の採択の権限は、戦時中以來の完全な國定制の実施によつて、実質のないものになつてしまつたのであるが、昭和二十四年からは、新たな採択が行われようとしてゐる。このとき、採択制度をいかにすべきかは極めて重要な問題であるが、採択の問題について、アメリカの制度はいろ／＼示唆になる所が多いから、その概要を紹介してみよう。

二 アメリカの制度

アメリカの教科書制度においては、教科書の採択及び費用負担の問題が、中心的な問題となつてゐる。たゞカリフォルニアとカンサスの両州は小、中学校の教科書の一部または全部に於いては、行つてゐて、わが國の國定制に類似の問題を持つてゐるが、一般にこの州発行の制度は不評を買つてゐる。教科書の内容に好ましくない管理統制を行い、教育の進歩をまひさせるばかりでなく、定價もまた必ずしも廉くないという理由からである。

アメリカの各州がとつてゐる教科書採択の地域的單位としては、市町村、縣、州がある。そのうち二十五州は州單位に教科書の一採択を行う。たゞそれらの州においても、特定の市や町村には例外が認められてゐる。大体南部及び西辺部の諸州では、州の一採択が行われ、ニュー・イングランド、五大湖附近、草原地帯の諸州は、市町村又は縣で採択してゐる。フロリダ州、ルイジアナ州等は前者であり、ニューヨーク州、ヴァージニア州等は後者である。しかしいずれにしても、地域單位の採択であつて、各学校が各個に採択してゐるところはないようである（これは公立の小学校、中学校を対象としてゐるので、高等専門學校は別である）。

このように州の一律採択については、約半々に態度が分れてゐるので、その是非については／＼と議論が斗わされてゐる。先ず州の一律採択を主張する理由としては、次のような点があげられてゐる。

1 費用が安くてすむ。

州で纏つた方が、それだけ教科書の需要数が大きくなり、また一度採択されると、三年ない

し十年間変更されないことになつてゐるから、一度にいよ／＼多くの教科書を作ることができ
る。だから、それだけ安くできるはずである。その上業者にとつては、州全体の販路を獲得す
るか否かの大問題であるから、一層値段をせり合つて安くする。

2 教育内容の水準維持に都合がよい。

州で行う教育の最低基準を準備し徹底させることは、同一教科書を州全体で使用することに
よつて、容易に達成し得られるからである。

3 最もいゝ教科書を選ぶことができる。

いゝ教科書を選ぶためには、まずその選択に当る有能な人を選ばなければならない。教育に
及ぼす影響が非常に大きい教科書を選ぶためには、その道のすぐれた人を委員に集めなければ
ならない。ところで、そうした人材を得るには、地方の小範囲で探すよりも州で探す方が勝つ
ていることは言うまでもない。

4 政治的圧力等を蒙ることが少くて済む。

教科書の賣込競争は、一般に学校長や教員にまで、政治的な、あるいは経済的な圧迫感を與
え易い。州で採択を決めれば、こうした影響を蒙らなくて済む。

5 轉校する生徒や教師に便利である。

各地方ごとに教科書が違ふならば、同じ州の中で学校をかゝる生徒や教師にとつて、その度
に新しい教科書を買つたり、それを勉強したりしななければならぬから、時間的にも経済的に
も無駄な損失を負わせることになる。

これらの賛成意見に対して、州の一律採択に反対する見解は次のような理由をあげる。

1 地域の要求に適合しない。

各地方は、それぞれの特殊事情に應じて、教育に対する要求もそれぞれ異つたものを持つて
ゐる。故に一つの地方に適合する教科書は必ずしも他の地域に適合するものではない。更にま
た、学期の長短もあり、教科の目標も必ずしも同一ではないし、教師や視学の素養、人数にも
差異があり、生徒の生活や興味や能力もまち／＼であるから、こうした諸事情を考慮すれば、
各地方ごとに行う個別採択の方が適當である。教科課程に関する最近の学説は、あらゆる方面
にわたつて、個々の地域社会及び学校に、教材教具選択の自由を大きく與えようとしてゐるの
である。

2 必ずしも優良な教科書を選ぶことができない。

望ましい教科書を選ぶという点では、州の教育委員会よりも地方の教育委員会や学校の経営
者の方が有力、有能であることも少なくない。まして、採択の担当者が、非専門的な判断によ

つて動くという場合はなおさらである。州の委員会で採択する場合は、とかく教師の立場が忘れられがちであり、往々にして全然無視されることもある。少くとも理論的にみれば、自分の使用する教科書を最もよく選ぶものは、その教師自身においては外にいないのであるから、教師の意見が適切に代表されないところで、好ましい優良な教科書を選べるはずがないのである。

3 使用期間が長くなるという弊害がある。

州で一律に採択すると、特定の教科書が使用される期間が比較的長くなる。採択された教科書は、最短三年間、長い州では十年間も変更が認められない。もつといふ教科書が発行されているにもかかわらず、同じ教科書を一定の期間内使用しなければならないというのは、不合理である。また契約が数年間もの長期にわたると、発行者にも一般にも不公平な結果になりやすい。貨幣価値が急激に変動するときにおいて、特に然りである。

州による一律採択については右のような賛否両論があるが、教師、発行者などはこれに反対し、父兄は賛成している。学説としては採択責任を地方の教育委員会にゆだねるべきであるとの見解が圧倒的であるが、実際は理論よりかなりおかれている。しかし大体において、各地方の個別採択に傾きつゝあると言つて差支なく、そこまで行つていないところでも、教師は以前よりはすつと多く採択の相談を受けるようになった。そればかりでなく、父兄や生徒も使用する教科書について意見を述べる機会を與えられるべきであるとさえ言われている。

採択の地域的單位が異なるとともに、採択の権限を持つ機関もいろいろに分かれている。米四十八州にコロンビア地区も加えて、その中七州では、教科書委員会によつて採択され、八州では州の教育委員会が採択し、十一の州では地方教育委員会が教科書委員会なり州の教育委員会と一諸になつて選択する。また縣の委員会と地方委員会との共管事項とされているところが六州、地方委員会の専管事項とされているところが十七州ある。普通教育委員会の採択は、教育長の助言と推薦か、または、教師その他の者で設けられた委員会の推薦に基いて行われることになつているが、実際上の運営としては、廣く教師の意見を参考としているようである。

採択の権限を持つ者が誰であるにしても、それは教師の意見を無視することはできない。採択された教科書を使用しなければならぬ立場にある者、すなわち教師の見解を聞くことは極めて大切である。このため、普通には、教科書の採択委員会が設けらる。委員は、教師、校長、指導主事その他教科書を使用する者の中から、それぞれの代表として、教育長によつて任命される。委員会は教科書を検討した後、意見を教育長に述べる。教育長はこれを受けて教育委員会に推薦するのである。もし教育長の推薦が、採択委員会の推したところと異るときは、十分の理由をつけ

て、教育委員会に提出するのである。したがって教科書の採択は、教師、教育長等の実務家の承認を経て行われているわけである。

採択のための審査の際には、次のような教科書評価配点表が利用される。選択の事に当る人がこうした表を利用することによつて、評価を幾分でも客観的に行うことができるのである。配点表には、審査事項とともに項目の軽重が定められているから、或る項目だけを重視するといった弊害を除くことができるわけである。

教科書評価配点表

一 地方事情に対する適應 一一〇

(一) 視学 二〇 (二) 教授 二五 (三) 児童 三〇 (四) 学級 一〇

(五) 施設 二〇 (六) 学習期間 五

二 教材 四〇〇

(一) 児童の経験六五 (二) 目的 五〇 (三) 個人差 四五 (四) 選択と排列 一〇〇

(五) 道徳的公民的價値六五 (六) 信頼性三五 (七) 文章四〇

三 排列と組織 一一〇

(一) 區分 四〇 (二) 構案法八〇

四、教授と学習への便宜 一七〇

(一) 使用し易いこと 九〇 (二) 教材選択についての配慮五〇 (三) 索引 一〇

(四) 語彙一覽表 一〇 (五) 目次一〇

五、技術的な体裁 一五〇

(一) 魅力二五 (二) 挿絵四五 (三) 印刷三〇 (四) 製本二五 (五) 紙質二五

六、その他の諸点 五〇

(一) 著者三〇 (二) 出版者五 (三) 序文五 (四) 出版日時一〇

合計、一〇〇〇

説明

一 地方事情に対する適應——その教科書は地方事情に適するか。

(一) 視学 視学の方式に適應して便利であること等

(二) 教授 教授の種々の方式に適應していること。教師の力量に應じ得ること等

(三) 児童 児童の要求と能力に適應していること。学校の作業と社会活動との結び付が

考慮されていること等

(四) 学級 学級編成の差に應じて使用できること等

- (五) 施設 学校の施設に應ずる巾があること等
 - (六) 学習期間 授業時数の多少に應じて使用できる巾があること等
- 二 教材 その性質がどうか。

- (一) 児童の経験 児童の生活・経験・興味に適合したものであること等
- (二) 目的 地方の実情に合し、教科の目標に沿っていること等
- (三) 個人差 劣等児童にも優秀児にも適合しうる巾があること等
- (四) 選択と排列 題材の選択が充分行われていること。必要に應じ重要事項の反復等排列が適切なこと等

(五) 道徳的・公民的・價値 行爲と動作の理想を暗示していること等

(六) 信頼性 教材が正確であり信頼できること

(七) 文章 表現が学年の程度に選應していること等

三 排列と組織

(一) 區分 章節項等の區分が明瞭で、適當なこと等

(二) 構案法 教材が問題別にまとめられていること。題材毎の單元学習ができるように作られていること等

四・教授と学習への便宜。五・技術的な体裁等の各項については、説明の必要もないであろう。

以上でアメリカにおける教科書の採択制度について概略を説明したが、それに関連して、採用された教科書の購入についても述べてみよう。

教科書の購入については、父兄の負担を少なくするため、合衆國では可成ひろく、教科書の無償制度が行われている。すなわち教育委員会がその費用で教科書を購入し、それを学校備付として、生徒に無償で貸與するのである。わが國では、現在でもなお、教科書は父兄の負担において児童生徒がそれ／＼購入しているのであるが、アメリカ合衆國では、既に一八一八年の昔、フィラデルフィアにおいて、公立学校の児童に対する教科書の無償供給が行われた。この制度はその後急速に拡まつて、一八八四年には、マサチューセッツ州が他州にさきがけて、教科書無償供給の法律を制定している。現在では、二十七州とコロンビア地区が絶對的要請として、教科書無償制度を採用し、残りの州も教育委員会がそうした措置をとりうることを認めている状況である。なおまた、貧困児童等に対する教科書の無償配布は、全州において実行されている。

教科書の無償制度は、このように多くの州で実行されている。しかし、この制度にも、もとより反対がないわけではない。反対者は、大体次のような理由をあげて、批判する。

1 教科書は、一冊をとつて考えれば、そう大した費用でもないけれども、総冊数を考える

と、なか／＼ばかりにできない金額を必要とする。教科書を各生徒に用意させてできないことはないのであるから、教科書購入用として纏つた金は、社会のもつと有益な事業に注ぎ、教科書は各生徒の負担において、購入させるべきである。

2 無償教科書は、不潔な子も清潔な子も一律に、すべての学級で使用するから、不衛生になり勝である。この制度は傳染病予防上感心できない。

3 教科書の管理は、学校の教師や事務員に大きな重荷を負わせる。またその爲に人員も増さなければならなくなつたりする。たとえば、まず教科書の需要を調べて州に報告する仕事ができる。衛生上の処置として、熱氣消毒を行いまた、破損、汚損等の場合は、それぞれ法規に定められた処置をとらなければならない。こうなると、たとえば、教科書管理の爲の人員が認められたにしても、やはり教師や事務員の重荷になることに変わりはない。

4 無償制度は教科書を学校備付けにするため、生徒各自の蔵書を奨励するゆえんにならない。また自分の本のように大切には取扱わない。どうしても取扱が粗漏になり勝である。このような不注意な取扱は、社会に不必要な浪費を及ぼすことになる。

5 夏休等には本を返すから、勉強に支障を來たす。

教科書無償制度に反対する人々の右のような主張にもかゝわらず、この制度は次のような理由

による支持を受けて、ますます／＼發展して行く形勢にある。すなわち、

1 教科書の無償制度は、義務教育無償の理念に合致する。採光暖房等を十分に考慮した校舎や、訓練された教師を興え、ノート類に至るまで生徒の爲に準備しておきながら、教科書を興えず、生徒の負担に残すという理由はない。教育関係費の総額に比べたら教科書の費用は僅か二パーセントに過ぎない。一方、現在のアメリカ一般社会においても、道一つへだて、向うには、現実に教科書の購入にも事欠くような人々が住んでいる場合が少なくないのであるから、無償制度をとらなければ、民主教育の理念である教育の機会均等は実現されなくなる。

2 費用が節約される。教科書は、普通三、四年間、使用を続けることができるから、生徒が各自で買うより、州の費用で学校が購入保管した方が有効に利用できる。また、どんな本を採択しても、一部の者が教科書が高いの安いのと苦情をいうものであるが、それを聞く必要もなくなる。

3 一定地域に教科書の一律採択を行うには、無償制度の方がやり易い。

4 教科書無償制度で学校が教科書を支給するならば、学期始めに一齊に教科書を使用することが出来る。各自で買うことにすると教科書が学期初めに揃わないことが多い。これは教師にとつても、生徒にとつても不便である。始業第一日から、皆なが同じ条件で勉強しうるために

も無償制度の方がいゝ。

こうした機会均等の精神に貫かれて、廣く行われている教科書無償制度は、小学校、中学校に關して行われているのであるが、費用の關係で全部をまかないきれないときは、小学校を優先的に取扱ひ、更にその中でも、低学年について優先実施されている。これら実施の実情は、おのこの州の財政状態によつて、それ／＼異なつてゐることは言うまでもない。州によつては、公立の学校はもとより、私立の学校、更に教区に附屬する宗教關係の学校にまで、小学校、中学校を通じて教科書を供給しているところもあり（ミシシッピ等）、また、学校で使用する総ての教科書（補助教科書等を含めて）について無償制度を適用しているところと（カリフォルニア等）、基本的教科書についてのみ認めている州（ノース・カロライナ等）とがある。

教科書無償制度とともに、廣く行われているのに、教科書賃貸制度がある。これは不況時代の申し子であるといわれている。大体教科書の壽命を四年位に見積り、新本は定價の三五パーセント、二年本は三〇パーセント、三年本は二五、四年本は二〇パーセントというような料金で生徒に賃貸するのである。この制度は小学校の参考書、中学校の教科書、参考書等について廣く行われている。

アメリカの教育は、連邦の事務でなくて、州の事務になつてゐるため、教科書についても各州それぞれその事情に適合した制度を採用しているのであつて、こうした無償制度、賃貸制度にも、各州の財政状況によつていろいろのニュアンスがあり、組み合わせがある。財政の豊でない州ではわが國のように生徒各自の購入負担にしているところももちろんあるのである。

三 新採択制度

— 教育委員会と教科書の採択 —

わが國の採択制度の沿革やアメリカの制度によつて、採択についてどのような点が問題となるか、理解され得たであろう。採択に關する最も大きな問題は、まず第一に一律採択が個別採択かの問題である。この二つの採択方法にそれ／＼利害得失があることはアメリカ合衆國の例で説明した通りであり、これはわが國においても大体同様に当てはまりうるであろう。これまでわが國では、小学校の教科書については一律採択が、中学校の教科書については個別採択が行われたことは既に第一節で述べたとおりである。第二には、採択機關の問題すなわち、採択の権限を誰が持つかという問題である。これまで大体として、小学校の教科書については地方長官が、中等学校の教科書については学校長が採択の権限を持つていた。今後は、後で述べるように教育委

員会が中心となるであろうが、その外に、合衆國の一部で行われているような、採択のための委員会が別に作られることも考えられるであろう。第三の問題は、採択の方法に関する問題である。採択の爲に諮問する委員会を設けるとか、教師や父兄の意見を聞いて採択するような方法を考えると、採択のための基準を作るとか、何年ごとに採択するかというような問題が考えられる。

今度先に述べた検定制度が実施され、昭和二十四年度から教科書を選択使用するということがなつたのであるから、採択については、過去をかえりみ他の國々の方法を参考にして、右に述べたような諸点について最も適当な制度を考えなければならぬ。その爲には、一方において社会の経済状況、教科書の発行情報をも考慮するとともに、他方において教育方針や教科書の意義を十分考慮する必要がある。教科書の発行情報に関しては後に詳しくふれるであろう。新しい教育の方針や教科書の意義については既に幾分か述べたところであるが、こゝでは教科書の意義について、採択の立場からもう一度ふれておくこととしよう。

教師中心から児童生徒中心へ切りかえられた新教育にあつては、教育は、教科書を教えるのではなく、教科書で教えるのであるから、教科書は学習を行うための一つの手段である。教科書は決して、学習の目的ではない。学習を行う手段としての教科書は、いわゆる教材の一種であつてこの意味において他の教材と何ら異なるところはないのである。

それでは、他の教材と何らの差異もないかというのに、決してそうではない。教科書は教科課程の構成に應じて教材を組織排列したものである。すなわち、算数四年の教科書は、算数四年の教科課程に應じて、それにふさわしい教材を系統的に排列したものでなければならぬ。この教材の排列の仕方は、決して一つに決つたものではない。單元の立て方によつても、いろいろと違つた系列が成り立ち得る。したがつて、教科書は、それと違つた教材系統を持つていのである。

教科書が教科課程の構成に應じて、このように教材を組織排列したものであることは、教科書がまたそれと一つの教材系統の教科課程を示したものであると言わしめるゆえんである。教科書の採択者は、教科書のこの意義をはつきりとわきまえて、その採択を行わなければならない。学習指導要領は標準的な教科内容を、すなわち標準的な教材系統の教科課程を示しているのであるが、これに基づいて教育委員会は、その区域の教科課程を定め、学校は自己の教科課程を定める。採択者は、この教科課程に照して、その系列に最も近い教材系統を持つた教科書を選択しなければならぬのである。

このようにして選ばれた教科書によつて教育が行われ、学習が進められていく。しかし、学習

指導は必ずしも教科書の教材排列順に行われる必要はない。教材の排列順と、それを用いて指導する指導の順序とは必ずしも一致することを要しない。ことに教師の自主性があり、教科書の教科書たる分もある。それを、特定の系列をもつた一つの教科書だけが唯一絶対の教科書であり、その教科書の教材排列順に学習を指導しなければならないとしたところに、従來の教科書に対する絶対主義的な考え方の誤があつたのである。

しかしながら、そうは言つても、教師が教科書を自由に驅使するといふことは、なか／＼たやすく行へることではない。多くの場合に、教師は使用する教科書の教材排列順に従つてそれをするまゝ教え、更にその教科書によつて、教科課程をも逆に規定しようとする場合も少なくないであろう。これは決して教科書をその本來の意義において用いることではなく、望ましいことでもない。しかしながらこれが現実であることは、目を覆うことのできない事実であり、それにはまた十分の理由もある。そしてそれは一面、教科書がそれだけ有用なものであり、便利なものであり、したがつてまた教育上非常に大きな力を持つてゐることを証擧だてるものなのである。それでは一体、どのような点に教科書の意義があるであろうか。

先づ、教科書が、教科課程の構成に應じて教材を組織排列したものであるといふことは、教師にとつて、時間と労力とを大いに軽減してくれる。もし学校で教科課程が編成されても、その個々の教材は、教師が自ら用意しなければならないとなつたら、それはとても容易なわざではない。各教師は皆教科書の著作者と同じように、他教科との関連、生徒の身心の發達などを考えて教材を選択し、組織排列しなければならぬようになる。一般の教科書は数ヶ月ないし数年の努力をかけて編修し、改善されていくのであるから、教師自らが、授業の準備に與えられた僅かの時間でそれだけのことをするのはなか／＼容易なことではないであらう。教科書を使用することによつて、このような教材の選択・組織排列のための時間と労力とを節約することができる。

第二に教科書は、児童生徒にとつても、自学自習の有效なてだてとなる。教科書がなければ、児童生徒は専ら教師の指導に頼るほかはなく、教師の指導によつて、自己の学習を進めるとすれば、自ら多くの参考書をあさり、資料を集めて、非常な苦勞を重ねなければ、教科書が準備してゐるような知識をうるることができない。それに要する時間も決して僅かなものではない。大学や高専の学生ならば、このような努力をすることこそ眞の勉強とも言えるのであるが、小学校や中学校の児童生徒にこのような勉強を期待することは、無理であらう。どうしても彼等には教科書が必要であり、教科書を用いることによつてこそ、学習の道を自分自身でより効果的に進めることができる。また、教科書を使用すれば、それを反覆読み返して理論を正確に覚えたり、記憶を明たにして、眞の理解へ到達することが可能になる。

かく見て来れば、教科書が、どんなに大きな意義を持つてゐるかということがよく分るであろう。それゆゑ、どんな教科書を使用するかということは、教師にとつても、児童生徒にとつても、その学習指導なり学習なりに、極めて大きな影響を及ぼすと言わなければならない。したがつて、教科書の採択については、眞に慎重な態度で臨まなければならないわけである。ことに、教科書の使用が教師にとつて非常な便益を與え、その故に先にもふれたごとく、教科書の上に立ち、教科書を越えて自由にそれを驅使するといった努力を拂うことなく、安易に教科書に追従し、教科書そのものを教えることで足れりとする傾向を教師に與えること、及び、現実の問題として、教師の能力が一般的に不十分なため、そうした傾向が廣く行われてゐるのが事実であることを認めなければならぬ現狀においては、良い教科書を選択できるか否かは、実に重大な問題であることを知るであらう。

教科書の採択は眞に教育的な見地からあくまでも公正に行われなければならない。明治の事例が示したように、尊かるべき教科書の採択が金の力で左右されるようなことは断じて許さるべきではない。また教科書の採択が一部の意思のみで行われ、特定の立場、特定の傾向のみを押しつけようとする策動によつて、教育内容が一面に偏し、一方的な色彩にいろどられることも許さるべきではない。教科書の採択においても、特定の政治的立場やイデオロギー的な偏見を排除して、教育の自主性、教育権の独立が打ち立てられなければならないのである。

それでは教科書は必ず採択使用しなければならないものであろうか。

学校教育法第二十一條は、「小学校においては、監督廳の檢定若しくは認可を経た教科用図書又は監督廳において著作権を有する教科用図書を使用しなければならない。」と規定した。これは、第四十條によつて中学校にも準用されている。高等学校については同法第四十九條、同法施行規則第五十八條によつて、「高等学校の教科用図書は、文部大臣の檢定を経たもの又は文部大臣において著作権を有するものを使用しなければならない。」と規定した。この二つの規定を比べると、学校教育法第二十一條及び第四十條の趣旨は、小学校、中学校において、文部省檢定済教科書が、又は文部省著作教科書を必ず使用しなければならないことを示したものであると解せられ、高等学校に関する施行規則の規定は、もし教科書を用いる時には、このことを前提にしてゐると解せられるのである。もちろんこの点については、異説があり、小学校、中学校においても、必ずしも教科用図書の使用を強制するものではないと説く人もある。又、高等学校においても、どちらかの教科書がある以上、必ず使用しなければならないと見る意見もある。今までのところ、この点については、公式の見解は表明されていないようである。

学校教育法第二十一條の第二項は、「教科用図書以外の図書その他の教材で、有益適切なものは

これを使用することができる。」と定めている。有益適切なものの認定は、各学校長で行うものと考えられるが、教育委員会がそれを監督し、又委員会自らその認定を行うこともできるであろう。ただ現在ではその統の審査を得ていない教材を強制的に児童生徒に購入させたり、それがなければ学習ができないような授業を行つてはならないとの措置がとられているので、右の規定は事実上制限されている。高等学校については、同法施行規則第五十八條第二項で「前項に規定する教科用図書のない場合に使用すべき教科用図書は、校長がこれを定める。」と規定され、教科用図書であつても、それと同種のものが文部省検定済又は文部省著作として発行されていないときは、校長の自由選択で使用できることになつている。しかし、これについても、前に述べたと同様の理由で、現在は規定通りには行われてはいない。

それでは、このように重要な採択の問題について、新しい制度を樹立するために、どのような検討が行われ、どのような制度が実施されたであろうか。

前に述べた教科書制度改善協議会は、教科書制度の一環として、採択の問題を取り上げ、昭和二十二年九月に、同協議会が文部大臣へ提出した答申には、編修制度改善案、発行制度改善案、配給制度改善案と並んで教科書採択制度案が報告された。その案によると、教科書は、都道府縣ごとに採択したものゝ中から学校が決定することとされ、私立の学校にはその特殊性を認めて、

都道府縣で採択したもの以外の教科書を使用する必要があるときには、学校が都道府縣知事の認可を受けるといふのであつた。そして明治の教科用図書審査委員会の轍を踏まないように、採択の機関として、小学校、中学校等の各級学校ごとの教科別専門委員を持つた委員会を設けることにし、採択の都度任命するとの案をとつた。委員会による採択が教育の實際に即するように、学
校長、教員、父兄等を委員に選ぶとしたことはもちろんである。又、その案では、都道府縣の採択数を、各教科三種程度とし、一定の基準を用いて採択するとしたのである。

しかし、その後採択の問題は、余り中心的な問題とはならず、教科用図書委員会においては、昭和二十四年度から検定教科書を受付けるための方策が中心に論議された。教科用図書委員会
は、検定実施要綱として、検定手続、審査方法、審査に当る調査員の資格等を中心に建議するところがあつたが、その中で採択に関連して教科書展示会を開くべきことを要請した。

教科書の展示会は、見本節約のための措置である。従来検定教科書の発行者は、教科書を採用してもらうために、各学校に廣く教科書の見本を送付していたが、後にも述べるように現在の用紙事情は到底そうした多数の見本を作ることを許さないもので、都道府縣で教科書展示会を開き、
実物は展示会で見て貰おうという趣旨なのである。

展示会の開催は、そこに集つて来る各学校の代表が各個に採択することを必要とするものでは

なく、又それを前提としたものでもなかつたのであるが、これによつて暗黙の中に採択は各学校毎に行うものと考えられ、誰がどの範囲の単位で採択すべきであるか等については、その是非について、余り論議が斗わされなかつた。これは昭和二十四年度から、検定教科書を使用するとの原則が決められたため、検定の実施要領を先ず確定する必要に迫られ、採択制度について十分な検討を行うことは時日が許さなかつたことが大きな原因となつてゐる。

こうして、採択については、見本を並べ選択の便を與えるという教科書展示会の構想とそれをどのように運営するかという問題が中心になつて、採択制度の前述した諸問題についての十分な議論は行われることなく、各学校の個別採択へと動いていつた。

しかし、検定制度が実施されて、昭和二十四年度からは何種かの教科書の中からどれかを選択使用しなければならなくなるのであるから、今後の方針として採択制度をいかにするかということとを明確にしておく必要がある。教科書の発行に関する臨時措置法は、発行方法と展示会をとりあげただけで、採択そのものには全然ふれなかつたが、そのかわり、教育委員会法が新しく制定されるにつれて、教科書の採択という仕事教育委員会の重要な仕事として一般的に規定されることになつた。教育委員会法の第四十九條は、教科内容及びその取扱に関することと並んで教科用圖書の採択に関することを教育委員会の事務の一つとして掲げたのである。

今後の教科書の採択は、教育委員会法に規定せられたところによつて行われることになつた。教育委員会が何をするとところであるかは、委員会法第四十九條以下に示されている。教育委員会は、学校の設置廃止や運営管理、教職員の任免、教育財政等、従来都道府県知事あるいは市町村長が持つていた権限をそつくりそのまゝ引継いだほか、文部大臣の持つていた権限についても大幅に移管を受けたのであつて、「教科内容及びその取扱に関すること」という教育の内容面に関する指導の権限と教科書の採択という権限などは地方にとつて新たに加わつた事務なのである。

教育委員会に教科書採択の権限が與えられたのは、「教科内容及びその取扱」に関する権限が與えられたことと相関連してゐる。したがつて、教育委員会に採択の権限が與えられた意義を明らかにするためには、「教科内容及びその取扱」に関する権限の意義及び内容を明らかにしておく必要がある。

教育委員会が「教科内容及びその取扱に関する」事務を行うとは、一体どういふことを意味するのであろうか。すなわち、教科内容とは何であるか。それと教科課程との関係はどうなつてゐるか。更に教科内容の取扱とはどういうことであるか。このような諸点を明らかにするとき、教育委員会に採択の権限が與えられた意義も明らかになり、その権限の行使のしかたもおのずから明瞭となるであらう。

まず教科内容とは何を意味するのであろうか。これを明らかにすることは、又、教科課程の意義を明らかにすることでもある。それでは教科課程とは何であるか。

従来教科課程という言葉は、教科の区分と各教科の学年に対する割当並びにそれへの時間配当を意味するものと考えられて来た。法令の中に取り入れられたときも、その意味であつて、第何学年に何と何の教科を課し、それに毎週の時間をいかに割当てるか、教科課程の問題とされて来たのである。現在でも学校教育法施行規則第二十五條が「小学校の教科課程、教科内容及びその取扱ひについては、学習指導要領の基準による。」と使用する教科課程の語は、この意味で用いられているのである。

しかし最近では教科課程という言葉を一般に廣く使うようになって来た。この立場は、学習指導の内容とその組織とをさして、教科課程と呼んでいる。これは学習の総てを意味する迄に拡張されているのであつて、教科はもとより、教科の内容を構成する教材も、更にその教材を学ぶ学習活動をも含め、それらの組織、構成、計画などをすべて教科課程の問題としてゐる。そうしてそれらを區別して、教科の教科課程、教材教科課程、経験教科課程と呼んでいる。この区分は大體において、先に引用した学校教育法第二十五條の教科課程、教科内容及びその取扱ひに相当するのであつて、教育委員会の権限とされた「教科内容及びその取扱ひに関すること」も、右と同様の意義を持つものと解せられるのである。すなわち教科内容に関することは、教材教科課程に関することであり、教科の教科課程にどのような教材を系統的に組織排列するかという問題なのである。

新教育においては、こうした教科課程の編成に當つて、社会的要求と学習を行う児童生徒の立場を考慮しなければならないと強調される。この理論をあくまでも純粹に貫ぬいて行けば、例えば大阪のような商工業の盛な地域と越後のような農村とでは、教科の教科課程ですら異つて來たりする。すなわち、その社会環境から來る必要性に應じて、同じ教学でも、それが教科の構成上占める比重が異なり、何学年でどれほどの時間を割り当てるかということさえそれについて異つて來るであらう。しかしながら、そのような教科の教科課程は、理論的にはなるほど各地域の特性に應じて差異があるべきであつても、狭い日本の土地にあつて、實際上そう大した差異が生ずるとも言えない。したがつて、学習指導要領においては、時間配当に幾分の弾力性を持たして、教科の教科課程は全國一律に定められたのである。

けれども、教材教科課程となると、これを全國一律に決めることは実情にそぐわなくなる。そこで学習指導要領は、教材構成については一定の基準を指示して、地域の実情に應じて、これに適宜増減を加うべきことを示した。学習指導要領の基準に沿つて、実情に即した加減を加えるの

は、もとより教育を行うもの仕事である。故に各学校がそれぞれ地域の特性を考慮し、学校の方針に則つて、どのような教材系統をとるかを決めることは、教科課程編成の本旨に沿うものである。けれども、また、各教科の各学年における教材の組織構成は、同じ地域にあつて、そう異なるはずのものでもない。教材教科課程は地域毎に一定したからといつて、そう実際にそぐわないものではない。そこで、地方の教育をその地域の住民によつて行おうとする教育委員会が設けられるに際して、教材教科課程の決定を教育委員会が定めるように規定されたのである。

教育委員会は、その地域社会の要求を最もよく知る住民が、その地域の教育をその要求に即して行う使命を持つたものである。その教育委員会が、地域の教育を管理するものとして、教材教科課程を定めることは、誠に自然であると言わなければならぬ。

このようにして定められた教科課程によつて、どのような学習活動を行つて行くかということ、直接児童生徒を教育する学校・教師が、計画を立て実施すべきものである。一定の教材系統に沿つて、児童生徒に学習への興味を刺戟し、適切な教材を興え、かくして教育目標の達成に努める、これが教科内容の取扱いに外ならない。教育委員会が教科内容の取扱いに関する事務を行うとは、各学校で行われるこのような教科内容の取扱いに対して、指導監督を行うことなのである。

教育委員会が、このように教科内容の決定を行い、その取扱いを指導するのであるから、教科書を選ぶには最も適した地位に立つてゐるわけである。教科書は先に述べたように、一つの教科系列を示したものであるから、教科内容を定めた教育委員会で教科書を採択すれば、教材教科課程に最も適合した教科書が選択できるからである。教育委員会に、教科内容及びその取扱いに関する権限と並んで教科書採択の権限が與えられたのは、右のような意義を持つてゐる。

新しい採択制度にあつて、採択の機関は、かくして教育委員会と定められた。それでは、教科書の採択を行う教育委員会は、採択のためにどのような補助機関を持つてゐるであろうか。そのような補助機関としては、先ず教育長がある（委員会法第四十一條）。教育長は一定の資格を有する者の中から四年の任期をもつて教育委員会が任免する。そして、委員会の指揮監督を受けて、教育委員会の処理する教育事務を掌るのがその職務である。教育委員会は、その事務を行うに當つて、教育長に対し、助言と推薦を求めることができるようになってゐるのであるが、実際問題として、教育長は教育事務の専門家として、すぐれた才能と識見を持つてゐるのであるから、教科書の採択等に関する専門の事項については、教育委員会は教育長の助言と推薦を求めて行うこととなるであろう。

教育長は事務局長として所要の職員を指揮監督するのであるが、それでは教科書の採択に関

して事務局にどのような職員が置かれるであろうか。事務局の職員としては、都道府縣委員会の事務局についてしか規定がないのであるが、地方委員会の事務局も都道府縣委員会の事務局に準じて必要な職員を置くことになつてゐるから（法第四十五條第二項）、一般的に説明することゝする。

事務局には、先ず指導主事がある。指導主事は教員に助言と指導を與えるのが職務である（法第四十六條）。その助言と指導は、当然教科内容の取扱に關するものが中心となるであろう。したがつてまた、教科内容の決定についても、最も中心的な役割を演ずることになるし、教科書の採択についても中心的な地位を占めるべきである。

指導主事の他に、教科用図書の檢定（都道府縣のみ）又は採択、教科内容及びその取扱等について専門職員を置くことになつてゐる（法第四十五條）。教科内容の決定とかその取扱といつた教育内容については、当然少数の指導主事だけで十分の研究を行うことは不可能である。指導主事は教員に助言と指導を與える任務を持つてゐるのであるから、当然そのための研究をなすべきであるが、しかし又そうした対外的任務を持つのであるから、研究にばかり没頭することもできない。したがつて、どうしても所要の専門職員の助けを借りる必要が起つて來るであろう。教科書の採択についても全く事情は同じであつて、そのために専門職員を置く規定が置かれてゐるのである。そうして、法第四十七條が、「教科用図書の檢定又は採択、教科内容及びその取扱、その他特殊な事項に關する専門職員には、教員をもつてこれに充てることができると規定してゐるのは、注目すべき事柄である。

教科書の採択が、直接それを使用する教員の意見を聞かなくに行われることは、教育の實際に即して行うべき教科書採択の理念にも反するのであつて、非常に危険であると言わなければならない。明治時代の教科用図書審査委員会については、委員に対する監督強化のため、明治三十三年改正を行つて、教員を委員から閉め出し、専ら府縣立中学校長、師範学校長、視学等に委員を限定してしまつたのであるが、そのような昔日の処置と比べて、今後教育委員会の事務局に教科書採択等の専門職員を置き、教員をこれに充てうることになつたことは、まことに意義深いことであると言わなければならない。

事務局に、指導主事や右に述べたような専門家を置いて教育長の補佐とし、それら職員の働きを受けて教育長が委員会に助言と推薦を行つて、委員会が採択するのであるから、採択機關としての委員会の組織は十分であると言ふことができよう。たゞ地方委員会は、昭和二十五年の秋にならなければ、揃わないことであるし、用紙事情の関係もあるので、当分の間、教科内容及その取扱、教科書の採択等について、地方委員会に対する技術的専門的な指導の権限を持ち（第五十

條三項)、又その爲の人も得やすい都道府縣委員会だけに採択の権限が與えられている(法第八十六條)。従つて当分の間は、教科書採択の機關としては、都道府縣の委員会だけなのである。

教育委員会が採択の機關なのであるから、教育委員会が採択した教科書は、その委員会が管轄する地域内にある委員会所管の学校が使用する。したがつて、委員会の採択は國立の学校には關係がない。私立の学校については、地方委員会の採択が關係ないことは明らかであるが(法第四條二項)、現在のところ私立の学校は都道府縣監督廳の所管となつてゐるから(学校教育法第三十四條)、都道府縣委員会が採択した教科書を使用しなければならない(法第四條二項)。この点については異論があり、私立学校はなお知事の所管だとの説がある。

ところで、各委員会毎に教科書の採択を行うと、委員会の管轄内では一律採択であつても、一面また個別採択の難点が起つて來る。その際も、しそれくの委員会が同一教科書を採択することを望むならば、相互の協定によつて(公法上の契約)そうした決定を行うことはもとより可能である。また都道府縣全部にわたつてそのような動きがあれば、各委員会に共通する必要事項として、法第五十一條により協議會を開催することもできるのである(東京都の特別区にあつては採択の権限がないからこのような問題は起らない。法第五十二條)。たゞ当分の間は前述の如く、都道府縣委員会だけが採択を行うから、そこで採択したものをその地域内の公立私立の学校において使用するわけである。しかしこのことは必ずしも、すべての学校が、皆同一種類の教科書を使用することになることを意味するものでもなく、それを必要とするものでもない。私立学校の教科書は私立学校の自由に任すことも、権限を持った委員会の決定するところによつてできるのである。(教科用図書委員会は、都道府縣委員会だけが採択の権をもつことに反対し、地方委員会ができるまでは、各学校が採択し、地方委員会ができれば、委員会法の原則どおり行うべきであると言つてゐる。)

採択の問題について、最も重要な問題の一つは、個別採択か一律採択かという問題である。教育委員会が採択すれば、その管轄区域における一律採択が行われると考えられるかもしれないが、採択機關が教育委員会であるが故に一律採択だというわけには行かない。もし採択者が数種の教科書を同一学年の同一教科について選んだならば、その範囲内において個々の学校が最終的に使用教科書を選択するのであるから、その限りにおいては個別採択であり、こゝでは一律採択と個別採択が併用されているわけである。したがつて、採択権者が教育委員会であるとしても、極端な形式論までとるならば、一方に完全な一律採択があり得るとともに、一方に各学校で個別に採択したものを委員会が採択したこととして(委員会の承認を得るといふことにならう。)結果的に個別採択と同じことを行うことができる。

こうした両極端まで考えて、それではいかにすればいゝかという点については、採択権者に委ねられているのであつて、各教育委員会で決定すべき事項である。個別採択をとるか一律採択をとるかは、教育上非常に大きな影響を有することであるから、その決定については、十分検討を盡さなければならぬ。その際、委員会として考慮すべき点は、前節で述べたアメリカの例によつて、両者の長所短所を研究するとともに、わが國の現状にあてはめて、考え直してみることにある。合衆國とわが國では教育の事情も異なるし、経済事情も重要な差異をもつてゐる。また管轄区域内の産業・文化等の差異も研究しなければならぬ。大都會と山村とが同一地域にあるような地域の特性とか、私立学校その他の特異な性格をもつた学校の存在等も考慮されなければならないであらう。

こう考えて來ると、果して個別採択がいゝか一律採択がいゝか、一般論的に決められることではないと言わなければならぬ。従つて結局その地域の住民を代表した教育委員会の決することによる外はないのであるが、強いて言えば、やはり両者を兼ね合わせて教育委員会で二、三種を採択し、その範囲内で各学校の自主性を認めるようにすべきが妥当ではないかと思われる。

こうした個別採択か一律採択かを決するに當つて、それに関連して考慮しなければならないのは、採択の方法である。新しい採択制度として、既に決められたものは、採択権者とその機関の組織だけであつて、それ以外の点は、すべて採択権者である委員会の決定するところなのであり、採択方法ももちろん委員会の決するところである。新しい採択制度の樹立は、各委員会によつてそうした大きな問題が決められて行くことにより、次第に出來上つて行くのである。

委員会は、教育委員会法が決定している事項以外について、全く自由に教科書採択の新制度を樹立しうる。しかしそこには、おのずから一定の條理があり、限界があるのではないであらうか。その点で先ず考えなければならぬのは、教科書展示会の問題である。

教科書展示会は、先にもちよつとふれたように、教科書の発行に関する臨時措置法によつて、都道府縣の教育委員会に毎年開催する義務を課せられたものである。展示会については、女章でその意義、実施要領等を詳しく説明するが、要するに展示会は、教科書採択のための見本展示会なのであつて、各学校の教師に見本を比較検討する機会を與えようとするものである。第一回の見本展示会は、昭和二十三年の八月二十五日から一週間、全國一齊に実施され、昭和二十四年度用教科書の見本が展示された。そしてそこに來会した各学校の責任者は、それ／＼好むところの教科書を採択した。教育委員会法は七月十五日から施行されたのであるが、教育委員会の発足は、二十三年の十一月一日からであり（第七十三條二項）、委員会成立までは、教育委員会が行うべき委員会法上の権限は、なお従前の例によつて各相当機関が行うこととされたため（法第七十一

條)、同法第四十九條、第五十條、第八十六條によつて、都道府縣委員会が行うべき採択については、従前の例による相当機関がなく、また先にも述べたような経過によつて、時間的關係の上からも、他に適当な採択機関を持つたための研究と準備を行う余裕が得られなかつたので、自然的に各学校が採択する個別採択がとられたのである。

ところが、第二回の教科書展示会及び昭和二十五年度用の教科書が採択されるときには、もとより委員会が成立するので、前述の通り、法第八十六條により、用紙割当制が廃止されるまで、都道府縣委員会が採択の機関となる。それで、都道府縣委員会は、教科書の発行に關する臨時措置法の規定によつて、教科書展示会開催の義務を負うと同時に、教育委員会法によつて採択の権限を持つ。この義務と権限とをいかにように行使するか、当面の問題となつて來るのである。これは、教育委員会法と臨時措置法との実施上の問題である。

原則的には、各教育委員会が採択の権限を持つ。そうであるならば、各教育委員会の採択のために、都道府縣委員会が展示会を開催することは、十分の意義を持つてくる。ところが、都道府縣委員会のみが採択を行う権限を持つているのに、同じ委員会が展示会開催の義務を持つといふのは、展示会にどのような意義を持たしているのであろうか。一見矛盾するように思われる二つの法律の立法意思は、どのようにして調和せらるべきであらうか。この二つの法律の規定は、立

法者意思の自己矛盾を示したものであるといふ見解をこるならば別であるが、大体時を同じうして出された法律が、両方とも適法に施行されている以上、初めからそのような欠陥を持つたものと解すべきでないことは当然であり、立法者意思を積極的に肯定して、両法が規定するところを矛盾なく施行するというのが、法を受けてその運用に當る者の責務でなければならぬ。

それでは、いかにして展示会開催の義務と採択の権限とを調和させることができるであらうか。これは採択と展示会とに対する考え方をいかにするかによつて異つてくる。採択と展示会については、いろいろの關係が予想できるが、大きく分けて兩極端をこると、前述のごとく、まず、一教科一種類の完全な一律採択を行つて、展示会は参考に止めて委員会の採択に対する事後監督的な意味を持たせようとする考えと、これに対して、展示会の來会者が實質的に採択する個別採択を行つて、委員会の採択はそれをそのまま形式的に採択したことじやうとする立場との二つが予想できる。前者にあつては、展示会は完全に採択と切りはなされ、後者にあつては、委員会が採択するという實質的意義は少なくなつてしまう。この兩極端では委員会の採択と展示会実施のいずれの本旨をも損うと考ふるならば、この中間をとつて、双方に幾分かずつ本來の意義を認めるようにする外はない。すなわち委員会は數種を採択し、その中で各個の選択を認めて、展示会にもつと採択と結びついた機能を認めようとする立場である。

ところで、こうした中間的立場をとるに當つても、なお二つの方法がある。その一つは、先ず委員会が事務局の指導主事や専門職員の研究によつて、二、三種の採択を行い、その中から展示会において各校の選択をさせようとするものと、他は、まず展示会に來会した各校の意見を地方委員会を通じて集め、最もポブニラリティーの多い數種を採択するという方法である。前者にあつては、委員会事務局の指導主事や専門家は、可成積極的な立場に立つて仕事をし、各学校は展示会で委員会の採択した枠内での選択を行うと同時に、委員会の採択した枠そのものの批判検討を行う。後者にあつては、各学校の意見が主動的な役割を占め、事務局の指導主事、専門職員は、各校の提出する意見を容易ならしめるための、基礎的な研究指導を各教科書について行うという地味な役割をなす。

こうしたいろいろの方法のうちどれをとるべきかは、各都道府縣の委員会で定めるべき事柄であるが、もし完全な一律採択を行おうとするならば、これは都道府縣委員会が、明治二十年代、三十年代の「教科用図書審査委員会」に類似の機能を持つわけであり、この場合、事務局に教員をあてることのできる専門職員がいるとしても、なお實際教育との遊離を防ぐように注意しなければならぬであろう。すでに述べたように、教科用図書審査委員会の審査に関して、明治二十四年「先づ郡市等ノ教育會ニ諮詢シテ教科用ニ適當ナリト認ムル図書ノ目錄ヲ出サシメ之ヲ審査委員ノ参考ニ供スル」等の勅告が發せられていることからして、十二分に考えなければならぬ問題である。事務局に教員を充てる専門職員がいるというだけで、十分だとは言えないものが残るのである。

これに反して、もし採択の権限を形式的なものとし、實質的に個別採択を行なわせることとならば、各学校の選択に対して、十分に指導監督の措置を講ずることが必要であろう。したがつて、採択のための標準を準備し、その標準に合するものとして、各学校が選択した教科書の報告を受けて承認する（この際委員会がその教科書を採択したということになるであろう）といった方法をとることが考えられる。

この最後の例のように實質的に委員会の採択が行われぬというのでは、法律の規定に違反するのではないかとの疑問が生じる。これは確かに問題でありうる。法第八十六條は明らかに「都道府縣委員会が、これを採択する。」と規定しているのであるから、これは飽くまでも、都道府縣委員会が實質的に採択すべきことを規定したものと解せられるからである。しかしながら、法第四十九條四号は、「教科用図書の採択に關すること。」と示し、これを第四十九條の本文と併せて讀むと、教育委員会は、教科用図書の採択に關する事務を行う、ということになるのであるから、教育委員会の採択に關する権限は、必ずしも自ら採択することだけにあるのではなく、採択

のための標準を作つて各学校に與え、適正な選択が行われるように指導することをも含むと廣く解すべきではないか。と考へる。そうであるとするならば、本條の経過規定である第八十六條も同様な趣旨に解すべきであつて、「採択する」と規定があつても、それは採択に関する事務を行うことと同意義に解釈して差支ないであらう。このように見れば、委員会による全く形式的な採択も法律の規定に違反するとは言われまいと考へるのである。

以上可成詳細にわたつたけれども、都道府縣委員会の行う展示会と採択との關係について述べ、將來ありべき採択の方法について考察してみた。こゝに述べた展示会と採択の問題は、昭和二十五年の十一月から地方委員会が全國一齊に発足しても、第八十六條が改正されない限り残るであらうし、また第八十六條が廢止されて、第四十九條に規定する原則にかえり、各委員会がそれ／＼採択するようになったても、これに類似の問題は残るであらう。

採択の方法に關して、次に問題となるのは、一度委員会が採択した教科書は、何年間效力を有するか、また採択は毎年行ふか、それとも過去の事例のように数年毎に行ふかの問題である。合衆國では、先にも述べたように平均四、五年毎に採択が行われている。採択の効力が何年間あるか、採択が何年毎に行われるかは、教科書の発行にも可成大きな影響を持つて來る。毎年採択される種類が變るよりも、何年か採択が固定した方が、教科書の発行からは、より安定性があり望ましい。

しかし、その反面、採択されなかつた発行者に対しては、大きな負担を加へることになるし、最近のように時代が大きく變動するとき、時代遅れの教科書を使用しなければならなくなつたりする。しかし、そうかといつて、小学校一年から六年まで、同一発行者の教科書が使えないのも不都合である。こうした点を考へると、有効年限の問題も可成重大であつて、十二分に研究され決定されなければならない。

最後に、教科書を採択するには、適切な採択のための標準が必要である。この採択標準については、検定基準が十分参考となるであらう。たゞ、検定と採択では審査の標準が違ふ。検定より採択の方が標準がより具体的であり、實際的であり、また高いと言ふことができる。文部省の検定は、全國一般に使用できるという観点を原則的にとらざるを得ないから、各地方が各学校が採択の標準として求めるものより、もつと一般的な基準を用いる。また現在の検定基準に含まれない項目となるであらう。しかし、いずれにしても、こうした点を考慮して採択のための標準が準備され、選択に際して用いられるならば、採択はより客観的に科學的に行われ、情実などの行われることも少なくなるであらう。

採択の問題については、このほか、いろいろの事があるであらうが、それらは、すべてこれか

らの各教育委員会の判断によつて、個々に具体化されていく。新しい採択制度の樹立は、今後各教育委員会がいかなる措置をとるにかゝるところが極めて大きい。それについても、わが國の实情に適する制度を築くために、右に述べた諸点について十分研究する必要があるのである。

四 教科書の認可制度

採択について前節で述べたところは、文部省検定済教科書又は文部省著作教科書について選択することを前提として來た。それでは、その両者がない場合には、どうすればいゝであろうか。

これからの教科書制度にあつては、文部省検定済教科書か文部省著作教科書を使用することが建前となつてゐる。しかし、すべての教科にわたつて、両者のいずれかが発行されてゐるといふわけには行かないことがある。ことに、これから検定教科書が中心になつて行けば、検定の申請者は、どうしても相当需要部数の多いものを目ざすであろうから、特殊な教科書については、検定教科書の発行されない場合を予期しなければならぬ。この間隙を補おうとするのが、認可の制度なのである。

認可については、学校教育法第二十一条に「監督廳の検定又は認可を経た教科用図書」という規定があつて、検定と認可とを同列に規定してゐるのであるが、この認可は、右に述べたよう、検定の補助的な役目をしてゐるのである。したがつて検定済教科書又は文部省著作教科書がない場合には、適切な図書を採用し、監督廳の認可を経て、それを教科用図書として使用するということになる。

現行の規定では、この認可の制度は、小学校と中学校の教科用図書について認められており、(学校教育法第二十一条一項及び第四十条)、高等学校には、認可を要せずして、自由に校長が適当と認める教科用図書を使用し得ることとされてゐる(同法第四十九条及び同法施行規則第五十八條)。しかし、前にも述べたごとく、認可の制度については未だに実施規程がなく、又高等学校の自由採択にも制限があるので、文部省検定済教科書、又は文部省著作教科書のない場合の教科用図書の使用については、現在その途が閉ざされてゐるのである。

けれども、この問題は決してこのまゝで放置すべきものではなく、一刻も速やかに何らかの方法が講ぜられなければならない。教科用図書委員会もこの問題をとりあげ、速やかに道を開くことを文部省に求めている。それでは、この認可については、いかにすべきであろうか。

学校教育法によれば、この認可の権限を有するものは、当分の間文部大臣である(第百六條)。したがつて、英語の代りに、ドイツ語を教えようとする学校は、文部大臣にドイツ語の教科書の使用認可を申請して來なければならぬ。しかし、右に述べた認可の趣旨から見て、各学校が文

部大臣にまで申請を出すことが、妥当であるかについては、大いに疑問とじなくてはならない。従來の例を見ても、認可の権限を持っていたのは、文部大臣だけでなく、府縣知事の行つていた場合も少なくない。教育の地方分権が唱えられ、教育委員会がつくられた現状から見ても、認可の申請を文部大臣にまで出すというのは、実情にそぐわないというの外はないであろう。

それでは認可は如何にあるべきであろうか。まず認可の権限を有するものは、申請する学校の直接の管轄権を持つてゐる機関にすべきものと思われ。したがつて市町村の教育委員会の管轄にある学校はその教育委員会へ、都道府縣委員会の管轄にある学校は都道府縣委員会へ、文部大臣の直接の管轄にある学校、例えば師範学校の附屬の学校などは文部大臣へ認可の申請をなすべきであろう。

認可する教科用図書の内容は、検定済教科書又は文部省著作教科書のない教科の教科用図書に限定される必要がある。もし総ての教科についてこれを認めるとするならば、教科書検定の意義を減することになるであらう。ただし、認可を受けた教科用図書は、正規の教科用図書として、検定済又は文部省著作の教科用図書に代りうる效力を有するからである。したがつてもしそうならば、検定に不合格となつた図書の発行者は、それにも拘らず学校にその図書を賣り込んで認可を得て使用させようと試みるであらうし、そうなれば、いろいろな弊害が醸成されることも予想に難くないであらう。それでは検定制度の間隙を補うべき認可の制度が、その趣旨を逸脱して、検定制度そのものをもゆるがすに至る。こういうことは許さるべきではない。従つて認可を認める教科用図書の範囲は、検定済又は文部省著作のもの、ない教科の教科用図書に限られなければならない。

更にまた、認可の対称となるべきものは、教科用図書の實質を備えているものでなければならぬ。單なる参考書や、副読本、教師用書のようなものは、認可する教科用図書の範囲外である。もしそれらを認可できるとすれば、それによつて正規の教科書に代位することになるからである。

しかし、このように一應は範囲を限定してみても、具体的に個々の場合を考へてみれば、しかも簡単には決め難いものがある。例えば、國語という教科に検定済の読本だけしかない場合に、文法や綴方の教科用図書は認可できないかというのでは支障が生じる。又教科用図書といつても、具体的にこれが教科用図書であるかないかという個々の問題になると、なか／＼容易には決定できない。したがつて、認可の制度を立てたり、それを運用するに當つては、十分意を盡さなければならぬであらう。

認可の申請を受けた場合の審査は、大体検定に準じて行へばいゝであらう。たゞ審査の標準は、

検定の場合と幾分差異があることが考えられる。すなわち、検定が一般的に教科用として適切であることを認めようとするのに対して、認可は特定の学校でその図書を使用していゝか否かを判定するのであるから、一方において申請した学校の特殊性を考慮に入れる必要がある。すなわち私立の学校などで、宗教に関係あるものが、特定の宗派の色彩を帯びた教科書を申請した場合など、それを拒否する理由はないからである。他方また認可は、その性質からして、積極的に教科用に適することを必要とはしないと考えられる。むしろ教科用として弊害のないものである限り、その使用を認めて構わないのではないかと思われるのである。

認可の効力は、もとより申請した学校に限らるべきであり、又その期間も、一年又は二年と一應限定すべきであろう。効力が申請した学校に限定される点で検定と根本的に異なっている。期間は更新を認めておきさえすれば、支障ないのであるから、長期間認可を與え放しにしておくと、小さきみに監督をくり返した方が適當と思われる。

従来認可の申請を府縣知事にも認めて、府縣知事が文部大臣に申請して認可を得た教科用図書は、その府縣内での使用を認めた例があつたのであるが、府縣下一般にわたつて使用される教科用図書は、制度の建前からいつて、検定を受くべきものとすべきであろうし、教育委員会法も將來都道府縣委員会の検定を認めているのであるから（第五十條二号、第八十六條）、教育委員会が申請者として、管下一円に使用させる教科用図書の認可を文部大臣に申請するような必要はないと思われる。それは、一般的に文部大臣が教育委員会の監督官廳でなくなつた現在、なおさら不適當であろう。

認可制度についても、本来ならば一章を起してその沿革を尋ね、更に詳細にわたつて論ずべきであるけれども、他の部分についても、幾分かすつ触れたところであり、補助的な制度であるので、採択に関連して、一應問題となるべき点をあげるに止め、詳細はいずれまた機会を得て、説明を加えたいと思う。

第五章 発行供給制度

一 発行供給制度の沿革

「学制」実施にともない、教科書をいかにするかは当時の大問題であつたが、臨時應急の措置として、徳川時代に使われたもの及び、明治維新後訳された外國の地理書等約五十種を教科書の模範書として示した。明治六年には小学校の開校が増加し、教科書が不足したので、更に四十五種を追加指定した。しかしそれからの図書も、当時の印刷能力をもつては、なか／＼供給が需要に追付かず、往々、回読、筆写等によつて一時をしのぐ有様であつた。そこで同六年文部省は、小学校教科書の中、文部省蔵版のもので、一種につき百部以上を一時に需要する者に対しては拂下をなし、また同年七月学校用として各地方官で部数を限り刷行することを認めて、「習字初歩」「史略」等十九種の教科書を指定した。更に十二月には「羅馬数字図」等九種を加えている。これが現在までなおその名の残つている「翻刻発行」の初めである。明治初年にあつては、印刷技術が幼稚であつたため、教科書の版本を文部省で作成保管し、この版本を見本にして「翻刻」を認め同じ教科書の発行を行わせた。こゝに翻刻発行の語が生れ、その必要も実体も消えてしま

つた現在、なおその語が残つているのである。

明治七年には、学校所要部数に限り地方官にて印刷発行する制度を廃止し、新たに四十六種を指定して、翻刻を一般に許可することとした。八年六月には文部省蔵版の全教科書について翻刻を許すことになり、発行教科書の数も漸く増加して來た。明治九年には文部省刊行のもの六十種、民間から発行されたもの百二種であつた。こうして漸く教科書の発行が盛になるにつれて、発行者の中には、著作印行を濫りにするものもあり、弊害も生ずるに到つたので、十年には、文部省蔵版翻刻許可の教科書に傍訓、註解、絵画等を加えたり、文字を増減したりして、原本の体面を変えようとする者には、伺出させることにした。しかし十二年にはこれを廃止して、原本のまま翻刻することだけしか認められなくなつた。

明治十三年以降、教科書に対する監督が強化され教科書の調査が開始されたが（検定制度の沿革参照）、同時に翻刻発行図書にも粗雑なものがあつて教育上弊害を生じたので、同十四年翻刻発行図書の検査が行われることになり、翻刻書に翻刻人の住所氏名を記載しないもの、又は印紙のないものの使用が禁ぜられたのである。

その後民間出版の教科書については、十九年以後検定制度が実施されたことは前述の通りであるが、それを機として文部省は当時編修中のものを除き、原則として教科書は民間の編輯による

との方針を定めた。しかし読本について良好なものが民間になかったので、読書入門等を編輯し、発行している。

明治二十三年官制が改正され、文部省の編輯局が廢止されて、図書課が置かれるようになった。時、編輯局で担当した教科書の出版は図書課の事務から除かれて、民間の大日本図書株式会社に委託されることになった。しかし、明治二十七年には、「文部省版權所有ノ圖書ノ翻刻出版ニ關スル規定」が定められ、文部省で版權を所有する圖書の翻刻出版は、この規定によつて廣く一般に許可することにした。このため大日本図書株式会社への委託も解かれるようになった。この規定は翻刻発行の圖書の、文字の大小、字体、圖書の冊数、頁数、行数及び毎行の字数は原本の通りでなければならぬと定め、定價も許可事項として、統制を加えた。

そのころ民間教科書の発行は次第に乱脈になり、供給する教科書の紙質印刷は、檢定出願の際差出した見本と同等であるべきであるのに拘らず、供給の際は紙質印刷を粗悪にして殆ど別種の感がある似ても似つかぬものを発行するような弊害が増加するに至つた。そこでこれに対処するため、明治三十年檢定規則を改正し、枚数、行数、字体、画形を変更し、紙質印刷を粗悪にすることも修正であるとし、かように修正して檢定の効力が及ばないに拘らず、文部省檢定済等の文字を入れて販賣し、それを知つて委託販賣した者には、二十五円以下の罰金又は二十五日以下の禁

錮に処することとし、更に一度ならず右の違反を犯すものには、檢定の取消を行うこととした。

明治三十二年には取消を強くして、修正等をして檢定の効力の及ばない圖書に檢定済等の文字を記載したときは、もとの檢定の效力を取消することができることにして、一層檢定教科書の印刷發行に対する監督を嚴にしたのである。

既述のように、明治三十五年には教科書事件が起り、三十六年國定制度が実施せられるに至つた。教科書の國定制度は、これまで教科書の發行を業として來た者にとつては、正に死活の大問題であるので、國定制度をとること自体についても、強硬な反對運動が議會その他で行われた。したがつて、國定制度と定まり、文部省で編修することになつた後も、文部省で編修した教科書をいかなる方法で發行するか、即ち國營で發行するか民營で發行するかについて、いろ／＼議論が重ねられた。しかし、結局文部省の監督の下に民間事業として行うことに決定され、三十六年四月文部省令による小学校教科用圖書翻刻發行規則が制定されて、三十七年度に使用される最初の國定教科書の發行者が公募されることになった。この処置は、檢定教科書の發行者に対する考慮も含まれているといわれている。

文部省は教科書の發行供給に附随した弊害も根絶するために、そしてまた、初めて行う國定教科書の發行供給を確実に遂行するために、發行應募者には嚴格な資格條件を附した。すなわち三

年以上出版業の経験があること、三年以上引続き三十円以上の所得税を納めたこと、教科書の審査、採定に關して処罰を受けたりなどしたことのない者等がその條件である。出願は出願者居住地の地方長官を経由し、地方長官はこれに意見を附して文部大臣へ進達する等の慎重さで、初年度は十九人の発行者が選ばれた。そしてその発行許可冊数は二千二百余万冊であつた。

この十九人の者が発行する圖書の種別冊数及び供給地域等は、各人の好むところに放置されたので、十九人は依然競争状態にあり、競争の長所は認められたが、従来と同じ弊害をかかず憂も少なくなかつた。そこで十九人の発行者のうち十六人の者は、國定教科書の発行を共同で行うにしかずとして、國定教科書出版協会を作つた。そして、この十六人の会員が発行の許可を受けた圖書の製造供給機関として日本書籍株式会社が設立された。この会社は地方に特約販賣所、その下に取次販賣所を設けて、供給を担当したのである。第二回目の三十八年度用教科書については二十七人の発行者が発行の許可を受けたが、うち二十二人が協会に加入し、自主的な業者のこの協定は続けられた。國定教科書への移行が非常に滑り出しよく行われたのは、業者のこのような協定が非常な効果をあげたことによると言われているが、一方この協定が、いわゆる教科書会社の勢力を確立するに役立つことも争えないところであると言えよう。

文部省はこの二カ年の経験に基いて、明治三十八年四月翻刻発行規則を改め、一般に発行者の資格とそれに対する監督を嚴重にした外、次のような條項を加えた。第一は発行許可の期間は、それまで一年限りであつたものを六年間にし、業者が恒久的事業として安んじて十分な投資と業務の改善ができるようにした。第二は発行者が合同して業務を営まんとすることを認めたものであつて、先の実績を制度として認めたものである。第三は共同販賣所を東京に置き、各翻刻発行者に強制的に加入を命じたことである。そうして原則として各道府縣に少くとも一箇の共同販賣支所又は特約販賣所を設けて、圖書供給の普及をはからした。なお定價は、別に定める定價標準によることとした。この改正に基いて、発行を許可されたものは十人に過ぎなかつた。

その後、更に翻刻発行者の合同形態はいよゝ基礎を固め、明治四十二年には、従來の出版業者を主体として、小学校教科書の発行を専業とすることを目的とした日本書籍株式会社、東京書籍株式会社、大阪書籍株式会社の三社が東京と大阪に設けられ、各社とも教科書の製造は自営工場で行うたてまえのことに、施設が完備したので、期間の更改の年であつた四十二年に、新たに翻刻発行規程が定められ、小学校教科書の翻刻発行はこの三会社に対して許可され、圖書の供給は株式会社共同販賣所に対して許可された。

この明治四十二年の翻刻発行規程は、その骨子が現在に至るまでなお変更されず継続せられ、これによつて、前記三会社の教科書会社としての地位が保護されて來たのである。当時、三会社

の発行冊数は文部省で指示することになっていたが、大体四・四・二の割合とされ、製造した図書は、全部共同販賣所に賣渡すことが規定された。定價の標準が別に示されたこと、各教科書には文部省が交付した印紙を貼布したこと等は以前と同じである。

國定教科書の発行供給方法は、かくして確立され、大正・昭和と大した変化もなく持続されたが、昭和五年に至つて、前記三会社に対して、それぞれ担当の地域を定め、その地域に対する必要部数の製造及び供給もそれぞれの会社が行うことになつて、共同販賣所が廢止された。昭和十六年には國民学校制度になつて、音楽、裁縫、実業科の教科書も國定となつたので、更に一社大日本図書株式会社が加わつて、それらの教科書の発行供給を担当した。

小学校の教科書の大部分が國定制度となつてからは、檢定教科書の主体は中等学校の教科書が占めることになつた。中学校、高等女学校等の教科書は小学校のこ比べて発行部数が可成少なく、各学校長が選択し、各発行者が適宜な方法で供給して、國定教科書の発行供給に比べて、檢定を経た後は殆ど大した制限も加えられていなかった。たゞ檢定に出願した見本と同一のものを供給する事が定められていたのみであつた。ところが、その後、檢定教科書の発行者は、競争のために次々と内容を改訂し、挿絵をかえて、新奇なものの発行に力を注ぐあまり、改訂前の教科書は注文があつても、これに應じないものが現われるに至つて、明治四十年無断で發行を中止することを禁じ、その禁を破つた者には、五カ年間その者の檢定出願を受理しないことにした。その後大正十五年には、また檢定規則を改正して、五カ年間の供給義務を課するようにさえたつたのである。

その後昭和七年に実業学校普通学科の教科書が、更に十年には青年学校の教科書が檢定を受けることになつたが、その發行については右に述べた外何らの拘束もなかつた。定價も檢定の審査事項になつていたので、その点での制約を受けたが、しかし中等学校の教科書は、檢定制で種類が多いただけに、一種の發行部数が数方を越えるもの少なく、定價も小学校の國定教科書に比べて三・四倍になつていた。こうした状況で昭和十五年頃には、檢定済教科書の種類は、その数五千以上にも達したのである。

時あたかも、國內の戦時態勢は次第に強化されていた時であるから、國策上物資の消耗を規正する意味において、檢定出願の受附を一時中止し、学校別、学科別にそれ／＼五種類の檢定済教科書を選定して、昭和十六年度からはそれだけしか發行させないことになつた。ところが、これらの選定された教科書の発行者は、当時の企業整備を一般的傾向を考え、また愈々窺竊になる資材の下で、発行者間の販賣競争がますます激しくなることを憂慮して、相協力して新会社を設立し、教科書の一元的編さんと、物資消費の規正を図ろうとした。その結果昭和十七年に設立さ

れたものが、中等教科書株式会社である。これと相前後して、実業学校の教科書については、実業学校教科書株式会社が、青年学校の教科書については、青年学校教科書株式会社（現在教育図書株式会社）が設立され、昭和十九年度より、中等学校低学年の教科書について國定制度が施されたとき、これら三社は、それらの教科書の翻刻発行権を興えられたのである。

これら三社の國定教科書翻刻発行要領は、大体において、小学校（当時の國民学校）側と大体同様であつて、各都道府縣に卸問屋にあたる特約供給所があり、その下に学校を受持った取次販賣所が置かれたのであるが、たと違ふ点は、小学校の発行者は、地域を分けて同一教科書の発行権を三分しているに對して、中学校の方は、教科別に教科書の発行を担当し、どの会社も全國に供給していることである。六・三の新學制実施に伴い、各発行者の担当種別に幾分の変化はあつたが、小学校の教科書にあつては明治以來、中学校の教科書にあつては、戦争以來、右に述べた発行制度がとられて來たのである。

これらの発行制度は、今や檢定の実施による國定制度の廃止に直面し、また戦後の經濟組織の民主的再編成に伴い、更にまた、窮迫した經濟事情に影響されて、大きな改革の浪に洗われようとしているのである。こゝには幾多の大問題がひそんでいる。それらの諸問題の中で、何よりも深刻なのは、用紙事情である。

二 発行供給の諸問題

現在教科書の発行について、最大の隘路は用紙である。表第一が示すごとく、昭和十五年に二十億五千万所の生産があつた洋紙は、昭和二十一年に僅か三億六千万所、二十二年には四億三千万所であつて、僅かに五分の一しか作られていない。板紙に至つては、一割にも達しない有様である。かつ紙の質、規格も、以前は相当の種類があつたものが極めて少なくなつてしまつた。今後幾分かすつは生産も回復するであろうが、パルプ資源の喪失と、石炭事情とにあいまつて、更にここ数年は現状の不自由と良質紙生産の困難とは続くであろうといわれている。

こうした紙の生産状況であるから、教科書用紙といえども、不自由をしのばなければならぬことはもちろんであるが、教科書は、新聞などと違つて、毎日とか毎月とか継続して紙を必要とするものではなく、一年の一定時期に一度に必要とする。したがつて現在のように一年分の必要量が纏まるまでストックを続けるといつた余裕すらない場合には、年中教科書に制り当てられた用紙の引取を行い、教科書発行者の負担において一時ストックするといつた事態が起る。また年度始めに供給すべき教科書分の用紙が、必要時期までに纏まらなければ、用紙が生産され引取が行われるまで、次々と教科書の製造供給が遅れるということになる。昭和二十一年度、二十二年

紙の生産高変遷(年産)

単位千听

	洋紙	板紙	和紙	合計
昭和15	2,055,764	878,528	771,776	3,706,068
16	2,063,708	815,182	458,610	3,337,530
17	1,725,890	564,124	389,524	2,679,538
18	1,433,536	401,674	277,198	2,112,408
19	899,724	174,814	136,072	1,210,610
20	449,212	85,818	47,930	582,960
21	364,462	61,848	36,068	462,378
22	432,366	74,392	126,558	633,316

註 最盛期の昭和15年を100とすると、戦後兩年の指数は

	洋紙	板紙	和紙	合計
昭和21	18	7	8	14
昭和22	21	9	27	19

一人当り消費量、戦前約10听
昭和二十二年 8听
昭和五年度 28听
(王子製紙の資料による)

表第一

度において、教科書が所定の時期に供給されず、甚だしきに至つては、学期末学年末に近づいて供給されたものさえあるのは、他にも原因がないわけではないが、一番大きな原因として、右に述べた用紙事情があるのである。

第二の表についてみるならば、洋紙の使用率が最も大きいものは新聞である。昭和十五年において、洋紙総量の二・六八%を占め、二十二年度において、三八%を占める。教科書は、昭和十五年において僅か三・三%であつて、諸項目中一番少なかつたのであるが、昭和二十二年度には、一躍一〇%に上昇して、新聞に次ぐ需要を示している。用紙量は、六千九百万听から、五千万听に下つただけで、洋紙の総量が五分の一に減じているのに、教科書は、三分の二強にしか減じていないのである。これによつてみれば、教科書が他の諸項目に比べて非常に重要視され優遇されていることが分るのである。

この表は、配給計画を示したものであつて、残念なことに、実際に入手した量は、時には七〇%に過ぎなかつたというように、必ずしもこの数字には達しないのである。そこで事情は一層困難になつて来る。現に昭和二十二年の秋から二十三年の春にかけて、新聞から約六百余万ポンドの新聞用紙を教科書用としてまわしたことは、タブロイド版の新聞を手にしたわれわれの記憶に新しいところであろう。

表第二

昭和 15, 22 両年度の洋紙配給計画

単位千疋

用 途	昭和 15 年度		昭和 22 年度	
	数量	割合	数量	割合
軍 需	82,860	3.9%	0	0%
官 需	77,412	3.6	38,918	7.8
出 版	203,800	9.6	24,248	4.9
印 刷	275,300	13.0	11,507	2.3
教 科 書	69,200	3.3	50,294	10.1
重 包 装	100,000	4.7	17,261	3.7
学 習 用 紙			12,558	2.5
学 習 ノ ー ト			15,005	3.0
そ の 他	714,972	35.1	138,985	27.9
小 計	1,553,588	73.2	308,676	62.0
新 聞	568,290	26.8	189,268	38.0
合 計	2,121,878	100.0	497,944	100.0

このように用紙事情が逼迫して、生産されればすぐ割当に基いて引取らなければならない事情にあつては、特定の教科書発行会社だけが教科書の発行を行つてゐることは、都合のよい点を多く持つてゐる。毎年教科書の発行者が變つてゐることは、発行者が確定する迄は教科書用紙の引取が行われず、それだけ他に流用されてしまふことになる。特定の会社だけが、これまでのように発行を担当していれば、いつでもこれに引取らせることができるからである。しかしながら、特定の発行者だけが教科書の発行を行うことに対しては、財閥解体、企業の集中排除、独占の禁止等、経済民主化の動きにつれて、次第に批判の聲が高くなつて來た。この動きは、一つは教科書國定制度の廃止へ、他は國定教科書の印刷を地方移譲するという方向へ向つたのである。

終戦後印刷業界は、比較的各地とも立ち上りが早く、復興の歩を順調に進めて來たが、用紙の生産状況は一向に回復しないため、印刷能力が高まるにつれて、仕事の獲得競争は漸く深刻になつて來た。この現象は、とくに地方の印刷業者にとつて顯著にあらわれて來たのである。そこで地味ではあるが、最も確実な、そして全国各地に関係ある教科書の印刷を地元の印刷能力で行おうという全国的な運動が起り、昭和二十二年の秋には政治問題にまで発展しようとした。

従來教科書の印刷は、各教科書の発行者が、それ／＼特定の印刷会社と契約して行つて來たのである。もとより小学校関係の三益社は、自営工場も持つていたが、それでも発行数の半数以

上は、關係の印刷会社に印刷を依頼していた。個々の発行者が、自己の発行する図書の印刷をこの印刷会社と契約して印刷するかは、もとより各発行者の自由であつて、他から何らの干渉を加うべき筋合ではないが、然し教科書の発行部数は二十二年度において約一億四千万余冊（用紙事情等が計画通りに行けば約二億冊）にのぼり、先にものべたごとく、全国各地の教育に關係することであるから、地方の印刷業者にも印刷を請負わすべきであるこの運動が強く行われたのである。そしてその論拠とするところは、輸送事情の困難な折に紙を東京や大阪まで運んで、製品になつたものをまた地方へ供給するという二重輸送は無駄であるという点に、中央の小數業者のみで印刷を担当するから、教科書の供給が遅れるという点の二つである。

これに對して、教科書の発行者側は、小規模の印刷製本能力で印刷製本しては経費が高くついて赤字になる、教科書の供給が遅れたのは中央の印刷能力が足らなかつたからではなく、編修や用紙事情等他に原因があるのであつて、短い限られた時間に製造するためには、大企業によつて能率を上げる外はない点を主張したが、双方とも政治問題にまで持ち込むことを止め、地方の事情に應じて、應分の部数を地方に請負わすことになり、國定教科書地方移讓問題は、一應おさまるに至つた。

この結果二十三年度の教科書は、中央大会社の外に全國六十余の印刷業者によつて印刷され、最寄の地方へ供給されることになつた。教科書の印刷をこのように地方の業者に請負わした結果が果して、良い成績をあげたか否かについては、未だ明らかでないが、各地方に適した教科書や教材の刊行が、これを一つの機縁に刺戟されるならば、その地の教育はもとより、地方文化の昂揚のためにも有意義であらうと思われるのである。

しかしながら教科書を眞に地方分散（変な用語であるが）させるためならば、印刷の面だけでは片手落であると言わなければならぬ。教科書の國定制度を廢止して、各学校の各教科に檢定教科書を使用するようになれば、これこそ教科書の独占を眞正面から打破するのに最も根本的な有力な方途であると考えられる。教科書の発行者が檢定制度の実施によつて次第に多數になれば、それだけ発行の集中も是正されるわけであるし、印刷面においてもまた分散が行われることになるであろう。昭和二十二年度用としては次頁の表のごとく、種類にして二七七種、部数にして一億四千余方の教科書が、八つの教科書專業発行者の手によつて発行された。昭和二十四年度には、檢定の実施に伴い、既に発行者の数は二十二社に増加しているのである。

次に問題となるのは、教科書の供給である。従來國定教科書の発行者は、各都道府縣に少くとも一箇の特約供給所を置いて、その地域の需要数をまとめ、過不足を調節し、代金の回収に當らせるとともに、末端供給機關として取次販賣所を有つていた。小学校の教科書にあつては、この

昭和 22 年度教科書発行指示部数（千単位）及び種類数

	小学校	中学校	高等学校	師範	学習指導要領	計
文部省著作教科書	49.302	79.657	6.849	365	2.407	138.590
種類数	34	60	15	3	21	133
検定教科書		816	9.113			9.929
種類数		1	143			144
計	49.302	80.473	15.962	365	2.407	148.519
	34	61	158	3	21	277

供給網は明治の共同販賣所時代からのものであつて、これがあるが故に、どんな山村僻地までも同じ定價で正確に教科書が供給せられえたのである。中学校の教科書の発行者も前述のごとく、戦争以來大体同様の機構を持ち同様の仕事を行わせて來た。しかしこれらの機構は、文部省が濫刻発行規程で強制したところではあつても、実際上は、各会社が契約によつて作りあげている機構であるから、昭和二十四年度の教科書のごとくに、他の発行者も教科書の発行を行うようになれば、新しい発行者はそれ／＼自分の配給組織を持つ必要が生じて來るのである。しかし検定制度にあつては、発行者はその数がふえるだけ発行部数を減するし、その発行した教科書をどこへ供給するかは、一に需要者の意思によつて決るのであるから、各発行者がそれ／＼、全國に供給網を持たなくてはならないとなると、新進の業者には非常に大きな負担と

ならざるを得なくなつてくる。そこで共同販賣所時代のように、発行者と供給者とを區別して、いかに多くの発行者が出來ても、供給は單一の網を使うようにしては、という案が出來て來るのである。しかしまた私的独占禁止の一般の方針から見ても、教科書の供給を特定の者にだけ担当させることに難点があり、ここに一部で教科書についての公團といったものが論ぜられているわけである。

教科書の供給で難かしい点は、過不足なく供給することである。発行者は、取次書店に教科書を送り出せば、足りても足らなくても、自分の関するところでないといつた上、一般図書のように、教科書を取扱うわけにはいかない。かりに用紙事情で全國の需要数の八〇％しか製造できなかつたときでも、それを供給し易い都市には一〇〇％供給し、山村には六〇％しか供給しないといつたことは許されない。この点では主食の配給と同様な性質をもっている。ところが検定制度が實施されるとなると、三年生にはどの発行者の図書であろうと、三年生のものを供給しておけばいいというのではなく、需要者の意思によつて、供給すべき教科書の種類が限定されるのである。したがつて教科書の供給は、需要者の需要した品種を確実に供給しなければならないという、現在の経済事情よりすれば極めて困難な仕事をしなければならない。この点は主食等の統制品の配給と異なる点である。

現在でも、足袋や靴の配給などでは、大人用も子供用も構わずに供給して物議をかもしている例があるが、教科書にあつてはこのような供給は全然許されない。検定制度を實施する以上、供給すべき教科書の種類は、需要者の意思によつて決る。需要者の要求したものを確実に不公平なく日本全國に供給する、——これは一般に配給制度の理想であるが、教科書の配給は現下の困難な經濟事情の下にあつて、この理想を實現しなければならぬのである。

最後に現在教科書の発行についても主要な隘路となつてゐるものは金融である。もう一般に産業界が深刻な金融難におそわれているとの声を聞くが、教科書の発行は、資本の回轉が年一度乃至二度であるから、一般の産業に比べて非常に不利であり、而も先に述べた用紙事情等によつて、発行者は所要の時期まで相当の用紙を寝かしておかなければならないのであるから、勢い相当の資力を必要とするわけである。

このような諸問題を克服して、はじめて教科書の発行供給が確保せられるのであり、これらは一に今後にもまづほかない未解決のものばかりである。

三 教科書の発行に関する臨時措置法

前節で述べたように、現下の窮迫した經濟事情の下にあつて、教科書の製造供給を行うには、

用紙、印刷、供給、金融の各方面にわたつて困難な問題が多いのであるが、検定制度を定めることによつて、一段とこの困難が大きくなることは、容易に想像せられるところである。ところで第三章において述べたごとく、教育の民主化のためには、教科書の國定制度をどうしても改める必要があつて、この強い要請に基き、昭和二十四年度から教科書の検定制度を實施することとされた。そこで検定制度の発足を裏付けるために、教科書の発行に關して、とりあえず必要な法的措置をとらなければならなくなつたのである。文部省は、検定制度の實施に關する教科用圖書委員會の答申に沿つて、急ぎ法案を作成し、六月十日第二回國會へ提出した。この法案は教育委員會法案等の重要法案と並んで審議せられ、七月三日可決成立、七月十日法律第一三二号をもつて公布せられた。これが、教科書の発行に關する臨時措置法である。この法律は続いて出た教育委員會法によつて、それに伴う一部字句の修正が加えられている。

この法律は提案の理由にも示された通り、「教科書の検定實施に伴い、……教科書の需要供給の調整をはかり、発行を迅速確実にし、適正な價格を維持して、学校教育の目的達成を容易ならしめる必要」から、とりあえず必要な諸事項を規定して提案されたものである。したがつて、この法律が制定せられた沿革は、これまで述べて來た各章における説明によつて十分伺えることであるから、こゝに改めて繰り返すことをさけ、直ぐその説明に移らうと思ふ。

第一條はこの法律の目的を示している。発行制度の沿革で説明したごとく、これまでの検定期則には、検定期制度の経験に基き、発行者に五カ年間の供給義務をうたつたのであるが、しかしながら、検定の本質は図書が教科用に適することを認めるにあるのであるから、その手続を決めた省令で発行者に供給の義務を課することは、新憲法に照らして許されないことと言わなければならない。そこで新しい現行の検定期規則は、何ら発行にまでわたつた定めを行つていないのである。たて前として、検定を得た図書の発行は、いかような方法をさるのも自由だと考えられるのである。しかしながら現在の用紙事情、その他の経済事情にかんがみ、検定教科書の発行を各発行者の自由に委せるときは、一般図書のごとく、図書が都市に集中して、山村僻地では需要しても入手できないとか、地域によつて値段が異なる等、教育上不都合な現象の発生が予期される。他に参考教材の不足しているときではあり、自由に選んだ教科書が期待を裏切らず確実に供給されることは、極めて重要であつて、教科書の検定が實施されたこの際、検定教科書、文部省著作教科書の両者について、需要供給を調整し、発行を迅速確實にして適正な価格を維持することは、極めて必要なことであると言わなければならない。第一條は、こうしたこの必要性を明示して、この法律の目的としたものである。

第三條によつて、「教科書」の意義を規定している。

古くは他の法令に「教科書」という用法もあるが、最近ではすべて教科用図書というのが法令用語となつていて、教科書とは用いられないのであるが、この法律では「教科書」という語を用いてある。これは別に実質的な理由があることではない。学校教育法第二十一條第一項によると、教科用図書には、文部省著作のものと、文部大臣の検定又は認可を得たものがあることになつていたのであるが、この法律では認可図書を対称としていないので、そのために教科書と使い分けられたものである。したがつてこの区別は専ら形式的理由によるのであり、実質的には兩者に殆ど差異がないといつてもよいであろう。

第二條は教科書に関する実質的な定義を行つてゐる。これまで、法令の中で教科書あるいわ教科用図書についての実質的な規定をしたものはなく、何が教科書であり教科用図書であるかは、各人の判断による外なかつたのであるが、本法は初めてそれを規定した。

まず教科書の実質的要件として掲げられたものの第一は、
(イ)教科書は教材であるということである。教科書が教材であるということは、それがこれまで一般の教材とは違つた、何か規範に近いものであると考えられてきた考え方に對して、教科書本来の性質を示したものである。

(ロ)教材の組織排列されたものである。教科書は教材が組織排列されたものでなければなら

ない。したがつてそれは、一枚の新聞とか、一つの図表とかいつた箇々の教材ではなくて、教材の複合されてでき上つたものである。しかも單なる教材の寄せ集めではなくて、一定の意義の下に組織され排列されたものでなければならぬ。だから新聞の切り抜きや写真等を無意味に寄せ集めたものであつては教科書とは言えない。

(ハ)教科課程の構成に應じて組織排列されたものである。こゝに言う教科課程とは、先に述べた教材系統の教科課程をいう。これは即ち各教科の各学年における教材系統であり、学習指導要領に示されたものである。しかしもとより学習指導要領に示された教材の排列が唯一の決定的なものではなく、その教材のとりあげた、単元の構成等も著作者の編修方針によつて異つて構わない。たゞそれ自体がやはり一つの教材系統を示したものでなければ、教科書とはいへない。

(ニ)教材の主たる教材であること。教材の主たる教材とは、それが他の教材の副次的なものとして使用されるものではないことを意味している。いわゆる副読本とか実験帳のようなものはこゝに含まれなく。

(ホ)教授の用に供せられること。教科書はそれが授業の媒介として使用されるものでなくてはならない。純粹に生徒の自学自習のためのものである参考書や問題集の如きは、こゝにいう教科書とは言えない。

(ヘ)児童又は生徒用図書であること。前各項の要件を充たすものであつても、いわゆる教師用書はこゝにいう教科書ではないのであり、この点で学習指導要領も教科書の範ちゆうに入らな

50
以上六項目が教科書の実質的規定と考えられるものであるが、先にも一言したごとく、臨時措置法が教科書とするものは、文部大臣の検定を経たものか、または文部省で著作したものであつて、いわゆる認可の教師用図書は含んでいないのである。また小学校、中学校、高等学校及びこれらに準ずる学校用として用いられるもののみが、教科書とされていることも、繰り返すまでもないであろう。

第三條の第二項は、発行及び発行者の意義を示している。この法律は発行についてだけしか意義を述べていないが、一般に出版については出版法に用語の規定があるので、他の用語は、一般の例によるのである。

出版法は現在その大部分が效力を停止されているので、その用語の規定についても、現在なおそれが有効であるか否か明らかでない。しかし一應の抛り所とすることはできるのである。まず出版とは、凡そ機械、舎密其の他何等の方法を以てするを問はず、文書図画を印刷して、之を發賣頒布する行爲を言うのである。次に出版の責任者として、著作者、発行者、印刷者の三者があ

げられているのであるが、著作者とは文書を著述し、又は編纂し若しくは図画を作爲する者をいう。演説者、講議者、演説もしくは講議の筆記者、翻譯者、出版物に署名した團體の代表者等も著作者とみなされる。発行者とは、文書図画の發賣頒布を担当する者をいう。そして発行者は、文書図画の販賣を以て營業とするものでなければならぬ。然し著作者とその相続人は、それを營業として行わなくても発行者となることができるのである。印刷者とは、印刷を担当する者をいうことはこゝに言うまでもない。

臨時措置法は、直接著作者、あるいは印刷者についての用語の規定をしていない。發行に關してだけ用語の定を入れたのは、それが出版法の發行あるいわ発行者という概念規定と幾分かすれがあるからである。出版法では、發行とは、文書図画を發賣頒布することをいうのであつて、文書図画を印刷し發賣頒布する行爲は、これを出版といふ、兩者を区別している。しかし臨時措置法では、教科書を製造供給することを發行といつてるのであつて、これはむしろ出版法にいう出版に近いものである。發行を担当するのが発行者であるから、これは出版法用語で言えば出版人と言うことになるであろう。この法律が、發行という語を、製造供給することと定めたのは、實際上発行者が出版権者としての地位に立つて、圖書を複製し發賣頒布するからである。現に著作権法は出版権の設定行爲について規定し、著作物を原作のまま文書又は図画として印刷術

等により複製し、之を發賣頒布する権を専有するのが出版権者であるとしてゐるが、この出版権者となるのは発行者であるから、発行者の定義として製造供給を担当する者と明示されているのである。しかしもとよりこの定めは、教科書についてであることは、法文の示すところである。

製造とは印刷製本を含んでいる。發賣頒布という語の代りに供給としたのは、教科書の発行者は教科書を賣り出しさえすれば、いかに教科書が賣られて行つても責任を負わないといふのではなく、需要の意思に應じて供給するものであることを示したものと見えよう。この点一方面的な配給ともまた異なるわけである。

発行者の供給については、臨時措置法第十條によつて、各学校まで送達することがその責任であるといはれている。

法第三條は、教科書に記載すべき事項を示したものである。本條によつて、著作者の氏名、発行者の氏名住所及び發行の年月日、印刷者の氏名住所及び印刷の年月日が教科書の末尾に記載されるのであるが、これは、出版法に準じたものである。團體が著作者及び発行者であるときの規定も、印刷者の住所と印刷所の所在地の問題もまた出版法にならつたものである。たゞ、表紙に「教科書」の文字を記載することは、この法の独自の点であつて、教科書にまぎらわしい圖書との混同を避けるという点に立法者の意思が考えられるのである。臨時措置法施行規則第一條によ

つて、この教科書の文字は「文部省検定済教科書」または「文部省著作教科書」として用いられることに一定された。

以上の規定は、いわば臨時措置法の緒論ともいふべき事項であり、第四條以下が規定の骨子をなすものであるから、以下事項に分けて説明を進めよう。

教科書展示会

教科書展示会は、新しい教科書制度の重要な一環をなすものであり、検定制度と採択制度とを現下の状況に應ずるよう結び合わせるものである。検定制度の實施によつて、いろいろな教科書が発行される。それらの教科書を見本によつて比較検討し、いゝ教科書を選ぶのであるが、前のように各学校にまで配布するだけの見本を作ることは、今の用紙事情からして許されない。各発行者は競つて見本を作り少しでも多くの需要を得ようとするであろうが、それは全体的な見地から放置すべきことではない。それで見本の數量を一定にし、見本の展示会を開いて、少い見本で多くの効果をあげようとしたのが展示会である。この展示会は検定制度の實現に伴い生れたものではあるが、決して検定済教科書だけのためのものではない。文部省著作教科書も全く同一の立場で検定済教科書と同じように取扱われるのである。臨時措置法は展示会に関して、第四條から第六條まで、三カ條の規定を設けている。

展示会の開催。展示会は毎年文部大臣の指示する時期に、都道府縣の教育委員会が開催する。(法第五條)。展示会場の数は都道府縣委員会が適宜に定めればいゝのであつて(施行規則第四條)、郡單位でやることも、学校の種類別に会場を分けることも自由である。展示会は、毎年五月中に行われ、開始の時期及び期間は、その都度文部省から文部省告示で指示されるが(規則第五條)、その期間は、およそ二週間を下らないであろう。その会期をどのような日割で利用したらいゝかは、学校数と見本の數量と交通の利便等を考え合して、主催者が立案すべきである。展示会には、師範学校の附屬学校等國立の学校も参加する機会が與えられなければならない。また文部省所管外の学校にも、適宜便宜をはかる必要がある。主催者の方で生徒にも父兄にも展示するのが有意義であり、差支ないとは判断すれば、一般に公開することも許されている(規則第十條)。このような主催者の計画は關係者に事前に十分周知徹底させておかななくてはならない(規則第十一條)。

展示会には各学校の教師が集つてくるのであるから、教科書以外の教材教具その他の教育用品を展示することは益のあることと考えられる。したがつて、これも主催者の判断で、教科書展示会の機会を借りて、教材教具の展示を併せて行つてもいゝことにされている。これは、もとより

主催者の計画で行うことであるから、教材教具を出品しようとする者は、それ／＼主催者と連絡をとり、具体的な実施方法を打合わすべきである。

主催者である都道府縣の教育委員会は、展示会について、(1)開催の場所及びその数、(2)展示会來会者の状況、(3)展示会の一般公開の期間、(4)その他の事項を、六月十日までに文部省に報告しなければならないことになつてゐる(規則第十二條)。

目録と見本。展示会に準備するものは、教科書目録と教科書見本である。教科書目録は文部大臣が作成し、都道府縣委員会に送付する。これは展示会開催日の二週間まえまでに到着するようにしなければならない。都道府縣委員会は、この目録を展示会開催の前に、国立、公私立の小学校、中学校、高等学校及びこれらに準ずる盲聾啞その他の学校へ配布するのである(法第六條第一項第二項、規則第七條)。教科書目録には、教科、学年、教科書番号、教科書名、著作者名、発行者名等が列記されている。教科書の申込等、それ以後の教科書の扱いは、専ら教科書番号、発行者番号等の符号で行われるから、需要票の記載等は、目録に照して間違のないようにしなければならない。

文部省は、この目録を発行者の届け出に基いて作成するのである(法第六條一項、規則第七條一項)。したがつて展示会に見本を提出し、採択を受けようとする教科書は、文部大臣が決めるのではなくて、その教科書を発行しようとする発行者が決するのである。こゝ数年は、検定済教科書は全部もれなく発行せられるであろうが、一度與えられた検定は効力がなくなることはないから、改訂版等が出るようになれば、元の教科書が発行されなくなることは、予想できることである。したがつて発行者が発行しようとする教科書は、その書目を毎年二月中に文部大臣に届けなければならぬのである(法第四條規則第二條、第三條)。法第四條にいう「発行しようとする教科書」とは、目録届出の年の翌年の四月から使用される教科書として発行されるものであつて、既刊のものであつても、引続き発行を希望する限り同様に届け出なければならぬ。けれど、この届出によつて目録に掲載された教科書でなければ、採択されないからである。

発行者は、届け出た教科書の見本を教科書展示会に出品することができる(法第六條三項)。

この見本は、届け出て目録に掲載されている教科書の見本でなければならぬ。出品しようとする者は、目録と同じく展示会の二週間前までに届くよう、都道府縣の教育委員会へ送らなければならない。出品見本の数量は別に示されたところによる。現在のところ小学校の教科書の見本は二千部、中学校用千五百部、高等学校普通科用千部、高等学校実業学科用は、それ／＼必要数であつて、これだけの見本を作成するに必要な用紙は、申請した者に割当てられるのである。この見本の部数は大体十校に一部の割になつてゐるから、会期が十日あれば、一日一校が一冊の見本

を検討できるわけである。

この見本は、三年間都道府縣の教育委員会が保存しておかなければならない（規則第九條）。そして、出品しようとする見本が保存されているものと同じであるときは、新しい見本の作成送付は行わず、保存本を活用する（規則第八條三項第九條二項）。この場合には、発行者は文部大臣及び都道府縣の教育委員会へその旨を通知しなければならないことになっている（規則第八條四項）。

一体この教科書の展示会は、発行者の販賣宣傳を公營の場所で行おうとするものであるから、主催者の方で出品教科書に対する取扱上の差別をしてはならないこと勿論である（規則第六條）。特定の発行者の教科書だけを閲覧に便利にしようとするとか、一部の教科書の廣告だけを許すとかいう行爲などを行つてはならないのである。

需要供給の調整

展示会で見本を検討した後の教科書の採択については、前章に述べたところである。展示会と採択との関係についても説明した。この臨時措置法は採択のことには直接ふれてはいない。採択の主体がどこにあるかということなどには係りないのである。たとえば都道府縣の教育委員会で行つても、各学校にはそれぞれ教科書の需要があるのであるから、文部省はその需要数を都道府縣を通して集め、必要な調整を行おうとするものである。この調整は一に前節で述べた用紙事情から必要となつて来るものである。

國立公私立の各学校は、それぞれ教科書の需要数を、都道府縣の教育委員会に報告する（法第七條一項、規則第十三條）。この際、報告は所定の需要票によつて行い、需要教科書一種毎に需要票を提出しなければならない。この需要票の提出を受けた都道府縣委員会は、教科書毎に分類集計して、需要集計票とともに文部大臣へ提出する（法第七條二項、規則第十四條）。この提出には六月二十日と期限が附せられている。この期限は用紙關係から定められたものであつて、文部省で六月末日までに全國の集計ができれば、その結果に基づいて、七月からの第二四半期の用紙割当が行えるからである。そこでもしこの期日に報告が揃わなければ、用紙の面で非常に大きな齟齬を來すわけであつて、一校一縣といえども期日に遅れるときは、全体に支障を及ぼすのである。（需要票の提出については、第一回の經驗にかんがみ、その数を二通とし、一通は都道府縣委員会を経て発行会社へ直送する案が教科用図書委員会から出ている。）

文部大臣は、全國から集つた需要数を集計し、それを基礎にして、発行者にその発行すべき教科書の種類及び部数を指示する（法第八條）。これを発行の指示と言つてゐる。即ち甲会社のA、

という教科書に三〇万の需要数があり、乙余社のB教科書に五〇万の需要数があれば、この需要数に基いて、甲にはAを一八万、乙にはBを四五万製造するようにこの指示を行うのである。規則第十六條は、「発行の指示に関しては、用紙事情によつて、一 発行の順位を決めて指示を行うこと、二 需要数を基礎にして、その一部について指示を行うこと」ができるとしている。需要数全部を製造しうるだけの用紙があれば、需要数どおり指示できることはもちろんであるが、第二四半期の紙で約三〇%しか製造できないときは、どの教科書に対しても需要数の三〇%を指示するといった措置をとらざるをえなくなつてくる。

あるいは、もつと用紙事情が窮乏になると、小学校の教科書を優先的に製造し、中学校の教科書については、その余裕をみて製造するといった措置が必要になつてくる。このような発行の指示は、したがつて同一教科書について一回限りのものではなく、第一次に二〇%第二次に五〇%と、用紙事情に即應し数回にわたつて行われることもありうるのである。これらの措置は、敗戦以來行われて来たところであつて、従来も原則として中学校よりは小学校の教科書が優先的に、音楽よりは國語読本といった基礎教科の教科書が優先的に取り扱われて来た。

このように発行の順位をつけて指示するならば、需要数に基いて公正に指示を行うという法の精神に反すると考えられるかもしれない。しかし教育全体の立場からして、中学校より小学校を優先的に取扱ひ、基礎教科の教科書に重きを置くことは、もとより当然のことであり、適法な処置と考えらるべきである。しかしそうであるからといつて総てについて勝手な措置がとれるものではない。同一條件にある二つの教科書について取扱の差別をすることは許されない。小学校三年の國語の教科書について、三通りの需要があり、(イ)には七〇万、(ロ)には五〇万、(ハ)には六〇万という集計が出たとき、(イ)と(ロ)については八〇%、(ロ)については五〇%の発行の指示を行うということは許されないし、この三つに対する発行の指示に順位をつけることも許されないのである。発行の指示は需要数を基礎にして行わなければならないのであるから、(イ)にも(ロ)にも(ハ)にも同じく需要数の七〇%、したがつて、(イ)には四九万、(ロ)には三五万、(ハ)には四二万といつた発行の指示を行わなければならないし、発行順位は同順位でなければならない。これは條理上当然である。

文部大臣が発行の指示を行うことによつて、各学校が出した需要票による契約の申込が行われたことになるといえよう。したがつて文部大臣は、丁度各学校の代理人として、一かつして契約の申込をするといつた関係になる。しかしこの代理人は、その数量については全面的に委任を受けているわけで、各学校で示した数字以内において適宜契約の申込をする。その点では一部委任の代理人といつたぐあいである。

ところが、この代理人のような位置に立つ文部大臣に、もう一つ大きな権限が與えられているのである。法第九條は、需要者である学校が希望する甲の教科書でなくて、その代りに乙の教科書を注文できるというのである。これはちよつと比喩的な説明で正確を欠いているが、もつと具體的に言うと、各学校の需要票には、第一志望の教科書と、第二志望の教科書とがあげてある。もし何らかの理由で第一志望の教科書が発行されないときは、第二志望の教科書の発行者に発行の指示を與えるというのである。

「需要者の意思を考慮して」というのは、原則として、この学校が指示した第二志望のことを指している。たゞ万一の場合にこの第二志望の教科書も注文できなくなつたとき、「需要者の意思を考慮して」という語で「一般的に最も需要の多い」という意味をあらわせるのでないかと思われる。第三志望について個々の学校へ問い合わせることは不可能なので、その場合には、最もポプularityのある教科書を注文するという処置がとられるであろう。しかしこれは滅多に起ることはあるまいと思われる。したがつて、「需要者の意思を考慮して」とは「需要者の意思に基き」というのと殆ど変りないのである。

「他の発行者に発行の指示を行う」とは、A社の発行している甲の教科書を、B社に発行させようとするものではないのである。そういうことまでも意味しているものではない。A社に甲の教科書を指示せずに、B社に乙の教科書を発行すべく指示するのである。法第八條の権限は、数量についてのみ文部大臣に決定権を與えたものであるが、第九條は種類について特別な事態に対処するの権限を與えたものである。しかしそれも結局需要者である学校の意思によるのであつて、文部大臣が勝手に代りの教科書を選ぶものではない。

どのような場合に、では第二志望の教科書を指示するのであろうか。それは法第九條にあげられている四つの場合であつて、

第一は、需要数が教科書の発行に不十分なきときである。全國の需要を集計してみても一方に足りないような場合などがこうした例であることされている。たゞし高等学校実業科目の教科書等にあつては、もつとこの数字は切り下げられなければならないこともちろんである。需要数が、一万以下にしかないものは、定價が非常に高くつく。そういうことも考え合せて、現在は普通の場合、一万ということにされているのである。

第二は、発行者の事業能力、信用状態が教科書の発行に不適當と認められるときである。認定の権限を持つているものはもとより文部大臣である。どういふ場合が事業能力として不適當であるかは、はつきりしていない。信用状態についてもまた同じである。こゝいつたことは、いろいろの條件を考え合せて、相對的に決められるべき事柄であり、数量だけでは決められないであらう。

う。国会でこの法案が審議されたとき、この認定は適当な諮問機関にかけて行うべきであるとの見解が述べられた。

第三は、発行者が文部大臣の指示した発行を引受けないときである。先にも述べたように、文部大臣の発行の指示が、いわば契約の申込になるのであるから、発行者の方でこの申込を承諾しなければ、契約は成立しない。もし承諾したときには、各学校と発行者との間の契約が成立するのである。文部大臣は單なる代理人的立場にあるのであるから、契約の效力については何の関係もないわけである。

第四は、法第十四條又は第十五條の規定によつて、発行の指示の全部又は一部を取り消したときである。文部大臣は、発行者に義務違反の行爲があると認められたとき、あるいは、保証金を納めないとき等に、発行の指示を取り消すことができるのであるが、この権限によつて、一度與えた発行の指示を取り消したときがこの場合である。これは契約解除権を文部大臣に與えたものといえるであろう。

以上の四つの場合には、第一志望の教科書を指示できないから、第二志望の教科書を指示するのであるが、この場合は告示して、第二志望をとつたことを利害關係者に知らせるのである（規則第十七條）。

以上述べた要領で、文部省は各学校の需要数を集め、用紙事情に應じて発行の指示をする。さうしてこの指示を承諾したときに、各学校と発行者の私法上の契約が成立する。しかしまた法は、このときに発行者の公的な供給義務が発生するとしたのである（法第十條）。

すなわち発行の義務は、発行の指示を承諾した者に、その時から発生する。供給義務の根本は、必要な時期までに、見本と同等の教科書を、指示された数量だけ供給することにある。そしてこの供給の義務は、需要した学校に到達するまでが責任範囲とされている（法第十條二項）。この義務を保証するために法は一方保証制度を定め、他方発行供給業務の処理について、予定計画書をとるなど、文部省が指導監督できるようにしているのである。

まず発行の指示を承諾した者は、すみやかに予定計画書、供給計画書及び定額の算出書を提出し、文部大臣の承認を求めなければならない（規則第十八條）。製造工程に関する予定計画書には、印刷製造の依託先、製版、印刷、製本等の所要日数等を記載し、供給計画書には、発送方法は、自ら発送するか、他の者に行わせるか等）、取引しようとする代理店又は問屋、発送の日時等を記載することになるであろう。これらの記載様式は文部省で示すことになつてゐる。文部省は、これらの計画書を受けて不適当と思われる箇所に対しては、変更を命じることができるのである。これらの計画書は、時によつては實施の半年近く前に提出されるのであるから、状態の姿

件相應じて、途中変更を加える必要が生じることを予想しなければならない。特に現在のように入フレーションの時代にあつては、数カ月も以前の計画をそのまま実行することは、不可能に近いと言える。発行者はこれらの計画書によつて発行する義務を負うのであるから、諸種の事情が生じて変更を必要とするときは、その理由を添えて事前に文部大臣の承認を得ておかなければならない（規則第十九條）。

発行者は、このようにして定まつた、製造工程に関する予定計画書、供給計画書によつて製造供給を行わなければならない。規則第二十一條は、その中でも特に供給時期に重点を置き、供給計画書に記載した時期までに供給しなければならないことだけを挙げてゐるが、その他の事項についても計画書と異なることは許されるとみるべきである。

第二十二條には、供給する教科書の用紙、印刷及び製本は、出品した見本と同等のものでなければならぬことを明らかにしている。これは極めて当然であり、当り前のように思えるであろうが、既に述べたごとく過去の経験からみて、最も問題の起る点なのである。たゞ現状において、同等といふことをどの程度までみていくかといふことになるが、必ずしも明確でない。見本用に割り当てられた用紙と実際の製造に與えられた紙とは、嚴密な比較をすれば、ポンド数等必ずしも同じものでないことがありうる。そのような場合には、ある程度の相異は止むをえないも

のとして、許されなければならないであろう。この点に関して、見本より実物の方がはるかに上質のものである場合も、やはり義務違反となるかという問題が考えられる。文字通りに考えれば許されないようであるが、この條項の置かれた精神からして、よりよいものを供給する場合には何らの違反ともならないとすべきである。

教科書の発行は、教育上多大の影響を有するものであるから、発行者にこのように色々な制約が加えられるのであるが、同時にまたそれだけ便宜が與えられていたのであつて、教科書用紙については、物品税は免除され、金融も一般の出版と比べて特別に考慮されている。需要數量については、前述のような調整が行われるが、しかしまた指示された數量だけの用紙は割り当られるのであつて、愈々となれば新聞用紙をまわしてまで、その製造を行うといつたように、各方面からの協力も寄せられているのである。製造面ではその他電力の特配等の措置が構せられ、取引高税にしても、義務教育の教科書の発行、販賣には課税されていない。このような便宜が與えられているのであるから、それだけいろいろの監督が行われることも当然なことと言わなければならないであろう。

この見地から、発行者は更に、教科書の製造に関して、用紙その他の資材の入手状況、その在庫量、使用量を明らかにすることも、教科書の保管に注意し、その供給状況をも明らかにして

おこななければならないのであつて（規則第二十三條）、それらについて文部大臣の検査に應ずる義務を持つている（法第十條三項、規則第二十四條）。

発行供給業務の処理に対する指導監督は、以上簡單に述べた通りであるが、他方義務の遂行を保証するために保証制度が設けられている。その一つは保証金である。保証金の額は、発行部数に應じて定價の三分に当る金額である。これは用紙代の約八分に当る。したがつて、物品税もかけられていない教科書用紙の横流等を防止するためのものとしては、余りに僅少であつて、保証するとは言えない程の金額である。國會において法案審議の時には、こういう見地から保証金はむしろ廃止すべきだとの意見もあつたのであるが、この保証金は必ずしも用紙のためばかりではなく、製造された教科書の供給が末端まで確實に行われることをも保証するのであるし、これだけの便宜が與えられ義務を負う発行者に全然何らの保証制度も設けられないのもまた一考を要することなので、とりあえず三分で発足してみることとされたものである。

保証金は、現金又は國債とされている（法第十二條規則第二十五條）。保証金納付の時期は発行の指示を受けてから十五日以内である。これは発行の指示を受けてから十五日以内であつて、発行の指示を承諾した日から起算するのではないことに注意しなければならない。発行者が発行の指示を受けてから、いつまでに諾否の通知をなすべきかについては別に規定がないが、商法の規定によつて（第五百九條）、商人が契約の申込を受けたときは遅滞なく諾否の通知をすることになつているから、発行の指示をした日から起算することとされたのであろう。

保証金は定價の三分であるから、保証金納付の時期までに定價が決つていなくてはならない。だからその時までには、定價の算出書が決定されなければならない。しかし、これは何かの事情で遅れることもあり得るから、定價の決定が遅れるときは、一應文部大臣の定める予定定價で保証金を納めておき、他日定價が決定したときに、過不足を清算することになつている（規則第二十六條）。定價決定後においても供給完了までにそれが改正されたときも、同様に清算されなければならない。

この保証金は、発行者が発行義務を完了したときでなければ返還されない。発行義務を完了したときは、保証金は請求の日から一箇月以内に返還される（法第十三條規則第二十七條）。

保証金は、供給義務の遂行を保証するものであるから、法第十條一項の供給義務に違反する行為があるとき認められたときは、國庫に帰属せられる（法第十六條）。ことは、当然であるが、法第十條一項の義務は、具体的には予定計画書通り見本と同等の教科書を製造供給することを指すものと解せられる。したがつて、第十條第三項に規定する文部大臣の業務の調査をこぼんだ場合は含まれないと解すべきであろう。認可の定價を無視して販賣した場合は、法の精神に照して保証

金没收の事由になると解せられるが、この点についてはなお幾分の疑義が残る。

保証制度の他の一つは、発行の指示の取消又は停止の処分である。(これは、保証というよりむしろ監督に属することであるが、廣い意味でやはり保証することにもなるから、こゝに述べておく)。保証金の全部又は一部を納めないものについて、発行の指示の全部又は一部が取り消されることは(法第十五條)、保証金制度の趣旨からして当然であるが、法第十四條は、法第十條一項の発行義務に違反した者に対して、保証金没收の外に、発行の指示の取消または停止を規定している。すなわち、定められた予定計画に従つて、見本と同等の教科書を製造供給することを怠つた者に対しては、義務違反の行爲の内容に應じて、あるいは発行の指示の取消とか、三年間以内において発行の指示を行わないといつた処分を定めることができる(法第十四條)。法第十四條又は第十五條によつて発行の指示が取消された場合は、法第九條第四号の規定により、第二志望の教科書に対して発行の指示が行われることになることは、明らかであるが、法第十四條の発行停止の処分がなされたときも、第九條第二号の規定に該当するもの即ち事業能力信用状態が発行に不適当なものと見て、同じく第二志望に対して発行の指示が行われるのである。したがつて、これら取消又は停止の処分は、需要者にとつても、影響するところ大であるから、その都度理由を附して、告示することになつてゐる(規則第二十八條)。

教科書の定價

臨時措置法の第十一條に「教科書の定價は、文部大臣の認可を経なければならぬ。」と規定されているが、この條文が、國會で最も注目されることとなり、臨時措置法案に対する質疑の重点も専らこゝに集中した。

教科書の定價が、教科書問題の中で極めて重大な問題であることは論をまたない。第一に父兄の負担になるという点から考へるときは、できるだけ低廉であることに越したことはない。ひとりひとりの負担を見るときは、そう大した問題ではないという意見も成り立つ。しかし義務教育は無償とするというたてまえからしても、多くの貧困者の子弟のことを考へても、やはり教科書の定價は安くし、負担者である父兄の出費を軽減さすべきであることに異論はないであろう。ことに父兄全体の負担額から見るときは、決してその金額は僅少なものでなく、十分考慮すべき問題なのである。

しかしながら、他方教科書の発行がやはり民間の営利事業として行われてゐる限り、事業の經營を持続させ、より良い教科書を発行して行くためには、それを可能ならしめるだけの定價が認められていなければならぬ。裏から見れば、定價は教科書の発行を行わす原動力とも言えるの

であるから、それだけの定価は認められなければならない。このように、教科書の定価は、需要者である父兄教師にとつても発行者にとつても、極めて重大な問題であるから、それが国会の審議で大きく問題とされたことは、もとより当然のことである。

臨時措置法が審議された第二回国会の文教委員会でも、定価に関しては、右の両面から取上げられ論ぜられた。しかもそれは、新しい検定制度の實施に際して、検定教科書の助成という立場に関連し、特に多くの人の注目を集めたのである。

まず第一に主張された見解は、「文部大臣が定価の認可を行つて価格を抑えたならば、民間編修になる検定教科書の発行が困難になる。これは新しい検定制度の精神と矛盾するではないか。むしろ一般図書のように定価は自由とした方がよくはないか。」という意見である。

昭和二十三年度までは、教科書の國定制度がとられ、定価も嚴密に検討して定められていた。で、他の物價に比して可成抑えられていた。たとえば、二十三年度用小学校教科書の一冊平均は、約六円六十銭であり、中学校教科書は約五圓五銭であつた(二十三年六月頃)。すでに他の物價が戦前の数十倍から百倍に達しようとしているときに、教科書は十倍からせいぜい二十倍までの騰貴にとどまり、煙草一本と本一冊という低位に置かれていたのである。検定制度を實施しても、このように價格を抑えたのでは、民間の教科書を助成して行くゆえんではないというが、第一の主張なのである。そうして、結論として教科書の定価の認可制度を廢止しようという。すなわち検定制度になつて、各業者が争つて自分の教科書を賣ろうとするのであるから、定価は自然に低い價格えとさがつて行く。決して他人よりも高く賣ろうという発行者はないであろう。したがつて定価を自由に放任しておいても、弊害が生ずる程のことはないと言うのである。

成る程、発行者の側だけみれば、他の発行者より高く賣ろうとする者はないであろうが、一般に教科書が不足しているとき、しかも必ず買わなくてはならない教科書であつてみれば、自由に價格を放置するとき、定価が高くなることは疑を容れる余地はないものと思われる。そして新制度では、教科書を選択するときには定価が未決定なのであるから、どうしても適正な價格を維持するために、定価の認可を行わなくてはならないのは、需要者を保護する上から当然であると言えよう。したがつて問題は、適正な價格をいかにして定めるかという点にかかつて來るのである。

民間編修の検定教科書は、國費で編修する文部省著作教科書よりは、それだけ費用がかかること当然である。したがつて、従來の文部省著作教科書の價格が、そのまま標準となり得ないことは、いふまでもないのであるから、その点は、認可を行うに當つては、当然考慮されなければならない。文部省著作教科書の定価については、文部省教科書局より別に算定基準が示されている。

民間編修の教科書にも、だいたいこれに準拠して、適切な価格が定められるであろうことは、もとより当然のことである。文部省は先に述べた要領によつて、需要数をとりまとめ、それに應ずる発行の指示を行うのであるから、指示部数を発行するのに、欠損を負わせるような価格の査定を行うことは、なすべきでないこと当然である。だから、文部省が定額の認可を行うが故に、検定教科書の発行が阻害されるということはあり得ないであろう。この点については、国会の審議の際に、文部当局からも、検定助成の見地から定額の認可に当つては、十分考慮するという方針が述べられているのである。

第二の論点は、「検定制度になつても、文部省著作教科書と検定済教科書の価格に差があつたならば、前者より幾分か費用のかゝる検定済教科書は、価格の点で前者に駆逐せられ、検定制度も名目的なものに終りはしないか。」という疑問である。

この点については、文部省著作教科書についても、その印税に当る翻刻発行許可手数料を可成り上げることによつて、検定済教科書の価格上の開きを減少しようとする措置がとられている。しかしながら又、この編修費に当る部分は、教科書のように発行部数が多くなり、二十万、三十万から百万にも及ぶようになれば、一冊当りの費用は極く僅少となり、その間の差は、端数の切上げ切下げ等の処置だけでも可成な調節ができるのであるから、一冊についてみるならば、殆ど差がない位になると考えられるのである。それに定額を決める最も大きな要素は需要数であつて、文部省著作教科書が三十万出たのに対して、ある検定済教科書が百万部発行されれば、当然一部当りの費用は、検定済教科書の方が低くなるのである。したがつて、定額の面で、両者にそう大きな差異が生じるとは言えないのである。

第三の問題は、「定額が未決定でして選択できるか。」という疑問である。

教科書を選ぶとなれば、先ず第一とは言わないまでも、教科書の定額を見るのはごく普通のことであるから、定額がつけてないというのでは、選ぶときに困るという意見は、まことにもつともであり、今度の制度における一つの重要な欠陥である。しかしながら本質的にみれば、教科書は、採択の章でも述べたごとく、その内容によつて選択すべきものであるから、最も適当と思えるものを選び、それが適正な価格で供給されるならば、決して不都合であるとは言えないであろう。需要数に應じて、後で定額を定めるということは、選択の際の不便をかけることは事実であるとしても、又一面からみれば、需要者に安心して需要することができるよう、保証することになるのである。

教科書の発行部数は、特殊な科目のものでない限り、一般図書や雑誌とは比較にならぬ位大きい。義務教育の学年にあつては、一学年の在籍数は、全国で百六十万から百七十万を数えるので

あるから、同一学年、同一教科について、数種の教科書があるとして、それ／＼の教科書の発行部数は可成な数に上りうるのであり、しかもその数は需要数によつて、大きな変動を受ける。したがつて、一万、十万、五十万と発行部数の異なるにつれて、定價もまた異なつて來なければならぬ。このようにして、需要数に基いて定價を事後に決定する方がより適正な價格を需要者に保証し、又、需要者に対する供給の確實性も大きくなるわけである。発行者にとつては、需要数に基いて事後に決められるということは、それだけ投機的な面白さを減少させるわけであるが、その反面においてある程度危険が保証されることになる。

それとともに、現在のように物價の変動が激しいときに、一年も半年も前から定價を決めて仕事するということは、とても不可能である。實際に供給するときになつて、定價を変えなければならぬようでは、採択の際に價格を表示した理由というのは、全く無意味になるばかりでなく、遂に單なるかけ引きのための定價として悪用されるようなことにもなりかねない。こうした事情を考へるとき、採択の時に定價が決らないという不便は、やむを得ないものとして、認可の適切を期するようにするの外はないであろう。

最後に、「今度のように検定制度が實施されるようになると、どの位教科書の價格が高くなるであろうか。」ということが問題である。これまでは、同じ教科書を百七十万も作つていたのであるから、一冊五・六円でできるとしても、数種の教科書が発行されて、一種類の発行冊数が少くなれば、價格は高くなることは当然であろう。ではどの位高くなるであろうかという点になると、今のところは全く推測の域を出ない。

この点については明治三十七年小学校の教科書が、検定制度から國定制へ切りかえられたときの定價の動きが考え合わされるのであるが、それは、次表のごとくであつて、需要総数において年間四百二十六万円から、二百三十三万円に減じたと言われている。

この表でみると、國定制となつて、教科書の價格が約半減されたことを知るのである。すなわち平均一枚（二頁）の價格が四・三厘から二・〇厘になつている。たゞ頁数も減少しているため、平均一冊の價格はそれ以上減少している。それでは、今後國定制が廢止されて、檢定済教科書が／＼と使われるようになれば、二倍程度に價格が上るであろうか。

そうした高騰を來さないために定價の認可制度が實施されるのであるから、二倍にもなることはないであろうが（但し、インフレーションの影響で、金額が前年度の二倍になることはありうる）、二割前後の値上りは起るのではないかと推測されるのである。これは檢定済教科書に対する定價の算出方式が決まれば、明確になるであろう。

教科書の定價が、特に義務教育の教科書の定價が高くなることについては、義務教育は無償と

教科用圖書價格比較表(明治 37 年)

(上が國定・下が検定)

尋常科	修身書教師用	平均一冊の枚数	平均一枚の價格	平均一冊の價格	平均一枚の價格
		枚	圓	圓	圓
		42	1.8	78	160
		55	4.1	238	
	修身書兒童用	22	2.5	50	74
		32	3.8	127	
	読本	38	2.0	74	36
		35	3.2	110	
	書き方手本	17	1.8	30	22
		19	2.7	52	
高等科	読本	45	1.8	81	136
		53	4.2	217	
	歴史	40	1.9	76	116
		41	4.8	192	
	地理	40	1.9	76	175
		46	5.4	251	
	算術教師用	45	1.8	83	325
	79	5.2	408		
	算術兒童用	43	1.4	60	153
		68	3.1	213	
	図画	23	3.4	77	13
		14	6.6	90	
平均		36	2.0	69	121
		44	4.3	190	

するといふ意法の原則があるだけに、それに反するものとして種々批判される。しかしアメリカ合衆國のように無償制度を實施しない限り、検定制度をとる以上、父兄の負担が幾分か増加することは止むを得ないところである。合衆國では先述の如く、教科書の費用は、教育費の約二%に当ると言われている。わが國では教科書の費用が、教育費の幾%を占めるか調査されたこともないが、学用品、学生服等の費用から、校舎、教師に要する費用まで加えたならば、一%にも達しないであろうことは明らかである。しかし、ノートよりも学生服よりも、教科書が教育上有する意義は、はるかに大であることを考えれば、もつとく多額の費用を教科書にかけても決して不当であるとは言えないであろう。だから検定制度によつて、よりよい教科書の出現が期待できるならば、そのとこのために價格が幾分か増すことは止むを得ない。いなむしろ、價格を高めても、よりよい教科書の出現を図るべきである。しかし、だからといつて、教科書の定價が不当に高くなること、教科書の發行が單なる投機事業に終つて徒らに業者その他の私服を肥やすのみに終るようになることは、極力防止しなければならぬ。そのためには定價の認可制度を設けて、これを適切に運用する外はないであろう。

定價の認可は、古くから行われて來たところであつて、検定にあつては、常に審査の対称とされ、定價の變更は文部大臣の承認事項とまでなつていた。また文部省で版權を所有した圖書の翻

刻発行についても、既に明治二十七年以來定價は許可事項とされていて、翻刻発行者による定價の自由な決定は許されていなかつたのである。教科書の發行に關する臨時措置法は、こうした従来の措置を、檢定済教科書についても、文部省著作教科書についても同様に合せて規定したのであつて、何ら事新しく實施しようとしたものではなかつたのであるが、檢定制度の實施について、一般の注意が集まつていた時であつたため、特に關心が寄せられたのである。

臨時措置法第十一條は、右にのべたような諸問題をもつて、政府原案どおり可決され、教科書の定價が文部大臣の認可事項と明記された。この第十一條については、施行規則第十八條第十九條及び第二十條に定めがあつて、發行の指示を受諾した者は、定價の算出書を文部大臣に提出することとされている。算出書記載の要領は近く示されるであろうが、從來の例よりみて、相当詳細なものとなるであろう。算出書は、恐らく、用紙や、クロス代、印刷料、製版費、等の項目に分けられ、それに營業費、供給費等を加えて、教科書の價格が算出されるようになるであろうが、かくして算出された價格について、文部大臣の承認を得たときは、それが法第十一條の認可價格となるのである。先に述べた保証金はこの定價の三分であり、それは、發行の指示後十五日以内に納めることになつてゐるから、算出書は速かに提出する必要がある。

一度定められた定價を、諸物價の改訂等によつて変更しなければならぬときは、発行者は理由を添えて文部大臣に申し出ることができる（規則第十九條）。この申出が承認されたときは、それが新たな認可價格となる（規則第二十條第一項）。そして、定價は、官報に告示せられることになつてゐる（同條第二項）。

このようにして文部大臣の認可を得た定價は、物價統制令によつて教科書の價格の統制額とされ（物價統制令第七條）、定價以上に教科書を賣る契約をしたり、代金の授受を行うことなどは禁止される（同令第三條）。これに違反した者は、十年以下の懲役又は十萬円以下の罰金等、物價統制令第三十三條以下の刑罰に処せられるのであるから、嚴に注意しなければならない。

その他

以上で臨時措置法に關する重要事項を説明したのであるが、その外二三つけ加えて置きたい。この法律は最初述べたように教科書の意義を明確にしたので、こゝにいう教科書でないものについても、大体それらに準じて發行を必要とするものには準用する道が開かれてゐるのである。（法第十八條）。

施行規則には、昭和二十四年度の教科書に關する特例が定められている。すなわち昭和二十四年度用の教科書展示会——第一回の展示会は、二十三年八月二十五日から一週間行うこととし、

需要数を集計し報告する時期を九月二十日とした。これは検定教科書をせひ昭和二十四年度から使用したいという強い希望を実現するため、期日に非常な無理を加えた結果である。六月七日に久し振の検定申請を開始し、七月下旬に目録を作成し、八月二十五日に展示会、九月二十日まで集計報告という日取りは、相当窮乏であつた。それに初めてのことゆえ、各方面とも不慣れであり、實施の成果が氣づかわれたのであるが、そうした悪条件下にあつて、検定の申請数が六月下旬までに、三百以上に上り、その中から、六五点の合格数を出し、見本の展示会出品も半数程度行われたことはますます上出来のスタートであつたと思われる。

なお昭和二十五年度教科書についても、諸種の事情から特例を認め、書目の届出を六月頃に延ばし、展示会を八月に行おうとする案が、教科用図書委員会から出されている。

結 語

これまでのところで、概略ではあるが、現在の教科書制度がどんなものであるか、いかに変わりつゝあるかについて説明した。今後の教科書は民間編修の教科書が中心となつていかななくてはならないことは、將來の方向として当然であろう。

文部省は、國定制度が廃止されて、教科書の世界にも自由競争が行われるようになったこの轉換期に及び、検定済教科書として民間著作の教科書が出た場合には、それと同種の教科書の編修は今後行わない旨を発表した。これは当局自身検定済教科書中心への移行を明示し、文部省著作教科書は、それまでの過渡的なつなぎであることを明らかにしたものである。

したがつて、今後何よりも中心をなす問題は、検定制度の助成であり、民間の教科書編修に対する助成でなければならない。検定制度の助成は、検定済教科書の發行に關して、金融や定價の面を考慮することもそれであると言える。しかしながらもつと本質的には、いゝ教科書を作るといふ編修の面での指導援助でなければならない。検定の審査をいゝ加減にして、多数の検定済教科書を出すことが検定制度の助成でないことは明らかである。しかし検定制度の實施が良い教科書の出現を期することにある以上、検定の審査を厳密に行うことだけで、検定制度を意義あらしめるというわけにもいかないであろう。検定制度の發達は、本当に良い本が、それ〴〵著作者の創意工夫が盛られた教科書が、ぞく〴〵と出るようにならなければ、その名に当らない。だから検定制度を意義あらしめるためには、審査を厳正に行うだけでなく、教科書の編修に指導と援助を加えるようにしなければならない。

教科書の編修には、数多くの教材の蒐集とともに、その組織排列についていゝ〴〵研究を積ま

なければならぬ。そのためには多数の人員と多くの時間と費用を加えなければならぬ。発行者や著作者はもとよりそうした研究に力を注がなければならぬが、各発行者の能力には限界があるから、各個の努力だけでは教材の蒐集やその研究が十分に行われることは困難であろう。そこで國とかその他の団体で教科書編修のための研究機関を持つことが望まれるのである。

文部省は、教育委員会法等の施行に伴い、次第に監督から指導助言へとその機能を変えつつある。教科書についても、直接の編修を次第に止めて検定中心への行政へと変わりつつある。文部省のこうした機能の動きに照して、教材の資料蒐集と、教材の研究に今後の努力を注ぐのではないかとと思われるし、又、そうでなくてはならないと思われるのである。文部省を訪ねれば、世界の民謡、童話が集められていて、適應する学年別にも整理され、それらを教科書にとり入れるにいつての相談に應じてくれるようになれば、どんなに教科書の編修が発達進歩するであろう。統計表、図表、写真などが各方面にわたつて準備されていれば、どんなに便利であり参考になるであろう。こうした教材資料の蒐集は、なか／＼一個人の力では困難である。文部省をはじめいろいろの教育研究機関がこれを行えば、一般の教科書編修に大いに役立つであろう。

このような資料の蒐集とともに、児童生徒の心理的社会的実態を研究し、社会の要請をも合せ考えて、教材の採り上げ方、組織排列について、研究を進めていくことも、学習指導法の研究を進めることも、皆教科書の編修にとつて極めて大切であつて、國その他の団体がこうした研究を進め指導を與えることによつて、一般の教科書編修者は多大の便宜を得るであろう。教科書の検定制度は、こうした編修の基礎方面に力を注ぐことによつて、制度の眞の發達が期し得られると言ふべきである。

このようにして、編修に多くの努力を注ぐようになれば、それだけ教科書の發行に費用がかさばむことは当然であり、價格も高つくが、これは義務教育無償の理想に逆行する。この矛盾を緩和するためには、教科書の使用者と費用の負担者とを切り離して、使用者だけでなく、國や公共団体で費用の一部または全部を負担することが考えられる。合衆國で行われている教科書無償制度は、この点で有益な参考となるであろう。現在義務教育無償の原則は、國立、公立の学校の授業料の範囲に限定されている。國家財政の現状からして、これ以上は実行できないとしても、義務教育無償の原則が掲げられる限り、教科書も生徒や父兄の負担に放置しておくべきではなく、事情の許す限りその負担を軽減させるようにしなければならない。校舎も教師も多くの施設も公共の費用で賄われているとき、教科書については、何らの考慮も拂われないという理由はあり得ないであろう。

教科書を生徒父兄の直接の負担から除く第一歩は、教科書を各個人で購入することなく、学校

で購入することである。その費用はあるいはPTAなどが補助してもいいであろう。そしてその教科書を二年以上にわたつて使用するようになれば、紙の面においても非常な節約になる。たゞ現在のまゝの教科書では、到底二年三年と続けて使用できる程耐久力がない。そうするためには、もつと製本その他について堅固なものにする必要がある。

教科書を個人持から学校持にするということは、現在すでにその方向にある。小学校の理科の教科書は、厚い用紙を使つて永く使用できるものとしたが、その代り十人に一冊の割で供給されている。十人に一冊では、どうしても個人の所有とするわけには行かないであろう。教科書が十人に一冊しか供給されないというのは、いかにそれが良質のものであつても、極めて不都合な事態であると言わなければならない。しかしこうした事例を契機として、各人に一冊ずつ教科書が渡る場合にも、その教科書を学校持にするというように押し廣めて行つたならば、いろいろの面で大きな節約になるであろう。特に教科書を学校持にすることは、アメリカで廣く行われている教科書無償制度への有力な第一歩として大きな意義を持ちうるものである。

現在、学級文庫や学校図書館の設備が大いに推償され、多くの学校でその整備が行われている。この学級文庫に教科書を含めることは極めて容易なことではないであろうか。教科書を学級文庫に加えるようにすれば、それによつて逆にまた学級文庫の整備拡充も促進されるのではないであろうか。教科書の学校持から無償制度へ———こういう動きは、上から一律に與えられる指示によつてではなく、直接個々の学校が、あるいは教育委員会が、その父兄なり住民なりの意向を反映して、最も実情によく適合して行くごとく実施してこそ、本当に実のある運動となるはずである。アメリカの教科書無償制度は、フィラデルフィアの実例が、やがて合衆國の多くの州へと拡まつていつたものである。いずれか一つの学校、いずれか一つの地域において、教科書の学校持、教科書の無償制度が行われ、それが、次第次第に全國へ風靡して行けば、これこそ本当に國民の手によつて國民の中から築き上げられた生きた制度となつて發展して行くであろう。これこそ眞の民主主義であり、民主的な教育制度ではないであろうか。各地に教育委員会が発足して、教育がその地域の人々の仕事とされた今、この目標の実現こそ、教育委員会の大きな課題ではないであろうか。

(終)

附 録 (関係法令集)

教育基本法	二
学校教育法(抄)	三
学校教育法施行規則(抄)	七
高等学校設置基準(抄)	九
教育委員会法(抄)	一〇
教科書の発行に関する臨時措置法	一四
教科書の発行に関する臨時措置法施行規則	一七
教科用図書委員会官制	二二
教科用図書検定規則	二三
教科用図書の検定要領	二六
昭和二十五年以降使用教科用図書検定受付種目	二八
小学校教科用図書標刻発行ニ関スル規定	三三
中学校通信教育規程(抄)	三七
高等学校通信教育規程(抄)	三八
中学校通信教育用学習図書検定規則	三九
教科課程表	四〇

教育基本法

昭和二十二年三月三十一日
法律第二十五号

われらは、さきに、日本國憲法を確定し、民主的で文化的な國家を建設して、世界の平和と人類の福祉に貢献しようとする決意を示した。この理想の実現は、根本において教育の力にまつべきものである。

われらは、個人の尊嚴を重んじ、真理と平和を希望する人間の育成を期するとともに、普遍的にしてしかも個性ゆたかな文化の創造をめざす教育を普及徹底しなければならぬ。

ここに、日本國憲法の精神に則り、教育の目的を明示して、新しい日本の教育の基本を確立するため、この法律を制定する。

第一條(教育の目的) 教育は、人格の完成をめざし、平和的な國家及び社会の形成者として、眞理と正義を愛し、個人の價値をたつとび、勤労と責任を重んじ、自主的精神に充ちた心身ともに健康な國民の育成を期して行われなければならない。

第二條(教育の方針) 教育の目的は、あらゆる機会に、あらゆる場所において実現されなければならない。この目的を達成するためには、学問の自由を尊重し、實際生活に即し、自発的精神を養ひ、自他の敬愛と協力によつて、

遇の適正が、期せられなければならない。

第七條(社会教育) 家庭教育及び勤労の場所その他社会において行はれる教育は、國及び地方公共団体によつて奨励されなければならない。

國及び地方公共団体は、図書館、博物館、公民館等の施設の設定、学校の施設の利用その他適当な方法によつて教育の目的の実現に努めなければならない。

第八條(政治教育) 良識ある公民たるに必要な政治的教養は、教育上これを尊重しなければならない。
法律に定める学校は、特定の政党を支持し、又はこれに反対するための政治教育その他政治的活動をしてはならない。

第九條(宗教教育) 宗教に関する寛容の態度及び宗教の社会生活における地位は、教育上これを尊重しなければならない。

國及び地方公共団体が設置する学校は、特定の宗教のための宗教教育その他宗教的活動をしてはならない。

第十條(教育行政) 教育は、不当な支配に服することなく、國民全体に対し直接に責任を負つて行われるべきものである。

教育行政は、この自覚のもとに、教育の目的を遂行するために必要な諸條件の整備確立を目標として行われなければならない。

文化の創造と発展に貢献するやうに努めなければならない。

第三條(教育の機会均等) すべて國民は、ひとしく、その能力に應ずる教育を受ける機会を與えられなければならないものである。あつて、人種、信條、性別、社会的身分、經濟的地位又は門地によつて、教育上差別されない。

國及び地方公共団体は、能力があるにもかかわらず、經濟的理由によつて修学困難な者に対して、奨学の方法を講じなければならない。

第四條(義務教育) 國民は、その保護する子女に、九年の普通教育を受けさせる義務を負う。

國又は地方公共団体の設置する学校における義務教育については、授業料は、これを徴收しない。

第五條(男女共学) 男女は、互に敬重し、協力し合はなければならないものであつて、教育上男女の共学は、認められなければならない。

第六條(学校教育) 法律に定める学校は、公の性質をもつものであつて、國又は地方公共団体の外、法律に定める法人のみが、これを設置することができる。

法律に定める学校の教員は、全体の奉仕者であつて、自己の使命を自覚し、その職責の遂行に努めなければならない。このためには、教員の身分は尊重され、その待

ばならない。

第十一條(補則) この法律に掲げる諸條項を実施するため必要がある場合には、適当な法令が制定されなければならない。

附則

この法律は、公布の日から、これを施行する。

学校教育法(抄)

昭和二十二年三月二十九日
法律第二十号
昭和二十三年法律第三百三十号
改正
三号法律第七十号

第一章 総則

第一條 この法律で、学校とは、小学校、中学校、高等学校、大学、盲学校、聾学校、養護学校及び幼稚園とする。

第二章 小学校

第十七條 小学校は、心身の発達に應じて、初等普通教育を施すことを目的とする。

第十八條 小学校における教育については、前條の目的を実現するために、左の各号に掲げる目標の達成に努めなければならない。

一 学校内外の社会生活の経験に基き、人間相互の關係について、正しい理解と協同、自主及び自律の精神を養うこと。

二 郷土及び國家の現状と傳統について、正しい理解に導き、進んで國際協調の精神を養うこと。

三 日常生活に必要な衣、食、住、産業等について、基礎的な理解と技能を養うこと。

四 日常生活に必要な國語を、正しく理解し、使用する能力を養うこと。

五 日常生活に必要な数量的な關係を、正しく理解し、処理する能力を養うこと。

六 日常生活における自然現象を科学的に観察し、処理する能力を養うこと。

七 健康、安全で幸福な生活のために必要な習慣を養い、心身の調和的發達を図ること。

八 生活を明るく豊かにする音楽、美術、文藝等について、基礎的な理解と技能を養うこと。

第十九條 小学校の修業年限は、六年とする。

第二十條 小学校の教科に関する事項は、第十七條及び第十八條の規定に従い、監督廳が、これを定める。

第二十一條 小学校においては、監督廳の檢定若しくは認可を経た教科用圖書又は監督廳において著作権を有する

び第三十六條の規定に従い、監督廳が、これを定める。
第四十條 第二十一條、第三十四條の規定は、中学校に、これを準用する。

第四章 高等学校

第四十一條 高等学校は、中学校における教育の基礎の上に、心身の發達に應じて、高等普通教育及び専門教育を施すことを目的とする。

第四十二條 高等学校における教育については、前條の目的を実現するために、左の各号に掲げる目標の達成に努めなければならない。

一 中学校における教育の成果をさらに發展拡充させ、國家及び社会の有爲な形成者として必要な資質を養うこと。

二 社会において果さなければならぬ使命の自覚に基き、個性に應じて將來の進路を決定させ一般的な教養を高め、専門的な技能に習熟させること。

三 社会について、深く深い理解と健全な批判力を養い、個性の確立に努めること。

第四十三條 高等学校の学科及び教科に関する事項は、前二條の規定に従い、監督廳が、これを定める。

第四十四條 高等学校には、通常の課程の外、夜間におい

教科用圖書を使用しなければならない。
前項の教科用圖書以外の圖書その他の教材で、有益適切なものは、これを使用することができる。

第三十四條 私立の小学校は、都道府縣監督廳の所管に属する。

第三章 中学校

第三十五條 中学校は、小学校における教育の基礎の上に、心身の發達に應じて、中等普通教育を施すことを目的とする。

第三十六條 中学校における教育については、前條の目的を実現するために、左の各号に掲げる目標の達成に努めなければならない。

一 小学校における教育の目標をなお十分に達成して、國家及び社会の形成者として必要な資質を養うこと。

二 社会に必要な職業についての基礎的な知識と技能、勤労を重んずる態度及び個性に應じて將來の進路を選択する能力を養うこと。

三 学校内外における社会的活動を促進し、その感情を正しく導き、公正な判断力を養うこと。

第三十七條 中学校の修業年限は、三年とする。

第三十八條 中学校の教科に関する事項は、第三十五條及

て授業を行う課程又は特別の時期及び時間において授業を行う課程を置くことができる。

高等学校には、通常の課程を置かず、又は前項の課程の一つのみを置くことができる。

第四十五條 高等学校は、通信による教育を行うことができる。

通信による教育に関し必要な事項は、監督廳が、これを定める。

第四十六條 高等学校の修業年限は、三年とする。但し、特別の技能教育を施す場合及び第四十四條第一項の課程を置く場合は、その修業年限は、三年を超えるものとすることができる。

第四十八條 高等学校には、専攻科及び別科を置くことができる。

高等学校の専攻科は、高等学校若しくはこれに準ずる学校を卒業した者又は監督廳の定めるところにより、これと同等以上の学力があると認められた者に対して、精深な程度において、特別の事項を教授し、其の研究を指導することを目的とし、その修業年限は、一年以上とする。

高等学校の別科は、前條に規定する入学資格を有する者に対して、簡易な程度において、特別の技能教育を施すことを目的とし、その修業年限は、一年以上とする。

第四十九條 高等学校に關する教科用図書、入学、退学、轉学その他必要な事項は、監督廳が、これを定める。

第六章 特殊教育

第七十一條 盲学校、聾学校又は養護学校は、夫々盲者、聾者又は精神薄弱、身体不自由その他心身に故障のある者に対して、幼稚園、小学校、中学校又は高等学校に準ずる教育を施し、併せてその欠陥を補うために、必要な知識技能を授けることを目的とする。

第七十三條 盲学校、聾学校及び養護学校の小学部及び中学部の教科及び教科用図書、高等部の学科、教科及び教科用図書又は幼稚部の保育内容は、小学校、中学校、高等学校又は幼稚園に準じて、監督廳が、これを定める。

第七章 幼稚園

第七十七條 幼稚園は、幼児を保育し、適当な環境を與えて、その心身の発達を助長することを目的とする。

第七十八條 幼稚園は、前條の目的を実現するために、左の各号に掲げる目標の達成に努めなければならない。

- 一 健康、安全で幸福な生活のために必要な日常の習慣を養い、身体諸機能の調和的発達を図ること。
- 二 園内において、集團生活を經驗させ、喜んでこれに参加する態度と協同、自主及び自律の精神の芽生えを養うこと。

三 身辺の社会生活及び事象に対する正しい理解と態度の芽生えを養うこと。

四 言語の使い方を正しく導き、童話、絵本等に対する興味を養うこと。

五 音楽、遊戯、絵画その他の方法により、創作的表現に対する興味を養うこと。

第七十九條 幼稚園の保育内容に關する事項は、前二條の規定に従い、監督廳が、これを定める。

第八十條 幼稚園に入園することのできる者は、満三才から、小学校就学の始期に達するまでの幼児とする。

附則

第九十三條 この法律は、昭和二十二年四月一日から、これを施行する。但し、第二十二條第一項及び第三十九條

第一項に規定する盲学校、聾学校及び養護学校における就学義務並びに第七十四條に規定するこれらの学校の設置義務に關する部分の施行期日は、政令で、これを定める。

(第二項、第三項略)

第九十八條 この法律施行の際、現に存する従前の規定(國民学校令を除く。)による学校は、従前の規定による

学校として存続することができる。

前項に規定する学校は、文部大臣の定めるところにより、従前の規定による他の学校となることができる。

前二項の規定による学校に關し必要な事項は、文部大臣が、これを定める。

第五五條 中学校は、当分の間、尋常小学校卒業者及び國民学校初等科終了者に対して、通信による教育を行うことができる。

前項の教育に關し必要な事項は、文部大臣の定めるところによる。

第六六條 ……第二十條、第二十一條第一項、……第三十八條、第四十三條、第四十五條第二項、……第四十八條第二項、第四十九條、第七十三條、第七十九條、……の監督廳は当分の間、これを文部大臣とする。但し、文部大臣は、その権限を他の監督廳に委任することができる。

(第二項略)

学校教育法施行規則 (抄)

昭和二十二年五月二十三日
文部省令第十一号
昭和二十三年十月十五日
文部省令第十八号
改正

第一章 總則

第一節 設置廢止

第一條 学校には、別に定める設置基準に従い、その学校の目的を実現するために必要な校地、校舍、校具、体操場、図書館又は図書室その他の設備を設けなければならない。

学校の位置は、教育上適切な環境に、これを定めなければならない。

第二章 小学校

第一節 設備編制

第十八條 小学校の小学級の児童数は、五十人以下を標準とする。但し、特別の場合においては、この標準を越えることができる。

第十九條 小学校の学級は、同学年の児童で編制することを原則とする。但し、特別の場合においては、学年の児童を一学級に編制することができる。

全校の児童を一学級に編制する小学校は、これを単級小学校とし、二学級以上に編制する小学校は、これを多級小学校とする。

第二節 教科

第二十四條 小学校の教科は、國語、社会、算数、理科、音楽、図画工作、家庭、体育及び自由研究を基準とする。

第二十五條 小学校の教科課程、教科内容及びその取扱いについては、学習指導要領の基準による。

第二十六條 児童が身体の状況によつて履修することのできない教科は、これを課さないことができる。

第二十九條 小学校の教科用図書は、文部大臣の検定又は認可を経たもの若しくは文部大臣が著作権を有するものを使用しなければならない。

第四節 学年及び授業日

第四十四條 小学校の学年は、四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終る。

小学校の学期は、都道府縣の教育委員会が、これを定める。

第四十五條 小学校の授業日数は、毎学年二百三十五日以上とする。

第三章 中学校

第五十三條 中学校の教科は、これを必修教科と選択教科に分ける。

第五十四條 必修教科は、國語、社会、数学、理科、音楽、

図画工作、体育及び職業を基準とし、選択教科は、外國語、習字、職業及び自由研究を基準とする。

第五十五條 第十七條から第二十一條まで、……及び第二十五條から第五十條までの規定は、中学校に、これを準用する。

第四章 高等学校

第一節 設備、編制、学科及び教科

第五十六條 高等学校の設備、編制及び学科の種類は、別に定める高等学校設置基準による。

第五十七條 高等学校の教科に関する事項は、学習指導要領の基準による。

第五十八條 高等学校の教科用図書は、文部大臣の検定を経たもの又は文部大臣において著作権を有するものを使用しなければならない。

前項に規定する教科用図書のない場合に使用すべき教科用図書は、校長が、これを定める。

第三節 通信教育その他

第六十四條 通信教育に関する事項は、別にこれを定める。

第六十五條、……第四十四條……の規定は、高等学校に、これを準用する。

第六章 特殊教育

第七十三條の十一……第十九條……第四十四條……の規定は、盲学校及び聾学校の小学部、中学部及び高等部に、これを準用する。

……第二十四條から第二十六條まで第二十九條及び第四十五條の規定は、盲学校及び聾学校の小学部に、これを準用する。

第二十五條、第二十六條、第二十九條、第四十五條及び第五十二條から第五十四條の二までの規定は、盲学校及び聾学校の中学部に、これを準用する。

第五十六條の三から第六十四條までの規定は、盲学校及び聾学校の高等部に、これを準用する。

第二十五條、第二十六條及び第七十六條の規定は、盲学校及び聾学校の幼稚部に、これを準用する。

(第六項略)

第七十三の十二 養護学校については、小学校、中学校、高等学校及び幼稚園に準じて、別にこれを定める。

第七十三の十三 特殊学校の設備編制については、別にこれを定める。

第七章 幼稚園

学校、又は二以上の学科を置く高等学校の編制及び設備について、この省令の規定が適用されず又はその適用が不適当と認められる事項については、この省令の示す基準に基いて、必要な定めをなすことができる。

第二章 学科

第五條 高等学校の学科は、普通教育を主とする学科及び

専門教育を主とする学科とする。

第六條 普通教育を主とする学科は、普通科とする。

専門教育を主とする学科は、左の通りとする。

農業に関する学科 農業科、林業科、蚕業科、園藝科、

畜産科、農業土木科、農業製造科、

造園科、女子農業科

水産に関する学科

工業に関する学科

漁業科、水産製造科、水産増殖科、

機械科、造船科、電気科、電気通信

科、工業化学科、紡織科、色染科、

土木科、建築科、探鉱科、や金科、

金属工業科、木材工藝科、金属工藝

科、窯業科

商業に関する学科

家庭に関する学科

厚生に関する学科

商業科

被服科、食物科

員会を設置することができる。

2 前項の一部事務組合の教育委員会に關し必要な事項は、政令でこれを定めることができる。

3 この法律で「都道府縣委員会」とは、都道府縣に設置する教育委員会を、「地方委員会」とは、市町村に設置する教育委員会をいう。

(権限)

第四條 教育委員会は、從來都道府縣若しくは都道府縣知事又は市町村若しくは市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）の権限に属する教育、学術及び文化（教育と

いう。以下同じ。）に關する事務、並びに將來法律又は政令により当該地方公共團體及び教育委員会の権限に属すべき教育事務を管理し、及び執行する。

2 大学及び私立学校は、法律に別段の定がある場合を除いては、教育委員会の所管に属しない。

(委員)

第七條 都道府縣委員会は七人の委員で、地方委員会は五人の委員でこれを組織する。

2 第三項に規定する委員を除く委員は、日本國民たる都

道府縣又は市町村の住民が、これを選挙する。

3 委員のうち一人は、当該地方公共團體の議会の議員のうちから、議会において、これを選挙する。

(任期)

第八條 選挙による委員の任期は四年とし、二年ごとにその半数を改選する。但し、補欠委員は、前任者の残任期間に在任する。

2 前項の任期は通常選挙の日から、これを起算する。

3 議会において選挙する委員の任期は、議員の任期中とする。

(教育長)

第四十一條 教育委員会には、教育長を置く。

2 教育長は、別に教育職員の免許に關して規定する法律の定める教育職員の免許状を有する者のうちから、教育委員会が、これを任命する。

3 教育長の任期は、四年とする。但し、再任することができる。

第四十二條 教育長は、教育委員会の指揮監督を受け、教育委員会の処理するすべての教育事務をつかさどる。

(事務局)

第九條 教育委員会の組織

第一節 教育委員会の委員

第九條 都道府縣委員会は七人の委員で、地方委員会は五人の委員でこれを組織する。

2 第三項に規定する委員を除く委員は、日本國民たる都

商船に関する学科
外國語に関する学科
美術に関する学科
音楽に関する学科
その他専門教育を施す学科として適當な規模及び内容があると認められる学科

教育委員会法（抄）

昭和二十三年七月十五日
法律第百七十号

第一章 総則

(この法律の目的)

第一條 この法律は、教育が不当な支配に服することなく、國民全体に対し直接に責任を負つて行われるべきであるという自覚のもとに、公正な民意により、地方の実狀に即した教育行政を行うために、教育委員会を設け、教育本来の目的を達成することを目的とする。

(設置)

第三條 教育委員会は、都道府縣及び市（特別区を含む。以下同じ。）町村にこれを設置する。但し、町村は、必要がある場合は、一部事務組合を設けて、組合に教育委

道府縣又は市町村の住民が、これを選挙する。

3 委員のうち一人は、当該地方公共團體の議会の議員のうちから、議会において、これを選挙する。

(任期)

第八條 選挙による委員の任期は四年とし、二年ごとにその半数を改選する。但し、補欠委員は、前任者の残任期間に在任する。

2 前項の任期は通常選挙の日から、これを起算する。

3 議会において選挙する委員の任期は、議員の任期中とする。

(教育長)

第四十一條 教育委員会には、教育長を置く。

2 教育長は、別に教育職員の免許に關して規定する法律の定める教育職員の免許状を有する者のうちから、教育委員会が、これを任命する。

3 教育長の任期は、四年とする。但し、再任することができる。

(事務局)

第四十二條 教育長は、教育委員会の指揮監督を受け、教育委員会の処理するすべての教育事務をつかさどる。

(事務局)

第九條 都道府縣委員会は七人の委員で、地方委員会は五人の委員でこれを組織する。

2 第三項に規定する委員を除く委員は、日本國民たる都

道府縣又は市町村の住民が、これを選挙する。

3 委員のうち一人は、当該地方公共團體の議会の議員のうちから、議会において、これを選挙する。

(任期)

第八條 選挙による委員の任期は四年とし、二年ごとにその半数を改選する。但し、補欠委員は、前任者の残任期間に在任する。

2 前項の任期は通常選挙の日から、これを起算する。

3 議会において選挙する委員の任期は、議員の任期中とする。

(教育長)

第四十一條 教育委員会には、教育長を置く。

2 教育長は、別に教育職員の免許に關して規定する法律の定める教育職員の免許状を有する者のうちから、教育委員会が、これを任命する。

3 教育長の任期は、四年とする。但し、再任することができる。

(事務局)

第四十二條 教育長は、教育委員会の指揮監督を受け、教育委員会の処理するすべての教育事務をつかさどる。

第四十三條 教育委員会の職務権限に属する事項に関する

事務を処理させるため、教育委員会に事務局を置く。

(事務局の部課)

第四十四條 都道府縣委員会の事務局には、教育委員会規則の定めるところにより、必要な部課(会計及び土木建築に関する部課を除く。)を置く。但し、教育の調査及び統計に関する部課並びに教育指導に関する部課は、これを置かなければならない。

2 地方委員会の事務局には、教育委員会規則の定めるところにより、必要な部課を置くことができる。

(事務局の職員)

第四十五條 都道府縣委員会の事務局に、指導主事、教科用図書 の 検定又は採択、教科内容及びその取扱、建築その他必要な事項に関する専門職員並びにその他必要な事務職員を置く。

2 地方委員会の事務局には、都道府縣委員会の事務局に準じて必要な職員を置く。

3 前二項に規定する職員の定数は、当該地方公共団体の條例で、これを定めなければならない。

4 第一項及び第二項の職員並びに学校の事務職員は、教育長の推薦により、教育委員会が、これを任命する。

第四十六條 指導主事は、教員に助言と指導を與える。但

し、命令及び監督をしてはならない。

第四十七條 教科用図書 の 検定又は採択、教科内容及びその取扱、その他特殊な事項に関する専門職員には、教員をもつて、これに充てることができる。但し、その期間中は、教員の職務を行わないことができる。

第三章 教育委員会の職務権限

(教育委員会の所管)

第四十八條 都道府縣委員会は、都道府縣の設置する学校その他の教育機関を、地方委員会は、当該公共団体の設置する学校その他の教育機関をそれぞれ所管する。

2 当該教育委員会は、その協議により、都道府縣の設置する高等学校を市町村に、又は市町村の設置する高等学校を都道府縣に移管することができる。

(教育委員会の事務)

第四十九條 教育委員会は、左の事務を行う。但し、この場合において、教育長に対し、助言と推薦を求められることができる。

一 学校その他の教育機関の設置及び廃止に関すること。

二 学校その他の教育機関の運営及び管理に関すること。

三 教科内容及びその取扱に関すること。

四 教科用図書 の 採択に関すること。

五 別に教育公務員の任免等に関して規定する法律の規定に基き校長及び教員の任免その他の人事に関すること。

六 教育委員会及び学校その他の教育機関の職員の任免その他の人事に関すること。

七 教員その他の教育関係職員の組織する労働組合に関すること。

八、学校その他の教育機関の敷地の設定及び変更並びに校舎その他建物の営繕、保全の計画及びその実施の指導に関すること。

九 教員その他の設備の整備計画に関すること。

十 教育委員会規則の制定又は改廃に関すること。

十一 教育委員会の所掌に係る歳入歳出予算に関すること。

十二 教育目的のための基本財産及び積立金の管理に関すること。

十三 教育事務のための契約に関すること。

十四 社会教育に関すること。

十五 校長、教員その他教育職員の研修に関すること。

十六 証書及び公文書類を保管すること。

十七 教育の調査及び統計に関すること。

十八 その他法律に別段の定のない、その所轄地域の教育事務に関すること。

第五十條 都道府縣委員会は、前條各号に掲げる事務を行う外、左の事務を行う。但し、この場合において、教育長に対し、助言と推薦を求められることができる。

一 別に教育職員の免許に関して規定する法律の定めるところに従い、教育職員の免許状を發行すること。

二 文部大臣の定める基準に従い、都道府縣内のすべての学校の教科用図書 の 検定を行うこと。

三 地方委員会に対し、技術的、専門的な助言と指導を與えること。

四 高等学校の通学地区の設定又は変更に関すること。

五 その他法令により、その職務権限に属する事項。

第五十一條 校長及び教員の任免、給與等の人事その他共通する必要な事項を決定するために、都道府縣内の地方委員会と都道府縣委員会が連合して協議会を設けることができる。

2 前項の協議会の決議は、全員一致によらなければならない。

3 協議会に關し必要な事項は、当該教育委員会の協議によつてこれを定めなければならない。

第五十二條 特別区の教育委員会については、第四十九條

第一項第三号及び第四号の規定は、これを適用せず、都
教育委員会がこれを行う。

(教育委員会規則)

第五十三條 教育委員会は、法令に違反しない限りにおい
て、その権限に属する事務に関し教育委員会規則を制定
することができる。

2 教育委員会規則は、一定の公告式により、これを告示
しなければならない。

(報告書の提出)

第五十五條 都道府県委員会は、地方委員会に対し、文部
大臣は、都道府県委員会及び地方委員会に対し、各所轄
区域の教育に関する年報その他必要な報告書を提出させ
ることができる。

附則

第七十條 大阪市、京都市、名古屋市、神戸市及び横浜市
(五大市という。以下同じ。)を除く市町村の教育委員会
の設置は、昭和二十五年十一月一日までにこれを行わな
ければならない。但し、その設置に関し必要な事項は政
令でこれを定めることができる。

第七十一條 この法律施行後都道府県又は五大市の教育委
員会が成立するまでの間、この法律により教育委員会が

行うべき事務は、なお従前の例により各相当機関がこれ
を行う。

第八十六條 教科用図書は、第四十九條第四号及び第五十
條第二号の規定にかかわらず、用紙割当制が廃止される
まで、文部大臣の検定を経た教科用図書又は文部大臣に
おいて著作権を有する教科用図書のうちから、都道府
委員会が、これを採択する。

第九十二條 教科書の発行に関する臨時措置法(昭和二十
三年法律第百三十二号)の一部を、次のように改正す
る。

第五條第一項、第六條第一項及び第二項、並びに第七
條第一項及び第二項中「都道府県知事」を「都道府県の
教育委員会」に改め、第七條中「国立の学校の長」を、
「市町村の教育委員会、国立及び私立の学校の長」に改
める。

教科書の発行に関する 臨時措置法

昭和二十三年七月十日
法律第百三十二号
改正 二二、七、一五法律一七〇

第一條 この法律は、現在の経済事情にかんがみ、教科書

の需要供給の調整をはかり、発行を迅速確実にし、適正
な価格を維持して、学校教育の目的達成を容易ならしめ
ることを目的とする。

第二條 この法律において「教科書」とは、小学校、中学
校、高等学校及びこれらに準ずる学校において、教科課
程の構成に應じて組織排列された教科の主たる教材とし
て、教授の用に供せられる児童又は生徒用図書であつ
て、文部大臣の検定を経たもの又は文部大臣において著
作権を有するものをいう。

2 この法律において「発行」とは、教科書を製造供給す
ることをいい、「発行者」とは、発行を担当するものをい
ふ。

第三條 教科書には、その表紙に「教科書」の文字を、そ
の末尾に著作者の氏名、発行者の氏名住所及び発行の年
月日、並びに印刷者の氏名住所及び印刷の年月日を記載
しなければならない。

2 著作者及び発行者が法人その他の団体であるときは、
団体名及びその代表者名を併記するものとする。

3 印刷者の住所と印刷所の所在地とが異なるときは、印
刷所の名称及びその所在地をも記載しなければならない。

第四條 発行者は、毎年、文部大臣の指示する時期に、発

行しようとする教科書の書目を、文部大臣に届け出なけ
ばならない。

第五條 都道府県の教育委員会は、毎年、文部大臣の指示
する時期に、教科書展示会を開かなければならない。

2 教科書展示会に関しては、省令をもつてその基準を定
める。

第六條 文部大臣は、第四條の届出に基き目録を作成し、
都道府県の教育委員会にこれを送付するものとする。

2 都道府県の教育委員会は、前項の目録を当該都道府県
の区域内にある第二條第一項に規定する学校に、配布す
るものとする。

3 発行者は、第四條によつて届け出た教科書の見本を、
前條の教科書展示会に出品することができる。

第七條 市町村の教育委員会、国立及び私立の学校の長
は、教科書の需要数を、都道府県の教育委員会に報告し
なければならない。

2 都道府県の教育委員会は、都道府県内の教科書の需要
数を、省令の定めるところにより、文部大臣に報告しな
なければならない。

第八條 文部大臣は、前條第二項の需要数を基礎にして、
発行者にその発行すべき教科書の種類及び部数を指示
(以下発行の指示という。)しなければならない。

第九條 文部大臣は、左の各号の一に当る事由があるときは、需要者の意思を考慮して、他の発行者に発行の指示を行うことができる。

一 需要者が教科書の発行に不十分なとき。
二 発行者の事業能力、信用状態が教科書の発行に不適当と認められるとき。

三 発行者が文部大臣の指示した発行を引き受けなからず。

四 第十四條又は第十五條の規定により発行の指示の全部又は一部を取り消したとき。

第十條 発行の指示を承諾した者は、省令の定めるところに従い、教科書を発行する義務を負う。

2 発行者は、教科書を各学校に供給するまで、発行の責任を負うものとする。

3 文部大臣は、必要に應じ、発行者から報告をとり、又はその業務の履行の状況を調査することができる。

第十一條 教科書の定価は、文部大臣の認可を経なければならぬ。

第十二條 発行者は、発行の指示を受けた日から十五日以内に、発行部数に應じて定価の三分にあたる保証金を、現金又は省令の定める種類の有價証券をもつて文部大臣に納めなければならない。

教科書の発行に関する臨時措置法施行規則

昭和二十三年八月十三日
文部省令第十五号

第一條 教科書の発行に関する臨時措置法（以下法といふ。）第三條の規定によつて、教科書の表紙に記載する「教科書」の文字は、「文部省検定済教科書」又は「文部省著作教科書」として用いるものとする。

第二條 法第四條の届け出は、毎年二月中に行うものとする。

2 同條の「発行しようとする教科書」とは、翌々年度用として発行しようとするすべての教科書を含む。

第三條 届出る教科書の書目は、書名、使用学校の種別、学年、教科、その他文部大臣の指示する事項を記載しなければならぬ。

2 前項の届け出の様式は、これを告示する。

第四條 都道府縣の教育委員会は、数個の地域において教科書展示会を開催することができる。

第五條 教科書展示会は、五月中にこれを行うものとし、毎年その開始の時期及び期間を指示する。

第十三條 保証金は、第十條の義務を履行した後でなければ、その還付を請求し又はその債権を譲渡することができない。

第十四條 第十條第一項の義務に違反する行為があると認めるときは、文部大臣は、発行の指示を取り消し、又はその後三年間、発行の指示を行わないことができる。

第十五條 第十二條に定める保証金の全部又は一部を納めない者に対しては、文部大臣は、発行の指示の全部又は一部を取り消すことができる。

第十六條 発行者において、第十條第一項の義務に違反する行為があると認められるときは、保証金は、これを國庫に帰属せしめることができる。

第十七條 この法律に定めるものの外、この法律施行のため必要な事項は、省令でこれを定める。

第十八條 この法律の規定は、教科書以外の教授上用いられる図書であつて、文部大臣の指定したものに、これを準用する。

附則

この法律は、公布の日から、これを施行する。

2 前項の指示は、告示をもつてこれを行う。

第六條 教科書展示会の出品教科書に対しては、その取扱上の差別をしてはならない。

第七條 文部大臣は、第二條の届け出に基いて目録を作成し、教科書展示会開催の日の二週間前までに、都道府縣の教育委員会にこれを送達するものとする。

2 都道府縣の教育委員会は、法第六條第二項に基いて、前項の目録を教科書展示会開催の前に配布するものとする。

第八條 法第六條第三項によつて教科書の見本を出品しようとする者は、教科書展示会開催の日の二週間前までに、都道府縣の教育委員会に、見本を届けなければならない。

2 前項による出品見本の数量は、これを告示する。

3 第一項の見本が、第九條によつて都道府縣の教育委員会に保存されているものと同じであるときは、保存本をもつてこれに代えるものとする。

4 前項の場合には、発行者は、その旨を文部大臣及び都道府縣の教育委員会に通知しなければならない。

第九條 都道府縣の教育委員会は、出品された見本を三年間保存しなければならない。

2 第八條第四項の通知があつたときは、都道府縣の教育

委員会は、保存本を出品するものとする。

第十條 教科書展示会は、一般にこれを公開することができる。

第十一條 都道府縣の教育委員会は、展示会の開催時期、場所等を周知徹底させなければならない。

第十二條 都道府縣の教育委員会は、左記の事項を、六月十日までに文部大臣に報告しなければならない。

一 展示会開催の場所及びその数

二 展示会來会者の状況

三 展示会の一般公開の期間

四 その他

第十三條 市町村の教育委員会、國立及び私立の学校の長は、需要教科書一種ごとに別表第一の教科書需要票三通を、都道府縣の教育委員会に提出しなければならない。

第十四條 都道府縣の教育委員会は、前項の教科書需要票を教科書ごとに分類し、その二組に別表第二の教科書需要集計票をつけて、文部大臣に提出しなければならない。

第十五條 都道府縣の教育委員会は、教科書の供給状況を、需要数と対比して報告するものとする。

第十六條 法第八條の発行の指示に關しては、用紙事情によつて、左の各号の措置をとることができる。

一 発行の順位を決めて指示を行うこと。
二 需要数を基礎にして、その一部について指示を行うこと。

第十七條 法第九條によつて、他の発行者に発行の指示をしたときは、文部大臣は、その旨を告示するものとする。

第十八條 発行の指示を承諾した者は、すみやかに製造工程に關する予定計算書、供給計画書及び定額の算出書を提出し、文部大臣の承認を経なければならない。

一九 文部大臣は、前項の計画に不適當と認める箇所があるときは、その変更を命ずることができる。

二十 第一項の書類に記載すべき事項は、文部大臣の指示するところによる。

第二十一條 前條第一項の計画書又は算出書に変更を加える必要が生じたときは、発行者は理由を添えて文部大臣の承認を求めることができる。

第二十二條 第十八條第一項の規定による定額の算出書について、文部大臣の承認があつたときは、算出書の價格を法第十一條の定額とする。

二 前項の定額は、これを告示するものとする。

第二十三條 発行者は、教科書を、その供給計画書に記載した時期までに供給しなければならない。

第二十二條 供給する教科書の用紙、印刷及び製本は、出品した見本と同等のものでなければならぬ。

第二十三條 発行者は、用紙及びその他の資材の入手状況、その在庫量、使用量を明らかにしなければならない。

二 発行者は、在庫教科書の保管に注意し、その供給状況を明らかにしなければならない。

第二十四條 文部大臣は、必要に應じて、発行者に、用紙その他の資材の入手、保管、消費の状況又は教科書の製造、供給の状況について報告を求め、あるいは職員を派遣してそれらを調査し、又はそれらに關する帳簿書類の提示を求めることができる。

第二十五條 法第十二條の有價証券は、これを國債とする。

第二十六條 保証金納付の時期までに定額が未定であるときは、文部大臣の指示する予定定額によつて、保証金を納めるものとする。

二 前項の定額が決定したとき又は定額に変更のあつたときは、その差額をすみやかに清算しなければならない。

第二十七條 発行者が第十八條から第二十四條までの義務を履行したときは、納付の保証金は、請求の日から一箇月以内に、これを返還しなければならない。

第二十八條 文部大臣が法第十四條又は第十五條に基く処分をしたときは、理由をつけて告示するものとする。

第二十九條 法第十八條の指示は、告示をもつてこれを行う。

附則

第三十條 この規則は、公布の日から、これを施行する。

第三十一條 教育委員会が設置されるまでの間、この規則に於いて「都道府縣の教育委員会」とあるのは、「都道府縣知事」と、第十三條に於いて「市町村の教育委員会」とあるのは、「公立の学校の長」と読みかえるものとする。

第三十二條 この規則にかかわらず、昭和二十四年度使用教科書に關する特例を次のように定める。

一 第二條の届け出はこれを要しない。

二 第五條にかかわらず、教科書展示会は、八月二十五日から一週間これを行うこととする。

三 第七條第一項にかかわらず、目録は、文部大臣がこれを作成し、教科書展示会開催の前日までに都道府縣知事に送達することとする。

四 第七條第二項にかかわらず、都道府縣知事は、教科書展示会の会場において、目録を配布することができる。

別表第一

わら半紙 $\frac{1}{2}$ 大(B5判182mm×257mm)

教科書需要票									
学 校 名					教科書番号				
学 校 所 在 地					第一希望				
取次供給所名同責任者名					第二希望				
取次供給所所在地									
教科書符号		科 目		使用学年		教 科 書 名			
発行所		学 校		教科書					
第一希望									検 文
第二希望									検 文
需 要 部 数		教師用部数		児童又は生徒用部数		合 計		備 考	
教師及び児童又は生徒の予定数		教 師 数		児 童 又 は 生 徒 数		合 計			
昭和 年 月 日				学 校 長 氏 名				印	
昭和 年 月 日				取 次 責 任 者 氏 名				印	

別表第二

わら半紙 $\frac{1}{2}$ 大(B5判182mm×257mm)

都・道・府・縣教科書需要集計票									
科 目			使用学年			教 科 書 符 号			
						発行所 学 校 教科書			
						検 文			
需 要 部 数		教師用部数		児童又は生徒用部数		合 計		備 考	
教師及び児童又は生徒の予定数		教 師 数		児 童 又 は 生 徒 数		合 計			
昭和 年 月 日					集計責任者 都 道・府・縣教育委員会 印				

五 第十四條にかかわらず、提出の期限は、九月二十日とする。

第三十三條 教科用図書検定規則（昭和二十三年文部省令第四号）の一部を次のように改正する。

第七條中、「表紙又は」を削る。

教科用図書委員会官制

昭和二十二年十二月十九日
政令第二百七十六号

教科用図書委員会官制を改正する政令をここに公布する

教科用図書委員会官制

第一條 教科用図書委員会は、文部大臣の監督に属し、教科用図書に関する重要事項を調査審議する。

委員会は、前項の調査審議の結果を文部大臣に報告し、及び文部大臣の諮問した教科用図書に関する重要事項について答申するものとする。

第二條 委員会は、委員三十八人でこれを組織する。

特別の事項を調査審議するため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。

第三條 委員は、政治、教育、文化、実業、勤労等の各界における学識経験のある者の中から、文部大臣が定める

方法で文部大臣又は都道府縣知事が選出した者について、文部大臣がこれを命ずる。但し、委員のうち十五人以上は、都道府縣知事の選出した者でなければならぬ。

臨時委員は、学識経験のある者の中から、委員会の承認を得て、文部大臣がこれを命ずる。

第四條 委員の任期は、二年とする。

委員に欠員を生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

臨時委員は、特別の事項の調査審議が終了したときは、退任するものとする。

第五條 委員会に、委員の互選による委員長及び副委員長各一人を置く。

委員長及び副委員長の任期は、一年とする。

第六條 委員会に、専門の事項を調査させるため、専門調査員を置くことができる。

専門調査員は、学識経験のある者の中から、委員会の承認を得て、文部大臣がこれを命ずる。

第七條 委員長は、会務を総理する。

副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

第八條 委員会は、文部大臣に対し、文部大臣若しくは文

部内職員の出席説明又は資料の提出を求めることができる。

文部大臣及び文部部内職員は、委員会に出席して意見を述べることができる。

第九條 委員会の運営その他委員会に關して必要な事項は、委員会がこれを定める。

第十條 委員会に、幹事を置く。

幹事は文部省職員の中から、文部大臣がこれを命ずる。

幹事は、委員長の指揮を受けて、庶務を整理する。

第十一條 委員会に書記を置く。

書記は、文部省職員の中から、文部大臣がこれを命ずる。

書記は、上司の指揮を受けて、庶務に従事する。

附則

この政令は、公布の日から、これを施行する。

この政令施行の後、最初に命ぜられる委員のうち半数の者の任期は、第四條第一項の規定にかかわらず、一年とする。

前項の半数の者は、くじでこれを定める。

教科用図書委員会官制第三條の規定による委員候補者選出の方法

昭和二十二年十二月十九日
文部省告示第六十四号

教科用図書委員会官制第三條の規定による委員候補者選出の方法を次のように定める。

教科用図書委員会委員候補者選出方法

- 一 教科用図書委員会委員候補者の選出を行うため、各都道府縣知事より一名ずつ選出せられた学識経験者をもつて、協議会を組織する。
- 二 協議会は、その協議員及び文部大臣の推薦した者の中からおおむね三対一の比率で委員候補者を選出するものとする。
- 三 官制第四條第一項及び附則第二項の規定により、委員の半数の者の任期が満了になるときは、任期満了の前日に、委員会において第二に準じ後任の委員の候補者を選出するものとする。

教科用図書検定規則

昭和二十三年四月三十日
文部省令第四号
昭和二十三年八月十三日
文部省令第十五号
改正
昭和二十三年八月十五日
文部省令第...号
文部省令第...号

教科用図書検定規則を次のように改める。

教科用図書検定規則

第一條 教科用図書の検定は、その図書が教育基本法及び学校教育法の趣旨に合し、教科用に適することを認めるものとする。

この規則において教科用図書（以下図書という。）とは、小学校、中学校、高等学校及びこれらに準ずる学校の児童又は生徒が用いるため、教科用として編修された図書をいう。

第二條 図書の検定は、教科用図書検定委員会の答申にもとづいて、文部大臣が行う。

第三條 図書の著作者又は発行者は、その図書の検定を文部大臣に申請することができる。

第四條 図書の検定は、原稿審査、校正刷審査及び見本審査の三段階を経て完了する。

第五條 図書の検定を受けようとする者は、別記様式第一号の原稿審査申請書に、原稿七部、その英訳三部及び検定審査料を添えて文部大臣に提出するものとする。
検定審査料は原稿一枚につき十五円の割合による。但し、一件三千円未満のものは三千円とする。
すでに納めた検定審査料は、これを返さないものとする。

第六條 原稿審査を経た者は、校正刷三部を文部大臣に提出するものとする。
前項の審査を経た者は別記様式第二号の見本審査申請書に、見本本十二部を添えて、文部大臣に提出するものとする。

第七條 検定を経た図書には、そのとびらに「年月日文部省検定済」及びその図書の用いられる学校、教科の種類を明記しなければならない。

第八條 検定を與えられた図書の冊数又は定價を変更しようとするときは、文部大臣の承認を受けなければならない。

第十二條により公告した図書の名称、著作者の氏名及び発行者の住所氏名等に異動を生じ、その記載方を変更したときは、文部大臣に届け出なければならない。

第九條 検定の効力は改訂を加えた図書には、及ばない。

のとする。

第十條 検定申請中の図書又は検定を得た図書を改訂しようとする者は、別記様式第三号の改訂申請書に、改訂原稿七部、その英訳三部及び第五條第二項による検定審査料の半額に相当する金額を添えて、文部大臣に提出しなければならぬ。

第十一條 この規則において改訂とは、文章、字句、さし絵を増減校訂し、記述の方法若しくはさし絵、ページ数、行数、字体、判型を変更し又は注解、附録、序文等を加除変更する場合を含むものとする。

前項の改訂がページ数の四分の一以上にわたるものは、第五條及第六條により検定の申請をしなければならぬ。

第十二條 検定を與えた図書は、その名称、ページ数、定價、目的とする学校、教科の種類、検定及び発行の年月日、著作者の氏名及び発行者の住所氏名等を官報に公告する。

発行を中止した図書についても前項と同様官報に公告する。

附則

この省令は、公布の日から、これを施行する。

この省令は、昭和二十四年度以降使用の図書につき、こ

れを適用する。

従前の規則により昭和二十一年二月二十三日以後において検定を與えた図書は、この規定により検定を與えたものとみなす。

別記

様式第一号

教科用図書検定原稿審査申請書

受付番号	月日付	一、図書名 (巻冊の記号) 二、著作者職氏名 (分担執筆者の場合は連記)	一、使用学校 二、使用学年 三、使用学科 (高等学校だけ) 四、使用教科	一、判型 二、製本様式 三、予定ページ数	一、原稿枚数 二、さし絵、図表の数量 三、著色の度数数量
右の原稿について審査を願いたく原稿七部及びその英訳三部印刷製本見本一部、審査料金を添えて申請します。 年 月 日 著作者又は発行者住所(電話) 氏 名 印 (担当事務者ある場合はその電話番号氏名を連記する) 文部大臣あて					

月受 日付	番受 号付	教科用図書検定見本本審査申請書	
		一、図書の記号名 (巻・冊の記号) 二、著作者職氏名 (分担執筆者は連記)	一、使用学校 二、使用学年 三、使用学科 (高等学校だけ) 四、使用教科
		一、使用学校 二、使用学年 三、使用学科 (高等学校だけ) 四、使用教科	一、使用学校 二、使用学年 三、使用学科 (高等学校だけ) 四、使用教科
		一、総ページ数 二、改訂ページ数	校正刷 一、採択年月日

右の図書について検定の審査を願いたく見本本十二部を添えて申請します。

年 月 日

発行者住所(電話)
氏 名 印

文部大臣あて

注 受付番号は原稿審査受付番号と同一とする。

月受 日付	番受 号付	検定教科用図書改訂申請書	
		一、図書の記号名 (巻・冊の記号) 二、著作者職氏名 (分担執筆者は連記)	一、使用学校 二、使用学年 三、使用学科 (高等学校だけ) 四、使用教科
		一、使用学校 二、使用学年 三、使用学科 (高等学校だけ) 四、使用教科	一、使用学校 二、使用学年 三、使用学科 (高等学校だけ) 四、使用教科
		一、総ページ数 二、改訂ページ数	改訂の理由

右の図書を改訂いたしたく改訂原稿の写七部及びその英訳三部審査料金を添えて申請します。

年 月 日

著作者又は発行者住所(電話)
氏 名 印

(担当事務者ある場合はその電話番号氏名を連記する)

文部大臣あて

教科用図書 の 検定要領

昭和二十三年二月三日
文部省告示第七号

教科用図書の検定は、教科用図書委員会の審議に基づいて検定に関する規準等が制定されるまでの間左の要領によつてこれを行う。

一 小学校、中学校及び高等学校（中等学校）の教科用図書の検定は、その図書の内容が学習指導要領に準拠しているかどうか、その図書の構成、印刷、ページ数、用紙、定價等が適当かどうかを調査するものとする。但し、学習指導要領に準拠しがいときは、現に発行

されている文部省教科用図書又は、文部省検定済教科用図書の例による。

二 検定の出願を受理する教科用図書の範囲は、小学校、中学校及び高等学校（中等学校）用として、現に発行されている教科用図書の範囲とする。

三、教科用図書の分量は、現に発行されている教科用図書の分量を基準とする。但し、高等学校の教科用図書については、別に考慮するものとする。

附 則

昭和八年文部省告示第二百十二号及び昭和十四年文部省告示第十九号は、これを廃止する。

二にかかわらず、検定を受理する教科用図書についてはその都度文部省の発表するところによる。

昭和二十五年以降使用教科用図書検定受付種目

（文部省告示第八十五號 昭和二十三年十月十五日）

小学校	教科書名	学 年						備 考
		1	2	3	4	5	6	
國語		○	○	○	○	○	○	一七六二五六二五六三一六三一六三一六
ローマ字				○	○	○		七二 七二 九六

中学校	教科書名	学 年			学年別検定受理教科書ページ数	備 考
		1	2	3		
國語		○	○	○	二四〇	二四〇
ロイヤル字		○	○	○	九六	九六
習字		○△	○△	○△	三三二	三三二
日本文法			○	○	九六	九六
社会		○	○	○	五三六	四〇〇
歴史			○		二四八	四〇〇
地理		○	○	○	二二〇(B5)	三三四
算数		○△	○△	○	九六二〇〇	二四八二九六三四四三四四
理科		○△	○	○	一四四一四四	一四四三九二四〇〇四〇〇
音楽		○	○	○	六四	六四 六四 八〇

学校	教科書名	学年			学年別検定受理教科書ページ数	備考
		1	2	3		
高等 学校	物理	○	○	○	四九六	
	化学	○	○	○	四九六	
	生物	○	○	○	五七六	
	地学	○	○	○	四九六	
	音楽(一般)	○	○	○	六四 (B5)	六四 (B5)
	音楽(器楽)	○	○	○	九六 (B5)	六四 (B5)
	英語	○	○	○	一一二	一一二
	英作文文法	○	○	○	八〇	八〇
	一般家庭	○	○	○	一一〇	
	家族					九六
保育		○			五六	
家庭経理		○			八〇	
住居	○				五六	

食	被	家庭衛生
○	○	○
一六〇	四〇〇	三二

注意

- 一、○印は検印を受け付ける学年を示す。
- 二、△印のついてるものは、教師使用の分だけ発行される予定であるが、昭和二十五年使用の用紙事情によつては、児童生徒用も発行されるかもしれない。
- 三、二冊分以上に分けて申請する場合でも、その使用学年を通じて全部が完成していなければ受理しない。
- 四、各教科書名の下の学年別検定受理教科書ページ数の欄に記載してある数字は各学年における検定を受理する教科書(A五判にて)のページ数の限界の概略を示す。(A五判以外の場合はその割合で換算すること。)
- 五、ローマ字教科書の検定申請原稿は、ヘボン・訓令式、日本式のどれか一つでよいが、原稿審査に合格した場合は採択学校の希望に應じるため、ヘボン式及び訓令式(あるいは日本式)の両方を編修しなければならない。
- 六、高等学校普通課程の職業並びに実業課程の教科書検定付種目は追つて発表する。
- 八、地図及び世界史の検定基準は目下作成中であるからでき次第発表する。

小學校教科用圖書翻刻發行

二關スル規程

小學校教科用圖書翻刻發行ニ關スル規程ヲ定ムルコト左
ノ如シ

小學校教科用圖書翻刻發行ニ關スル規程

明治四十二年十月二日
文部省告示第二百五十四號

第一條 文部省ニ於テ著作權ヲ有スル小學校教科用圖書ハ
本規程ニ基キ其ノ翻刻發行ヲ日本書籍株式會社、東京書

籍株式会社及び大阪書籍株式会社ニ許可ス
各會社ハ前項ノ圖書ヲ文部大臣ノ指定スル區域ニ供給
スベシ

各會社ニ續刻發行ヲ許可スル圖書ノ割合ハ文部大臣之
ヲ指定ス但シ其ノ割合ハ必要ニ依リ之ヲ變更スルコトア
ルベシ

第二條 續刻發行ハ昭和二十四年度所要分ニ限リ之ヲ許可
ス但シ續刻發行ニ於テ此ノ規程ニ違背シタルトキ若ハ
其ノ信用缺乏シ又ハ其ノ業務株主ノ行動等ニシテ不都合
アル場合ハ期限内トイエトモ許可ヲ取消スコトアルヘシ
續刻發行ニハ許可満期ノ場合ニ於テ繼續許可ヲ出願スル
コトヲ得

第三條 續刻發行者ハ文部大臣ノ承認ヲ受クルニ非サレハ
其ノ業務ヲ廢スルコトヲ得ス

續刻發行許可満期ニ至ルモ文部大臣ニ於テ必要ト認メ
タルトキハ二箇年度以内業務ノ繼續ヲ命スルコトアルヘ
シ
第三條ノ二 第一條ノ許可ヲ受ケタル者ハ許可以外ノ業務
ヲ行フコトヲ得ス但シ特ニ文部大臣ノ承認ヲ受ケタル場
合ハ此ノ限ニアラス

第四條 各續刻發行者ノ毎年發行スヘキ圖書ノ種類及冊數
ハ文部大臣之ヲ指定ス但シ指定以前ニ於テ製造ニ著手セ

検査ヲ受クヘシ
圖書ハ前項ノ検査ヲ經タル上ニアラサレハ發行スルコ
トヲ得ス

第十三條 圖書ノ文字ノ大小、圖書、卷數、枚數、頁數、
行數及毎行ノ字數其ノ他圖書ノ種類ニ依リ特ニ定ムル事
項ハ文部省ノ見本ト同一ナルコトヲ要ス

第十四條 文部省ニ於テ圖書ノ見本ニ修正ヲ加ヘタルトキ
ハ特ニ定ムル期限後ハ從前ノ見本ニ依リテ續刻シタル圖
書ヲ供給スルコトヲ得ス
修正圖書ハ第十二條ノ規定ニ準シ検査ヲ經タル上ニア
ラサレハ發行スルコトヲ得ス

第十五條 圖書ノ用紙、印刷及製本ハ第十二條第一項ノ檢
査ヲ經タル見本ト同一ナルコトヲ要ス
第十六條 圖書ニハ各冊尾ニ第十二條第一項ノ検査濟年月
日及定價ヲ記載スヘシ
第十七條 續刻發行者ハ續刻發行許可手数料トシテ發行圖
書一冊毎ニ別表ノ基準ニヨツテ算定サレタ金額ヲ納付ス
ヘシ
手数料ノ納付期限ハ文部大臣之ヲ指定ス

第十七條ノ二 續刻發行者ハ前條ノ手数料納付済ニ係ル冊
數ヲ超エテ供給スルコトヲ得ス
第十八條 圖書ハ定價ヲ超エテ供給スルコトヲ得ス

ントスルトキハ其ノ種類及冊數ヲ具シ文部大臣ノ承認ヲ
受クヘシ

續刻發行者前項ノ指定ヲ受ケタルトキハ更ニ之ヲ各卷
ニ分配シタル圖書ヲ製シ文部省ニ提出スヘシ

第五條 續刻發行者ニ於テ毎年發行スヘキ圖書ノ冊數ヲ變
更セントスルトキハ事情ヲ具シ文部大臣ノ承認ヲ受クヘ
シ
第五條ノ二 續刻發行者ハ文部大臣ノ承認ヲ受クルニ非サ
レハ製版、印刷又ハ製本ヲ他ニ委託スルコトヲ得ス

第六條 續刻發行者其ノ工場、倉庫及事務所ノ設置又ハ變
更ヲ爲サントスルトキハ文部大臣ノ承認ヲ受クヘシ
第七條 續刻發行者ハ耐震耐火ノ倉庫ヲ設ケ圖書ノ原版其
ノ他重要ナル物品ヲ格納スヘシ

第八條 續刻發行者ハ都道府縣内ニ少クトモ一箇ノ支店又
ハ特約供給所ヲ設ケ其ノ下ニ若干ノ取次供給所ヲ置キ各
其ノ供給區域ヲ劃シ圖書供給及ヲ圖ルヘシ
第九條 文部大臣ニ於テ特約供給所又ハ取次供給所ヲ不適
當ト認メタルトキハ續刻發行者ニ對シ之ヲ廢止又ハ變更
ヲ命スルコトヲ得

第十條 (削除)
第十一條 圖書ノ定價及用紙ノ標準ハ別ニ之ヲ告示ス
第十二條 續刻發行ハ各圖書ノ見本三部ヲ文部省ニ提出シ
第十九條 續刻發行者ハ文部大臣ヨリ發行冊數ノ指定若ハ
承認ヲ受ケタルトキハ速ニ圖書製造ノ工程ニ關スル豫定
計畫書ヲ提出スヘシ

前項ノ豫定計畫書ヲ不適當ナリト認ムルトキハ文部大
臣ハ之ヲ變更ヲ命スルコトアルヘシ
第二十條 續刻發行者ハ圖書ヲ其ノ使用期二十日前マテニ
各地給所ニ到達スル様發送スヘシ

第二十一條 續刻發行者ハ常ニ在庫圖書ノ種類冊新ヲ明瞭ナ
ラシメノ其保管ニ關シ十分ノ注意ヲ爲シ且時々地方ニ於
ケル需要供給ノ狀況ヲ取調ヘ若ハ發行冊數ニ不足ヲ生ス
ルノ見込アルトキハ速ニ文部省ニ申出ツヘシ

第二十二條 圖書ノ製造遅延シ供給ニ支障アリト認メタル
トキハ文部大臣ハ其ノ製造ヲ一時他ニ委託セシメ又ハ續
刻發行ノ許可ヲ取消スコトアルヘシ
文部大臣ニ於テ第十一條乃至第十七條ニ違反セリト認
メタル圖書ニ就テハ廢棄又ハ改良等必要ナル處分ヲ命ス
ルコトアルヘシ

第二十三條 圖書ノ續刻發行及保管ニ要スル工場、倉庫其
ノ他ノ設備不完全ナリト認ムルトキハ文部大臣ハ之ヲ増
設又ハ改良ヲ命スルコトアルヘシ
第二十四條 圖書ノ供給ニ關スル施設ニシテ供給上不便ト
認メタルトキハ文部大臣ハ之ヲ改良ヲ命スルコトアルヘシ

シ

第二十五條 文部大臣ハ編纂趣意書其ノ他圖書ノ利用上必要ナル印刷物ヲ無償ニテ製造頒布セシムルコトアルヘシ

第二十六條 左ノ事項ハ總テ文部大臣ノ承認ヲ受クヘシ

- 一 會社ノ取締役監査役並代表者ノ選任
- 二 株式ノ讓渡
- 三 定款
- 四 各種積立金ノ使用
- 五 用紙ノ購入契約
- 六 公債以外ノ有價証券ノ取得
- 七 工場備付重要機器ノ移動又ハ讓渡

第二十六條ノ二 各會社ハ他ノ會社ノ株式ノ引受又ハ讓渡ヲナスコトヲ得ス

第二十七條 各會社ノ利益配當ハ拂込資本金ニ對シテ年八分ヲ超ユルコトヲ得ス

第二十八條 文部大臣ハ必要ニ應ジ吏員ヲ派シテ圖書ノ製造供給及會計其ノ他ノ業務ノ實況ヲ検査シ若ハ無償ニテ原料見本ヲ收去シ又ハ帳簿及書類ノ提出ヲ命スルコトアルヘシ

第二十八條ノ二 鑿刻發行者ハ圖書ノ製造供給及會計ニ關スル證憑書類ヲ備ヘ五箇年以上之ヲ保存スヘシ

第二十九條 文部大臣ニ於テ公益上必要ト認ムルトキハ此

ノ規程ノ條項ニ修正ヲ加フルコトアルヘシ

第三十條 以下第三十六條まで削除

別表

鑿刻發行許可手数料算定基準

部	数	定價ニ對スル手数料率	部	数	定價ニ對スル手数料率
一万部未満	一六・六	八・〇			九・〇
一万部以上	一六・三	八・五			八・八
一・五	一五・六	九・〇			八・六
二・〇	一四・八	九・五			八・四
二・五	一三・九	十・〇			八・三
三・〇	一三・二	一・一			七・九
三・五	一二・六	一・二			七・六
四・〇	一二・一	一・三			七・四
四・五	一一・六	一・四			七・一
五・〇	一一・一	一・五			六・八
五・五	一〇・六	一・六			六・七
六・〇	一〇・一	一・七			六・五
六・五	九・八	一・八			六・三
七・〇	九・五	一九・〇			六・二
七・五	九・二	二〇・〇			六・〇

部	数	定價ニ對スル手数料率	部	数	定價ニ對スル手数料率
二一・〇	〃	五・八			三・七
二二・〇	〃	五・七			三・六
二三・〇	〃	五・六			三・五
二四・〇	〃	五・五			三・四
二五・〇	〃	五・三			三・三
二六・〇	〃	五・二			三・二
二七・〇	〃	五・二			三・二
二八・〇	〃	五・一			三・一
二九・〇	〃	五・〇			三・〇
三十万	〃	四・八			二・九
三一・〇	〃	四・七			二・八
三二・〇	〃	四・六			二・七
三三・〇	〃	四・五			二・六
三三・〇	〃	四・四			二・五
三七・〇	〃	四・四			二・五
三九・〇	〃	四・三			二・四
四十万	〃	四・二			二・四
四一・〇	〃	四・一			二・三
四二・〇	〃	四・〇			二・二
四四・〇	〃	三・九			二・一
四六・〇	〃	三・九			二・〇
四八・〇	〃	三・八			一・九

中学校通信教育規程(抄)

昭和二十二年十月二十九日
文部省令第二十五号

中学校通信教育規程

第一條 学校教育法第五條の規定により、中学校が通信による教育(以下通信教育と称する)を行う場合は、この規程の定めるところによる。

第二條 中学校の通信教育を受けることのできる者は、昭和二十一年三月三十一日以前の尋常小学校卒業者及び國民学校初等科修了者に限る。

第四條 前條の通信教育に関する規則中には、少くとも左の事項を記載しなければならない。

- 一 教科課程に関する事項
- 二 指導に関する事項
- 三 試験方法及び課程修了の認定に関する事項
- 四 通信により教育を受ける生徒(以下通信教育生と称する)の定員及び職員組織に関する事項
- 五 入学、編入、退学、轉学に関する事項
- 六 入学科及び各教科別受講費に関する事項

前項第一号乃至第三号及び第五号に関する事項は、通信教育指導要領の基準によらなければならない。

第十條 学校教育法施行規則……第二十九條……及び第五十三條、第五十四條……の規定は、中学校の通信教育に、これを準用する。

高等学校通信教育規程（抄）

昭和二十三年五月二十日
文部省令第五号

高等学校通信教育規程

第一條 学校教育法第四十五條の規定により高等学校の行う通信教育は、この規定の定めるところによる。

第二條 高等学校は、当該都道府県を地域として通信教育を行うことができる。

高等学校は、当該都道府県外の地域の者に対しても、監督廳が適当と認めた場合には、通信教育を行うことができる。

第五條 通信教育を行う高等学校の教科課程、学習指導、試験方法及び課程終了の認定に関する事項、並びに入学退学、轉学、轉籍に関する事項は、通信教育指導要領の基準によらなければならない。

第十二條 学校教育法施行規則……第五十八條……の規定は、高等学校の通信教育に、これを準用する。

圖書一種につき原稿の写五部を添えて、別記様式第三号による原稿審査申請書を監督廳に出さなければならない。

第七條 原稿審査を経た発行者は、審査の日から六箇月以内に校正刷の検査を経た上、見本本五部と定價の百倍に相当する手数料を添えて、別記様式第四号による見本本検査申請書を監督廳に出さなければならない。

原稿審査を経た著者がこれを発行しようとするときは、別記様式第二号添附書類二乃至四による資格審査を経た発行者に前項の手続をとらせなければならない。

第八條 発行者が監督廳の承認の下に、檢定を得た圖書の定價を増加するときは、前條に基く手数料の差額を追納しなければならない。

第九條 無料で配ることを目的とする圖書の檢定手数料は、監督廳が別にこれを指定する。

第十條 発行者が一度納めた手数料は、これを返さない。

第十一條 檢定を得た圖書には、年月日・監督廳檢定済・中学校通信教育用の文字を每冊の表紙又は奥附に明記しなければならない。

修正を加えた圖書には、修正の認可を得た年月日を併記しなければならない。

第十二條 檢定を得た後、圖書の冊数又は定價を変更しよ

中学校通信教育用学習図書

昭和二十二年十二月四日
文部省令第二十八号

中学校通信教育用学習図書檢定規則

第一條 中学校通信教育用学習図書（以下図書という。）

の檢定は、その圖書が中学校の教科用圖書に対する学習図書として、学校教育法及び中学校通信教育規程による中学校の通信教育の学習用に適するものであることを認定するものとする。

第二條 圖書の檢定は、別に定める通信教育委員会の推薦に基いて、監督廳がこれを行う。

第三條 圖書の著者又は発行者は、その圖書の檢定を監督廳に申請することができる。

第四條 圖書の檢定は、企画審査・原稿審査・校正刷検査見本本検査の四段階を経て完了する。

第五條 圖書の檢定を受けようとする者は、別記様式第一号の檢定申請書に別記様式第二号による企画審査申請書を添えて監督廳に出さなければならない。

第六條 企画審査を経た者は、審査の日から六箇月以内に

うとするときは、監督廳の承認を受けなければならない。

第二十條により告示した発行の年月日・著者の氏名及び発行者の住は氏名等に異動を生じ、圖書中その記載方を変更したときは、監督廳に届出でなければならない。

第十三條 監督廳は、教科課程その他重要事項の改正によつて、檢定を與えた圖書の一部に修正の必要を認めたとときは、通信教育委員会の議を経て、檢定を得た者にその旨を指示して修正させることがある。

第十四條 檢定を得た圖書に修正を加た場合は、修正原稿の写五部を添えて、別記様式第五号による修正申請書を監督廳に出さなければならない。

第十五條 本規則で修正と称するのは、圖書の名称を変更し、文章・字句・さし絵を増減校訂し、ページ数、行数、字体・判型を変更し、又は注解・附録・序跋を加除変更する場合を包含するものとする。

第十六條 檢定の有効期間は、三年とする。但し、通信教育生の使用途中において有効期間の終るものは、その学習が終るまで使用することができる。

前項の有効期間は、修正の認可を得た場合においても更新されない。

第十七條 檢定の有効期間の延長を申請する発行者は、期間満了の六箇月以前に第七條に準じてその旨の申請をし

なければならぬ。

前項の申請の際修正を伴うものは、同時に修正の申請をしなければならぬ。

第十八條 検定を得た図書が発行者は、その図書の供給を止めようとするときは、監督廳の承認を受けなければならない。

第十九條 左の場合には、監督廳は通信教育委員会の議を経て、その図書の検定を取消することができる。

一 教科課程、その他重要事項の改正によつて、検定を與えた図書の全面的変更を必要とするに至つたとき。

二 検定を得た者がこの規則に違反したとき。

第二十條 検定を與えた図書は、その名称・ページ数・定價・目的とする学校・学年・教科の種類・発行及び検定の年月日・著者の氏名及び発行者の住氏名等を官報により告示する。

検定を取消した図書についても前項と同様とする。

附則

第二十一條 この省令は、公布の日からこれを施行する。

第二十二條 この省令における監督廳は、当分の間文部大臣とする。

第二十三條 学校教育法第九十八條第一項の規定により、従前の規定による学校として存続する中学校・高等女学

校及び実業学校の行う通信教育の学習図書の検定については、この規則を準用する。但し、第一條中、中学校通信教育規程は、これを昭和二十二年文部省令第二十四号（学校教育法第九十八條第一項の規定により従前の規定による学校として存続する中学校・高等女学校及び実業学校の通う通信教育に関する規程）と読みかえるものとする。

別記

様式第一号

通信教育用学習図書検定申請書

一、図書名

〔使用学校、学年、学科（又は教科）

右の図書について検定を願いたく、発行企業審査申請書を添えて、申請します。

年 月 日

著者 住所（電話）

又は 発行者 氏 名 印

文部大臣あて

様式第二号

通信教育用学習図書企画審査申請書

一、図書名

二、著者名、職名（分担執筆者ある場合は連記）

三、使用学校、学年、学科（又は教科）

四、巻冊の記号、予定ページ数、判形、製本様式

五、予定定價

六、編修方針

右の図書の企画について審査を願います。

年 月 日

著者 住所（電話）

又は 発行者 氏 名 印

文部大臣あて

添付書類

一、著者（分担執筆者）の履歴及び従來の著作図書名、発行年月日

二、発行者及び主な役員、責任編修者の履歴

三、発行者の資金関係を証明するに足る参考資料

四、発行所の沿革概要と業務機構並びに従來の主な発行図書名とその著者名

〔注〕申請者が著者であるときは、一つのみ添付のと。

様式第三号

通信教育用学習図書原稿審査申請書	
図書名 又 は 学 年、学 科 又 は 教 科	使用学 校 学 年、学 科 又 は 教 科
ペー ジ 数	卷 冊 の 記 号
採 択 番 号	企 画 審 査 採 択 番 号
著者の氏名職名 (分担執筆者あ る場合は連記)	著者の氏名職名
備 考	備 考

右の原稿について、審査を願いたく、写五部を添えて申請します。

年 月 日

文部大臣あて

著者又は
発行者

住 所 (電話)
氏

名 印

様式第四号

通信教育用学習図書見本検査申請書	
図書名 又 は 学 年、学 科 又 は 教 科	使用学 校 学 年、学 科 又 は 教 科
ペー ジ 数	卷 冊 の 記 号
採 択 番 号	原 稿 審 査 採 択 番 号
検査採択 年月日 番 号	校 正 刷 検 査 採 択 年 月 日 番 号
著者の氏名職名 (分担執筆者あ る場合は連記)	著者の氏名職名
備 考	備 考

右の図書について検査を願いたく、見本本五部手数料金 円を添えて、申請します。

年 月 日

文部大臣あて

著者又は
発行者

住 所 (電話)
氏

名 印

小学校の教科課程表

学科 教科	1	2	3	4	5	6
国語	175(5)	210(6)	210(6)	245(7)	210—245 (6—7)	210—280 (6—8)
社会	140(4)	140(4)	175(5)	175(5)	175—210 (5—6)	175—210 (5—6)
算数	105(3)	140(4)	140(4)	140—175 (4—5)	140—175 (4—5)	140—175 (4—5)
理科	70(2)	70(2)	70(2)	105(3)	105—140 (3—4)	105—140 (3—4)
音楽	70(2)	70(2)	70(2)	70—105 (2—3)	70—105 (2—3)	70—105 (2—3)
図画工作	105(3)	105(3)	105(3)	70—105 (2—3)	70(2)	70(2)
家庭					105(3)	105(3)
体育	105(3)	105(3)	105(3)	105(3)	105(3)	105(3)
自由研究				70—140 (2—4)	70—140 (2—4)	70—140 (2—4)
総時間	770(22)	840(24)	875(25)	980—1050 (28—30)	1050—1190 (30—34)	1050—1190 (30—34)

備考

- この時間数は1年間総時間数を示したものである(括弧の中は、1週間の平均時間数)。この時間数は、一年間最少限三十五週の指導を要求するものとしての標準時間数である。だから35週以上の指導をする場合には、児童生徒の負担が過重にならない程度に総時数が増してもよい。
- 1時間は正味60分間と計算すること。
- 第4、5、6学年の総時間数は負担過重にならぬよう最高時間を示したものであること。(但し一年三十五週以上の指導を行うときはそれに應じて総時数が増してもよい。)

文部大臣あて 著者又は 発行者 住所 (電話) 氏 名 印	年 月 日	右の図書を修正いたしたく、修正原稿の写五部を添えて、申請します。	図書名 又は 学年、 学 科 科	使用 学校	通信教育用学習図書修正申請書	
			ページ 数	巻冊の 記号		
				番 年 月 日 号	検 定 済	
				(分担執筆者あ る場合は連記)	著者の氏名職名	
			理由 要点	修正 の		

高等学校教科課程表

教科	教科別総時数 (単位数)	学年別の例		
		第1学年	第2学年	第3学年
國語	國語	315(9)	105(3)	105(3)
	漢文	70(2)-210(6)	70(2)	70(2)
社会	一般社会	70(2)-210(6)	70(2)	70(2)
	國史	175(5)	175(5)	
	世界史	175(5)		175(5)
	人文地理	175(5)		175(5)
	時事問題	175(5)		175(5)
	一般数学	175(5)	175(5)	
	解析(1)	175(5)	175(5)	
数学	幾何	175(5)	175(5)	
	解析(2)	175(5)	175(5)	
	物理	175(5)	175(5)	
理科	化学	175(5)	175(5)	
	生物学	175(5)	175(5)	
	地学	175(5)	175(5)	
体育	315(9)	105(3)	105(3)	
芸能	音楽	70(2)-210(6)	70(2)	70(2)
	図画	70(2)-210(6)	70(2)	70(2)
	書道	70(2)-210(6)	70(2)	70(2)
	工作	70(2)-210(6)	70(2)	70(2)
家庭	一般家庭	245(7)-140(4)	245(7)	245(7)
	家族	70(2)		70(2)
	保育	70(2)-140(4)		70(2)
	家庭経理	70(2)-140(4)		145(4)
	食物	175(5)-350(10)		175(5)
被服	175(5)-350(10)		175(5)	
外国語	175(5)-525(15)	175(5)	175(5)	
職業に関する教科	1,645(47) 以内	1,645(47) 以内		
工業に関する教科				
商業に関する教科				
水産に関する教科				
家庭技術に関する教科				
その他の職業に関する教科				

中学校の教科課程表

教科	学年				
	1	2	3		
必修科目	國語	175(5)	175(5)	175(5)	
	習字	35(1)	35(1)		
	社会	175(5)	140(4)	140(4)	
	國史		35(1)	70(2)	
	数学	140(4)	140(4)	140(4)	
	理科	140(4)	140(4)	140(4)	
	音楽	70(2)	70(2)	70(2)	
	図画工作	70(2)	70(2)	70(2)	
	体育	105(3)	105(3)	105(3)	
	職業(農業、商業、水産、工業、家庭)	140(4)	140(4)	140(4)	
	必修科目計	1050(30)	1050(30)	1050(30)	
	選択科目	外国語	35-140 (1-4)	35-140 (1-4)	35-140 (1-1)
		習字			35(1)
		職業	35-140 (1-4)	35-140 (1-4)	35-140 (1-4)
自由研究		35-140 (1-4)	35-140 (1-4)	35-140 (1-4)	
選択科目計		35-140 (1-4)	35-140 (1-4)	35-140 (1-4)	
総計	1050-1190 (30-34)	1050-1190 (30-34)	1050-1190 (30-34)		

註 小学校の教科課程表の備考参照

備考

1. この表に示すものうち、次の教科は、すべて生徒がこれを履習しなければならない。
 - (1) 国語(×印) 一般社会、体育
 - (2) 社会(一般社会を除く)、数学、理科のそれぞれの教科群において生徒の選択する各一教科
2. 生徒は週当り三十乃至三十四時間、年三十五週以上学校において授業又は指導をうけなければならない。但し夜間及び定時制の課程においてはこの限りではない。
3. 職業課程においては、必要な場合に、適当な時間数の実習を八十五単位外に課し、又は、これを週三十四時間とえて課することができる。
4. 職業課程においては、備考1に示すもの以外に履習する社会、数学及び理科の単位数を必要に応じてこの表に示す数よりも減少させることができる。